

福岡空港回転翼機能移設事業に係る
計画段階環境配慮書

平成 27 年 8 月

国土交通省大阪航空局

国土交通省九州地方整備局

本書に掲載した地図及び空中写真は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び同院撮影の空中写真を複製したものである。（承認番号 平27情複、 第268号）

また、本書に掲載した地図及び空中写真をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

はじめに

本図書は、福岡市環境影響評価条例(平成10年3月30日条例第18号)第4条の3の規定に基づき作成した「福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書(以下、「配慮書」という。)」である。

— 目 次 —

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地等	1
1.1 事業の名称	1
1.2 事業の種類	1
1.3 事業者の名称	1
1.4 代表者の氏名	1
1.5 主たる事務所の所在地	1
第2章 対象事業計画の目的及び内容	2
2.1 対象事業計画の目的	2
2.2 対象事業計画の内容	6
2.2.1 事業実施想定区域及びその設定の根拠	6
2.2.2 事業計画、事業の規模及びその他の諸元	11
2.3 複数案の設定	12
第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況	13
3.1 自然的状況	16
3.1.1 大気環境の状況	16
3.1.2 水環境の状況	37
3.1.3 地形、地質等の状況	50
3.1.4 動物、植物、生態系の状況	55
3.1.5 景観、人と自然との触れ合いの活動の場の状況	85
3.2 社会的状況	90
3.2.1 人口・産業の状況	90
3.2.2 資源利用の状況	94
3.2.3 社会資本整備等の状況	100
3.2.4 環境保全上の指定・規制の状況	113
3.3 その他の必要な事項	152
第4章 計画段階配慮事項の選定	163
4.1 影響要因及び環境要素の抽出	163
4.1.1 影響要因の抽出	163
4.1.2 環境要素の抽出	164
4.2 環境に及ぼす影響の検討	167

4.3 計画段階配慮事項の選定	167
第5章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	168
5.1 騒音	168
5.1.1 調査	168
5.1.2 予測	169
5.1.3 評価	171
5.2 人と自然との触れ合いの活動の場	172
5.2.1 調査	172
5.2.2 予測	173
5.2.3 評価	173
第6章 計画段階配慮の総合評価	174
第7章 専門家等による技術的助言	175
第8章 その他規則で定める事項	176
第9章 受託者の氏名及び住所	176
9.1 受託者の名称及び代表者の氏名	176
9.2 受託者の主たる事務所の所在地	176

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地等

1.1 事業の名称

福岡空港回転翼機能移設事業

1.2 事業の種類

飛行場及びその施設の設置の事業

1.3 事業者の名称

国土交通省大阪航空局

国土交通省九州地方整備局

1.4 代表者の氏名

国土交通省 大阪航空局長	蒲生 猛
国土交通省 九州地方整備局長	鈴木 弘之

1.5 主たる事務所の所在地

大阪航空局 : 大阪府大阪市中心区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館

九州地方整備局: 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

[質問等を受け付ける担当部署]

- ・ヘリコプターの運航、飛行場の施設の供用に係るもの

国土交通省 大阪航空局 空港部 空港企画調整課

〒540-8559 大阪府大阪市中心区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館

TEL. (06)6949-6469 FAX. (06)6949-6218

- ・工事の実施、飛行場の存在に係るもの

国土交通省 九州地方整備局 港湾空港部 福岡空港プロジェクトチーム

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

TEL. (092)418-3374 FAX. (092)418-3060

第2章 対象事業計画の目的及び内容

2.1 対象事業計画の目的

現在、福岡空港では、福岡圏域住民の安全・安心の確保、情報発信のための機能等、重要な役割を果たすため、一刻一秒を争う緊急出動（消防、捜索・救助、救急医療、報道等）に備え、福岡市消防局や福岡県警察等のヘリコプターが常駐待機している（自衛隊機等を除き23機）。

表 2.1 使用目的別ヘリコプター発着回数（福岡空港）

種別	使用目的	発着回数（回/年）※1
福岡市消防	消防等業務	8百回程度
福岡県警察	捜索・救助等業務	1千回程度
報道事業者	報道取材	3千回程度
その他	救急患者搬送、外来※2等	2千回程度
合計		7千回程度

注）※1：現在の福岡空港におけるヘリコプターの発着回数は年間7千回程度

※2：外来とは、常駐機以外の利用で、使用頻度はごくわずかである

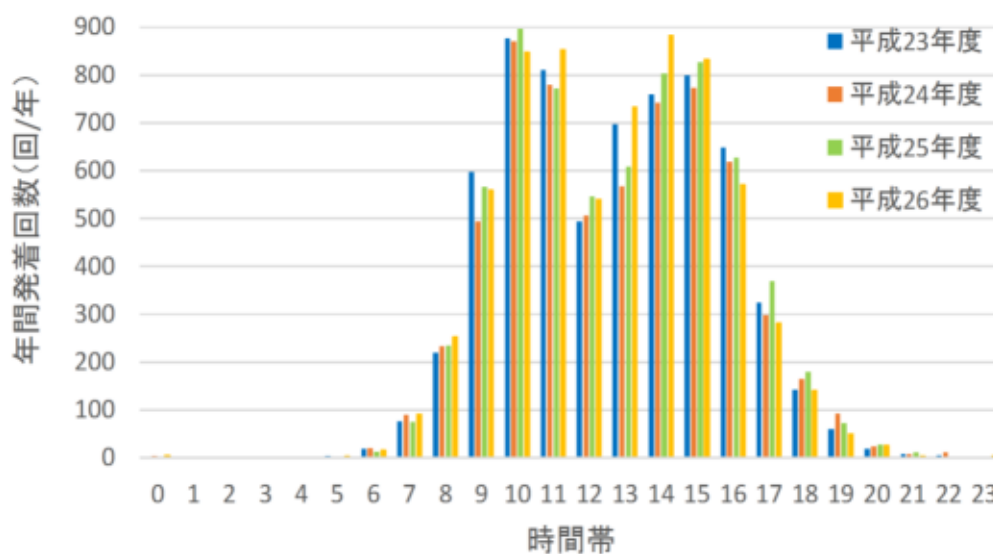


図 2.1 時間帯別ヘリコプター発着回数（福岡空港）

※夜間（22時台～6時台）の発着は、全体の0.6%程度であり、救命・救難などの人道的活動を実施

一方、福岡空港は、近隣アジア諸国との交流拡大、格安航空会社（LCC）の参入等により航空機発着回数が増加しており、ヘリコプターの運航と民航機（固定翼機）の運航が競合することが多く、双方の運航に影響を与えている。



図 2.2 福岡空港の現状

福岡空港における航空需要は、アジアに近いという地理的優位性も相俟って国際線を中心にさらなる増加が見込まれている。

ヘリコプターと民航機（固定翼機）の混在がこのまま続けば、ヘリコプターの運航に与える影響は、さらに厳しくなるものと考えられる。

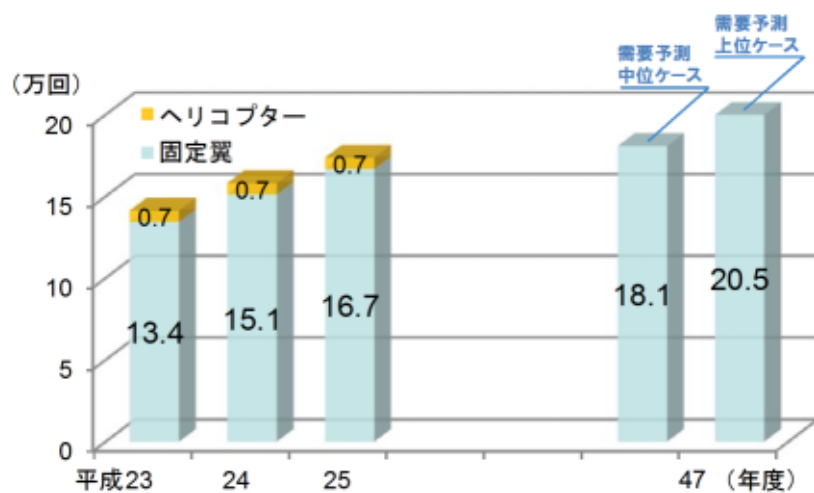


図 2.3 福岡空港の発着回数(需要予測)



図 2.4 福岡空港の現状（ピーク時間帯）

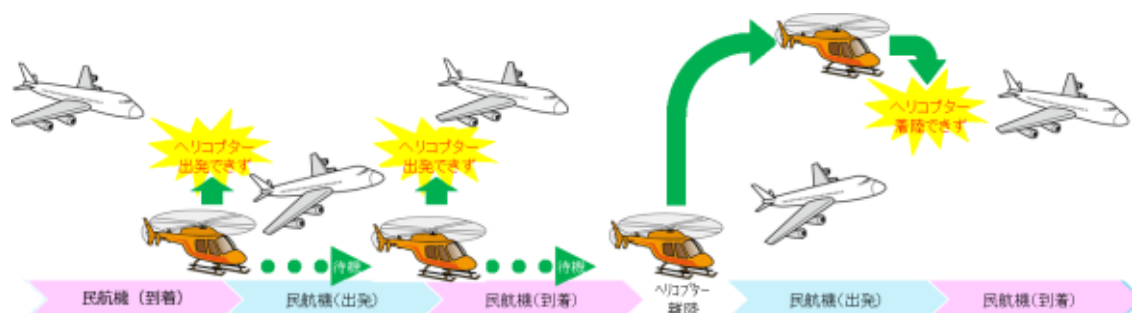


図 2.5 将来の福岡空港におけるピーク時間帯の発着イメージ

本事業計画は、ヘリコプター専用の運用施設を現空港場外に新たに設置することで、緊急出動（消防、捜索・救助、救急医療、報道等）等の活動において、ヘリコプターのより迅速な運航を可能とし、福岡圏域住民の安全・安心の確保、情報発信のための機能等、重要な役割を最大限に発揮させるものである。

なお、福岡空港においては、本事業計画によりヘリコプターと民航機（固定翼機）の混在が改善され、運航効率の向上等が図られることとなる。

表 2.2 ヘリコプターの常駐機数（自衛隊機等除く）

	東京圏	大阪圏	福岡圏
拠点空港	7機 (東京国際空港)	8機 (大阪国際空港)	23機 (福岡空港)
ヘリコプターの拠点	73機 (東京ヘリポート)	52機 (八尾空港)	—



注1) 東京圏・大阪圏では、ヘリコプターの拠点が別途設置されているが、福岡圏にはない。

注2) 福岡空港のヘリコプター常駐機数23機は、他空港に比べると突出して多い。

2.2 対象事業計画の内容

2.2.1 事業実施想定区域及びその設定の根拠

事業実施想定区域は、図 2.6に示す福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜（現在は、未利用となっている造成地）が選定された。

同区域は、事業特性並びに周辺自然・都市環境及び利便性等を考慮して設定した以下の7つの選定要件を全て満たす唯一の区域として選定されたものである。

選定要件①：市街化区域を含まない地域

- ・市街地への立地は利便性の面で有利であるが、公共施設、民家等が集中しており、用地確保が困難であり、こうした地域を避けることで結果的に民家等に対する騒音の影響を軽減できると考えられる。
- ・そこで、将来的な市街化の可能性も考慮し「市街化区域を含まない地域」を要件とする。

選定要件②：建物用地比率：20%以下の地域

- ・既に建物が密集している地域への立地は、用地確保が困難であり、市街化区域外であっても、可能な限り住宅密集地を回避する必要がある。
- ・そこで、他の公共用ヘリポートの立地状況を参考に「建物用地比率20%以下の地域」を要件とする。

選定要件③：地形起伏の高低差：125m未満の地域

- ・整備の工程・工費等を勘案し、大規模な土工を伴わない場所とする必要がある。
- ・そこで、「1kmメッシュ※内及び連続する2つの1kmメッシュ内の高低差が125m未満の地域」を要件とする。

※国土数値情報の土地利用3次メッシュ（約1km×1km）

選定要件④：自然公園を含まない地域

- ・福岡都市圏には自然公園法及び福岡県立自然公園条例に基づき指定される国定公園、県立自然公園が存在し、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図るために、自然公園の土地の形状変更や樹木の伐採等が生じないようにする必要がある。
- ・そこで、国定公園等の「自然公園を含まない地域」を要件とする。

選定要件⑤：福岡市都心から直線距離15km内の地域

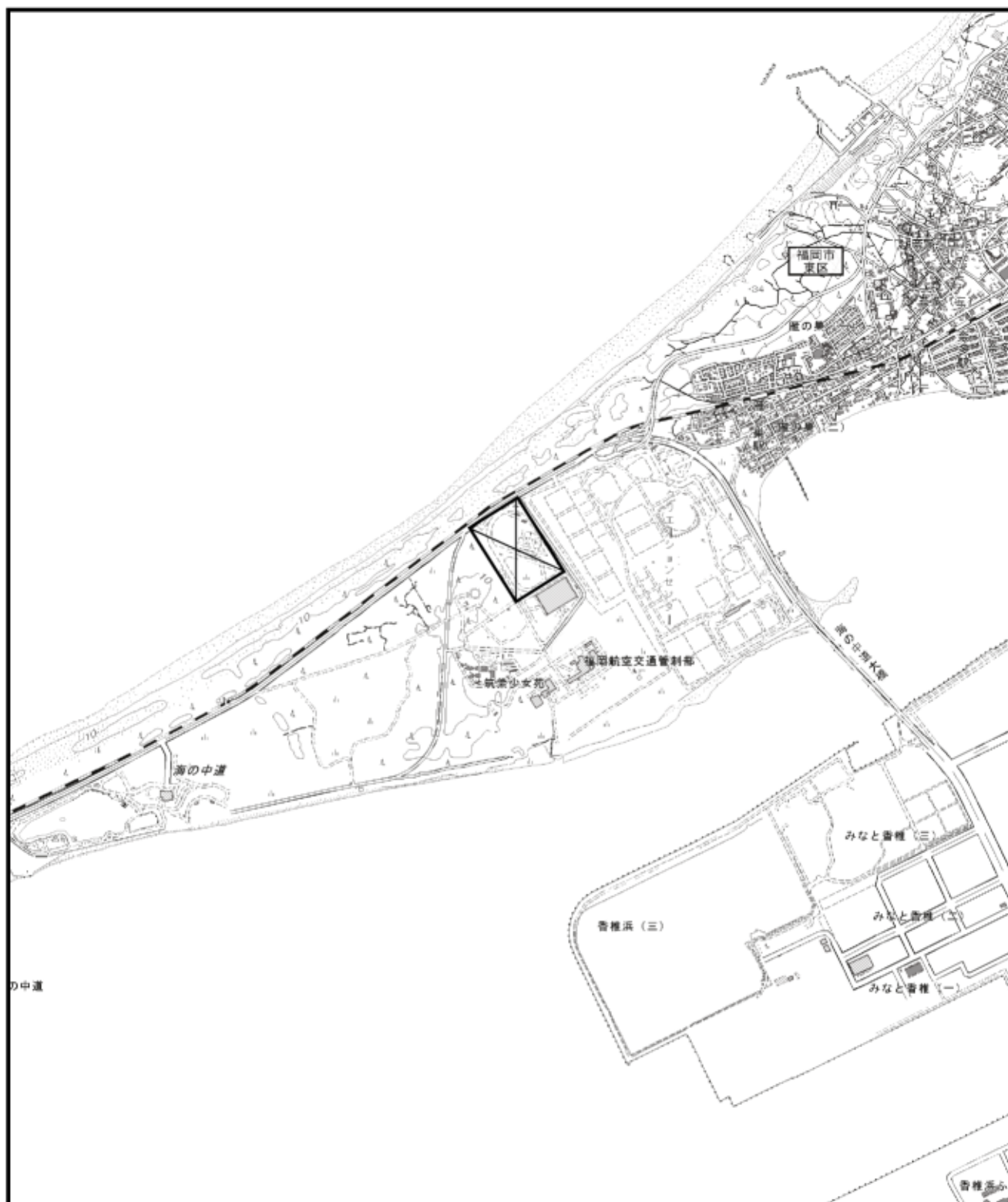
- ・緊急出動等の活動において、迅速に目的地へ運航できるよう、発着需要の多い福岡都市圏内である必要がある。
- ・そこで、本事業で計画する施設と同様の機能・規模を有する公共用ヘリポートは、都府県庁舎・市区庁舎から直線距離で概ね10～15km内に立地していることから、「福岡市都心から直線距離で15km内の地域」を要件とする。

選定要件⑥：福岡市都心から移動距離16km内の地域

- ・緊急出動等の活動において、迅速にヘリコプターの拠点へアクセスできる必要がある。
- ・そこで、本事業で計画する施設と同様の機能・規模を有する公共用ヘリポートは、都府県庁舎・市区庁舎から移動距離で概ね16km内に立地していることから、「福岡市都心から移動距離で16km内の地域」を要件とする。

選定要件⑦：土砂災害や浸水の被害を受けにくい地域

- ・土砂災害や集中豪雨等の災害発生時においても、適切に機能を発揮する必要がある。
- ・そこで、以下の区域を含まない地域を要件とする。
 - 「土砂災害が発生した場合に危害が生ずるおそれがある区域（土砂災害警戒区域・特別警戒区域）」
 - 「河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域（浸水想定区域）」
 - 「津波があった場合に想定される浸水の区域（津波浸水想定）」

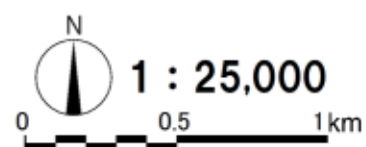


凡 例



: 事業実施想定区域

図 2.6 事業実施想定区域位置図（拡大）



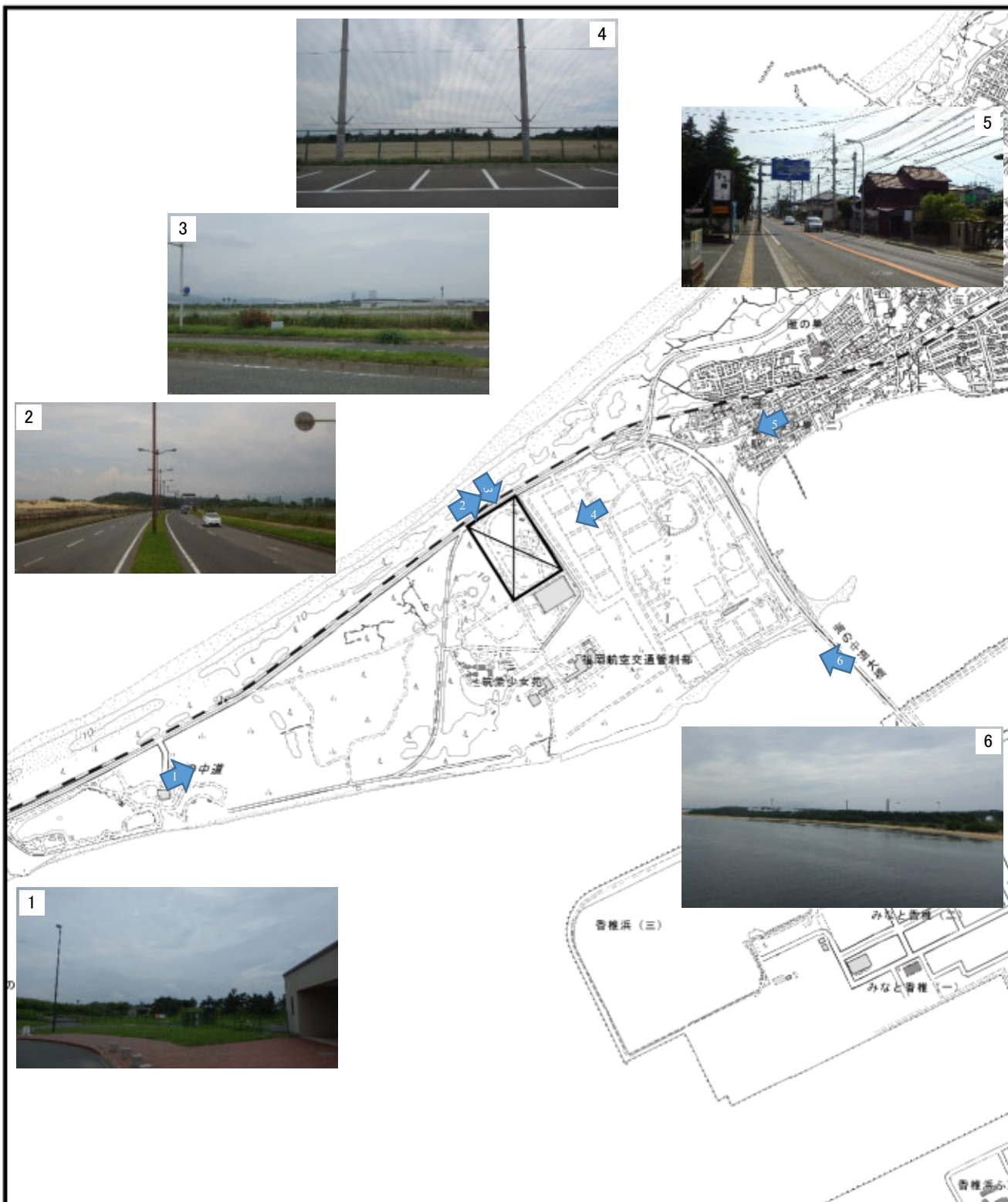


凡 例

 : 対象事業実施区域

図 2.7 事業実施想定区域位置図（航空写真）





凡 例

⊠ : 事業実施想定区域

図 2.8 事業実施想定区域周辺の状況



2.2.2 事業計画、事業の規模及びその他の諸元

(1) 事業、施設配置等に関する事項

対象事業計画で定めようとする事業、施設配置等に関する事項は、表 2.3に示すとおりである。

表 2.3 事業計画の内容の概略

項 目	内 容
面 積	約80,000m ²
基 本 施 設	滑走路、誘導路、エプロン
ターミナル施設	格納庫、事務所等建屋、管理庁舎、給油施設等
その他の施設	道路・駐車場、照明施設、排水施設等

本事業計画の概念図は、図 2.9に示すとおりである。

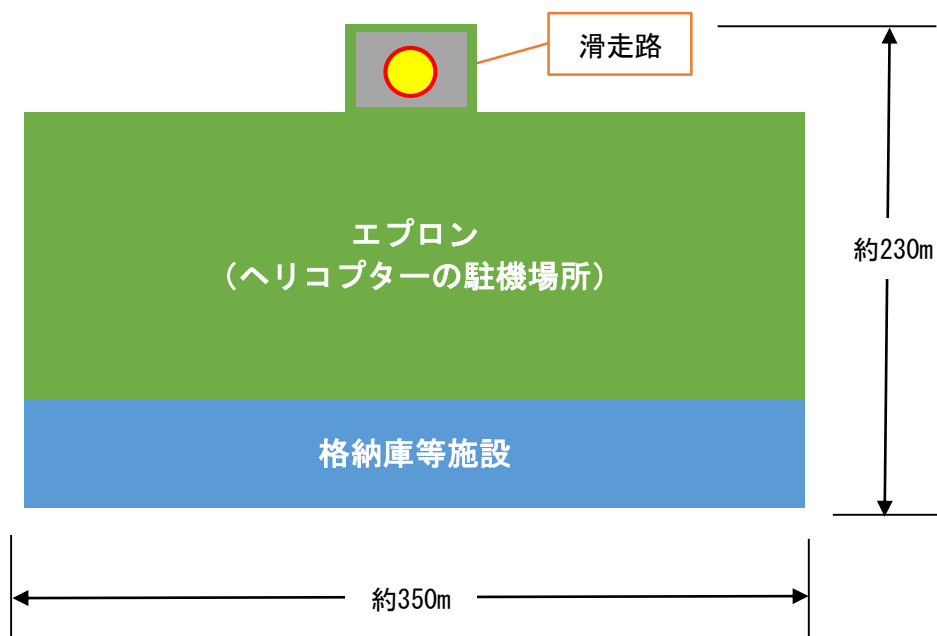


図 2.9 事業実施想定区域概念図

(2) 運航計画の概要

- ・ 本事業に係る運航計画は、現在の福岡空港における回転翼機能を移設するものであり、その移設対象は、消防、捜索・救助、救急医療、報道等に関するものである。
- ・ 常駐機数は、23機程度（自衛隊機は移設対象外）。
- ・ ヘリコプターの発着回数は、年間6～7千回程度（単純平均で1日9機程度）。
- ・ 運航方法は今後調整を図ることとしており、出発・到着時の飛行ルートについては、可能な限り海上を飛行するよう事業者（操縦士）へ理解を求めていく（飛行の目的によっては陸上を飛行することもあり得る）。

(3) 工事計画の概要

事業実施想定区域は、現在未利用となっている造成地である。

主要な工事は、準備工事、土木工事、建築工事、照明工事等を予定しており、今後詳細を検討する。

主要工事工程は、表 2.4に示すとおりであり、着工から供用開始まで約2年間で予定している。

表 2.4 主要工事工程

	1年目	2年目
準備工	■	
土木工事	■	■
建築工事		■
照明工事等	■	■

2.3 複数案の設定

計画段階配慮事項の検討では、位置、規模又は配置、構造に関する事業者が実行可能な複数案について、環境への影響を比較することが基本とされている。

本配慮書では、格納庫等のターミナル施設の配置について、表 2.5に示す2案を設定し、比較・検討を行う。

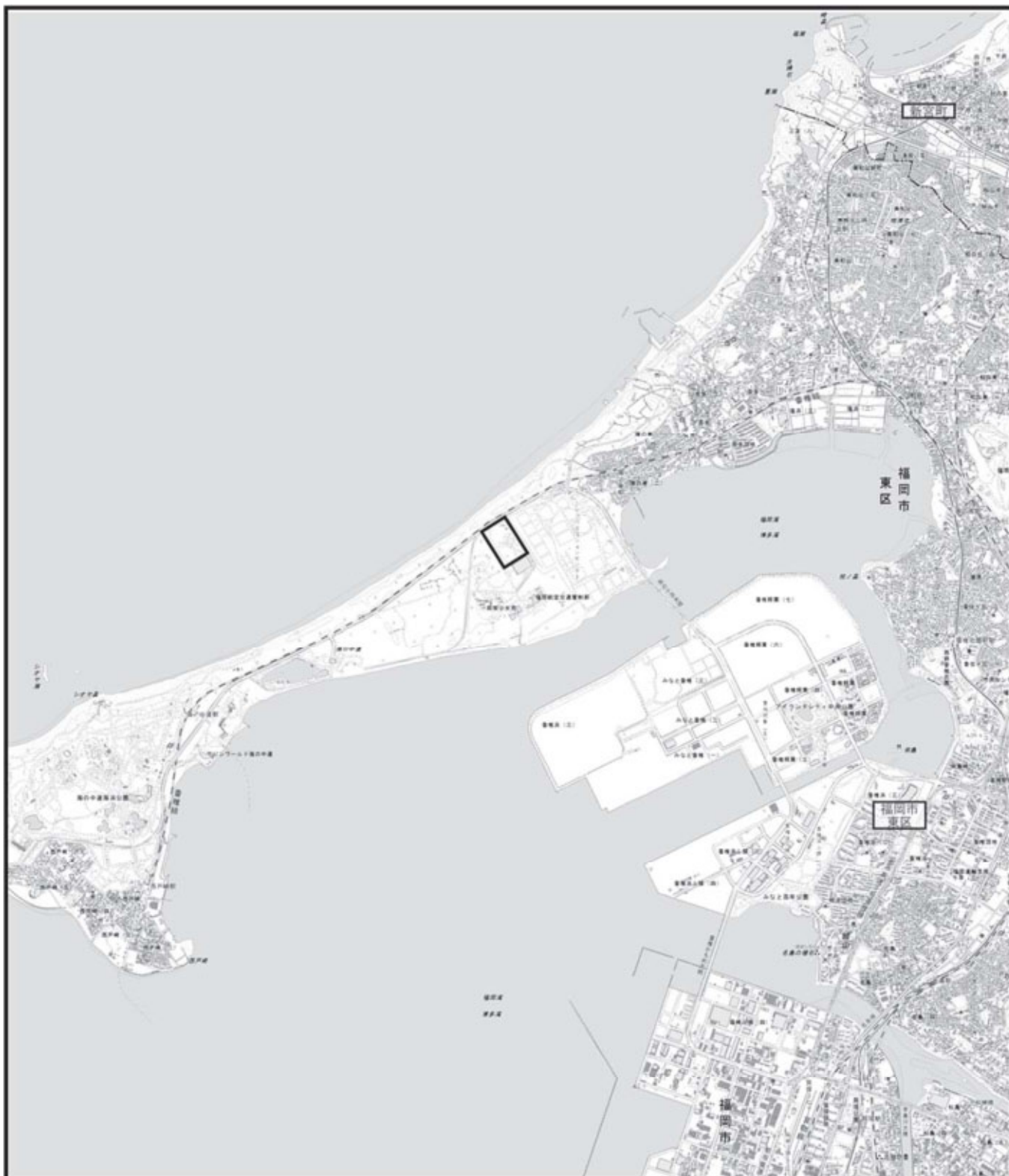
表 2.5 配置に係る複数案

	案 1：格納庫等東側配置案	案 2：格納庫等南北配置案
配置案		
計画案の概要	- 格納庫等のターミナル施設を東側に連担して配置 - ターミナル施設により周囲への騒音を低減	- 格納庫等のターミナル施設を南北に分割して配置 - ターミナル施設により飛砂や海風を防止

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲（以下、「事業実施想定区域周囲」という。）の概況（大気環境を除く）については、福岡市東区のうち図 3-1 に示す範囲を対象とし、既存資料を基に情報を収集・整理した。

なお、大気環境の概況については、主として図 3-2 に示す福岡市の範囲を対象とし、統計資料については、事業実施想定区域が位置する福岡市東区または福岡市を対象とした。



凡 例

- : 事業実施想定区域
 - - - - - : 市町村界

図 3-1 事業実施想定区域周囲の範囲





图 3-2 事業実施想定区域周围（大気環境）

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象

気象観測地点は図 3.1.1-1 に示すとおりであり、事業実施想定区域周辺については、福岡航空測候所と福岡管区気象台の 2 地点がある。また、風速・風向データの測定地点は、事業実施想定区域周辺で最も近い一般環境大気測定局の「香椎」である。

福岡管区気象台における気象状況の平年値（昭和 56～平成 22 年の平均値）は表 3.1.1-1 に示すとおりである。事業実施想定区域周囲は、対馬海流の支流が流れる玄界灘に面するため、年間を通した気候要素を見ると暖帯的要素は強いが、日本海側に位置することから冬季に曇りや雨の天気が多く、季節風の影響により風の強い日が多いといった、日本海型気候区の特徴を示す。なお、降水量の最大値は冬季ではなく夏季であることから、太平洋型気候区への漸移帯であると考えられている。平年値の平均気温は 17.0℃、平均相対湿度は 68%、年間降水量は 1612.3mm となっている。

表 3.1.1-1 気象の概況（福岡管区気象台）

区分 月	現地気圧 (hPa)	平均気温 (℃)	相対湿度 (%)	平均風速 (m/s)	最多風向	降水量 (mm)	日照時間 (時間)	降雪の深さ (cm)
1 月	1020.1	6.6	63	2.9	南東	68.0	102.1	2
2 月	1018.8	7.4	63	3.0	南東	71.5	121.0	1
3 月	1016.5	10.4	65	3.1	北	112.5	149.8	1
4 月	1013.4	15.1	65	3.0	北	116.6	181.6	－
5 月	1010.0	19.4	68	2.8	北	142.5	194.6	－
6 月	1006.5	23.0	74	2.7	北	254.8	149.4	－
7 月	1006.2	27.2	75	2.8	北	277.9	173.5	－
8 月	1006.7	28.1	72	2.9	北	172.0	202.1	－
9 月	1010.3	24.4	73	2.9	北	178.4	162.8	－
10 月	1015.5	19.2	67	2.7	北	73.7	177.1	－
11 月	1019.0	13.8	67	2.6	南東	84.8	136.3	－
12 月	1020.5	8.9	64	2.8	南東	59.8	116.7	0
全年	1013.6	17.0	68	2.9	南東	1612.3	1867.0	4

注) 最多風向のみ平成 2～平成 22 年の 21 年間の平均値

出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ、<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)



凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- ⊙ : 区界
- : 気象観測所 (2 地点)
- : 一般環境大気測定局 (4 地点)
- ⊙ : 自動車排出ガス測定局 (3 地点)
- ◇ : 降下ばいじん測定局 (1 地点)

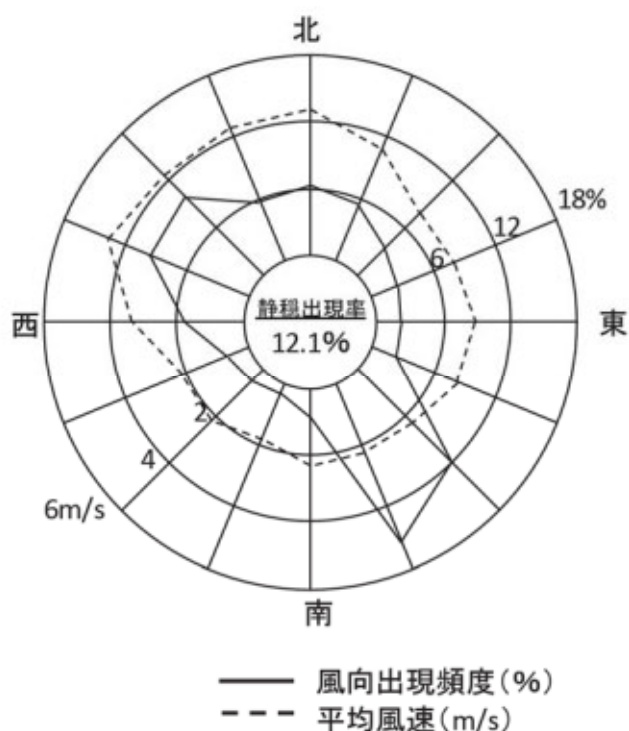
図 3.1.1-1 気象・大気質測定地点位置図

出典:「ふくおかの大気環境」(福岡県ホームページ)

一般環境大気測定局の「香椎」(福岡市東区香住ヶ丘3丁目10)における平成26年度の風向・風速観測結果は、図3.1.1-2及び表3.1.1-2に示すとおりである。

年間最多風向としては南南東(15.6%)、次いで南東(12.2%)、北西(10.1%)の順で発生頻度が高くなっている。なお、静穏出現率は12.1%である。

月間の最多風向は、南東の風となる月数が多く、年間で6ヶ月を占めている。次に南南東の風が5ヶ月と多い。それ以外の風は12月の西北西の風となっている。また平均風速は、2.3m/s(9月)～4.2m/s(12月)の範囲にある。



注) 静穏出現率は、風速 0.9m/s 以下の状態が出現する頻度を指す。

出典：「福岡市の大気環境」(福岡市ホームページ、<http://www.fukuokakanshi.com/>)

図 3.1.1-2 一般環境大気測定局の「香椎」における風配図

表 3.1.1-2 風向・風速観測結果(香椎)

項目	平成 26 年									平成 27 年		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
最多風向	南南東	南南東	南東	南南東	南東	南東	南南東	南南東	西北西	南東	南東	南東
平均風速 (m/s)	2.6	2.6	2.5	2.4	2.8	2.3	3.1	2.5	4.2	3.7	3.1	2.9
1 時間値の風速 最高値 (m/s)	10.3	7.2	8.1	7.4	9.2	7.7	13.5	8.4	11.2	12.1	8.4	8.9

出典：「福岡市の大気環境」(福岡市ホームページ、<http://www.fukuokakanshi.com/>)

福岡管区気象台における平成 26 年度の全天日射量と雲量観測結果は表 3.1.1-3 に示すとおりであり、全天日射量の最大は 5 月の 21.2MJ/m²であり、最小は 12 月の 6.5MJ/m²である。また、雲量の最大は 8 月の 9.2、最小は 10 月の 5.4 である。

表 3.1.1-3 全天日射量と雲量観測結果(福岡管区気象台)

項目	平成 26 年									平成 27 年		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
全天日射量 (MJ/m ²)	15.7	21.2	13.6	14.7	10.7	14.2	12.4	8.7	6.5	7.1	9.8	15.5
雲量	6.2	6.1	9.0	8.2	9.2	7.0	5.4	6.2	7.6	7.4	7.3	6.1

出典：「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ、<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)

(2) 大気質

事業実施想定区域周囲には図 3.1.1-1 に示すとおり、一般環境大気測定局が 4 局、自動車排出ガス測定局が 3 局ある。また、吉塚小学校では降下ばいじんの測定が行われている。これらの測定局の測定項目は表 3.1.1-4 に示すとおりである。

表 3.1.1-4 大気汚染測定地点及び測定物質

測定局名		測定物質											
		環境基準物質											降下ばいじん
		二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	微小粒子状物質	ダイオキシン類	
一般環境大気	香椎	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	東	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
	吉塚	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	市役所	○	—	○	○	○	—	—	—	—	○	○	—
自動車排出ガス	比恵	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	千鳥橋	—	—	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—
	天神	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
吉塚小学校		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）
「平成 26 年度版 ふくおかの環境」（平成 26 年 9 月 福岡市環境局）
「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、
http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta_2_3.html）

1) 二酸化いおう

二酸化いおうの測定結果及び年平均値の経年変化は、表 3.1.1-5 及び表 3.1.1-6 及び図 3.1.1-3 に示すとおりである。平成 25 年度の測定結果では、全ての測定局において環境基準を満足しており、経年変化については横ばい傾向にある。

表 3.1.1-5 二酸化いおう測定結果（平成 25 年度）

測定局名	年平均値	日平均値の 年間 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2 日以上連 続したことの有無	環境基準	環境基準 との比較
	(ppm)	(ppm)			
吉塚	0.003	0.005	無	1 時間値の 1 日平均 値が 0.04ppm 以下 であり、かつ、1 時 間値が 0.1ppm 以下 であること。	○
市役所	0.002	0.005	無		○
天神	0.002	0.004	無		○

注) 環境基準との比較では、日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと（長期的評価）を満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

表 3.1.1-6 二酸化いおう（年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (ppm)				
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
吉塚	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003
市役所	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
天神	0.004	0.005	0.005	0.003	0.002

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

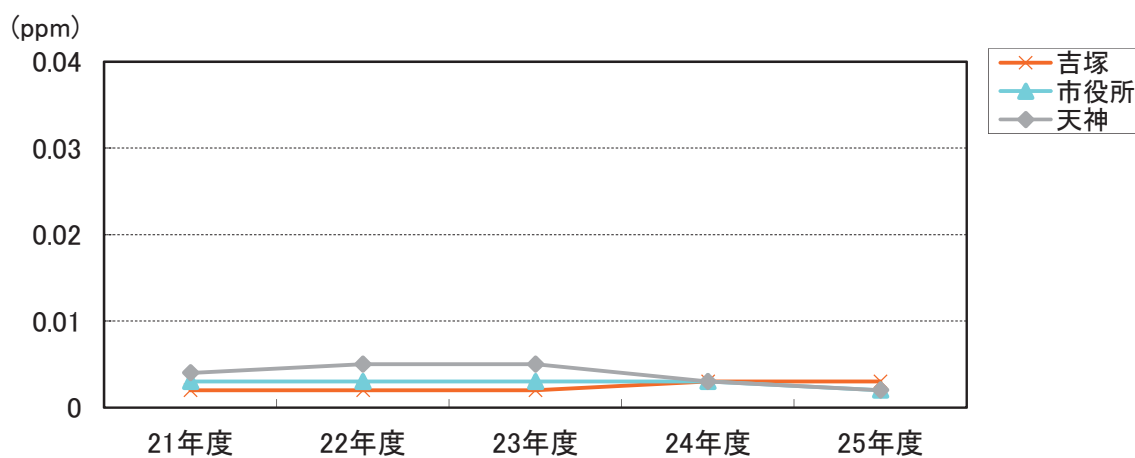


図 3.1.1-3 二酸化いおう（年平均値）の経年変化

2) 一酸化炭素

一酸化炭素の測定結果及び年平均値の経年変化は、表 3.1.1-7 及び表 3.1.1-8 及び図 3.1.1-4 に示すとおりである。平成 25 年度の測定結果では、天神測定局において環境基準を満足しており、経年変化については横ばい傾向にある。

表 3.1.1-7 一酸化炭素測定結果（平成 25 年度）

測定局名	年平均値	日平均値の 年間 2%除外値	日平均値が 10ppm を 超えた日が 2 日以上 連続したことの有無	環境基準	環境基準 との比較
	(ppm)	(ppm)			
天神	1.1	1.6	無	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	○

注) 環境基準との比較では、日平均値の年間 2%除外値が 10ppm 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと（長期的評価）を満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

表 3.1.1-8 一酸化炭素（年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (ppm)				
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
天神	1.1	0.9	1.0	1.0	1.1

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

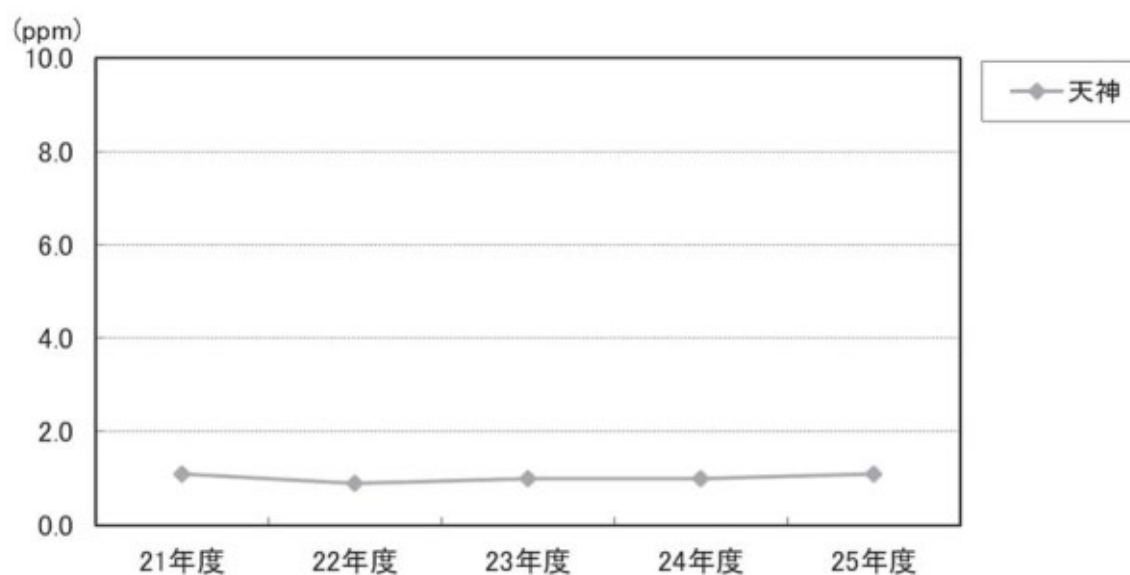


図 3.1.1-4 一酸化炭素（年平均値）の経年変化

3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定結果及び年平均値の経年変化は、表 3.1.1-9、表 3.1.1-10 及び図 3.1.1-5 に示すとおりである。平成 25 年度の測定結果では、全ての測定局において環境基準を満足しており、経年変化については横ばい傾向にある。

表 3.1.1-9 浮遊粒子状物質測定結果（平成 25 年度）

測定局名	年平均値	日平均値の 年間 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上 連続したことの有無	環境基準	環境基準 との比較
	(mg/m ³)	(mg/m ³)			
香椎	0.026	0.062	無	1 時間値の 1 日平均 値が 0.10mg/m ³ 以下で あり、かつ、1 時間値 が 0.20mg/m ³ 以下であ ること。	○
東	0.021	0.056	無		○
吉塚	0.027	0.071	無		○
市役所	0.025	0.064	無		○
比恵	0.027	0.067	無		○
千鳥橋	0.025	0.061	無		○
天神	0.027	0.058	無		○

注) 環境基準との比較では、日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 0.10mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しないこと（長期的評価）を満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

表 3.1.1-10 浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (mg/m ³)				
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
香椎	0.035	0.029	0.024	0.025	0.026
東	0.021	0.021	0.021	0.020	0.021
吉塚	0.029	0.028	0.025	0.030	0.027
市役所	0.031	0.031	0.029	0.024	0.025
比恵	0.031	0.031	0.028	0.024	0.027
千鳥橋	0.028	0.025	0.024	0.022	0.025
天神	0.032	0.030	0.027	0.027	0.027

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

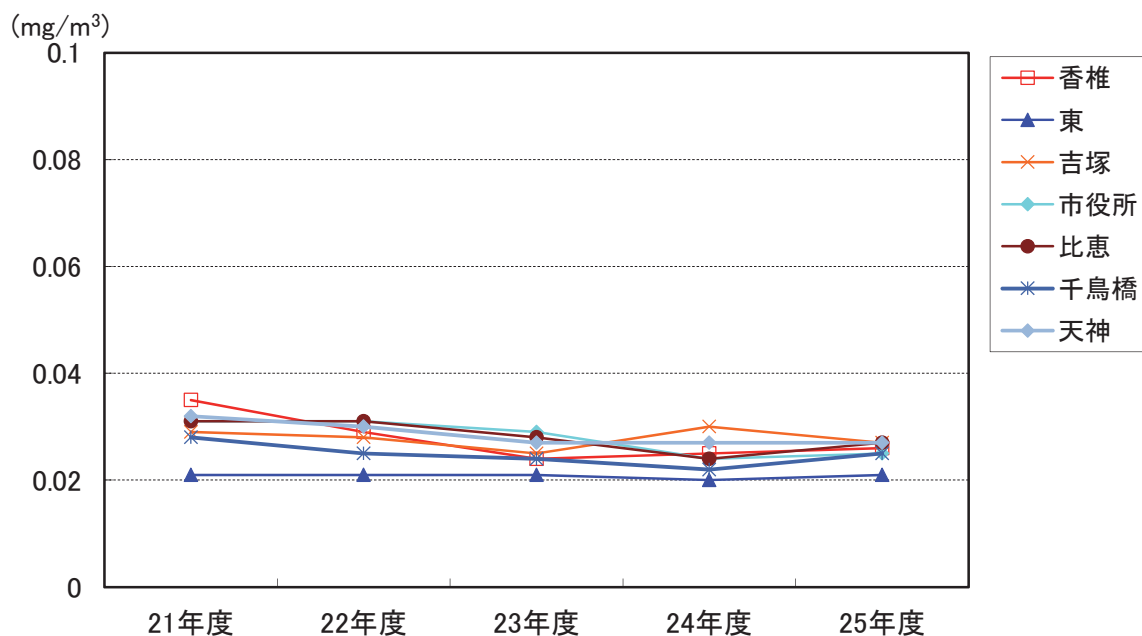


図 3.1.1-5 浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化

4) 二酸化窒素

二酸化窒素の測定結果及び年平均値の経年変化は、表 3.1.1-11、表 3.1.1-12 及び図 3.1.1-6 に示すとおりである。平成 25 年度の測定結果では、全ての測定局において環境基準を満足しており、経年変化については横ばい傾向にある。

表 3.1.1-11 二酸化窒素測定結果（平成 25 年度）

測定局名	年平均値	日平均値の 年間 98%値	環境基準	環境基準 との比較
	(ppm)	(ppm)		
香椎	0.008	0.017	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそれ以下である こと。	○
東	0.015	0.034		○
吉塚	0.015	0.033		○
市役所	0.016	0.030		○
比恵	0.020	0.039		○
千鳥橋	0.020	0.038		○
天神	0.035	0.055		○

注) 環境基準との比較では、日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であることを満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

表 3.1.1-12 二酸化窒素（年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値（ppm）				
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
香椎	0.009	0.010	0.011	0.010	0.008
東	0.017	0.017	0.016	0.015	0.015
吉塚	0.011	0.014	0.016	0.016	0.015
市役所	0.020	0.020	0.019	0.018	0.016
比恵	0.018	0.018	0.017	0.020	0.020
千鳥橋	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020
天神	0.041	0.039	0.035	0.035	0.035

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

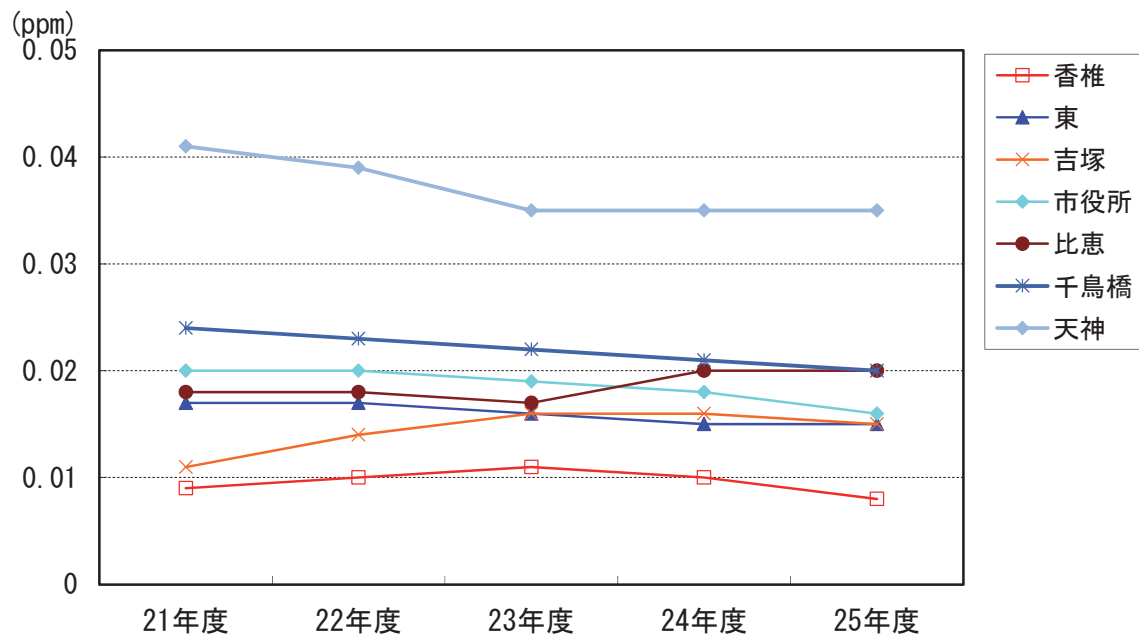


図 3.1.1-6 二酸化窒素（年平均値）の経年変化

5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定結果及び年平均値の経年変化は、表 3.1.1-13、表 3.1.1-14 及び図 3.1.1-7 に示すとおりである。平成 25 年度の測定結果では、全ての測定局において環境基準を満足しておらず、経年変化については横ばい傾向にある。

なお、「平成 25 年版日本の大気汚染状況」（平成 26 年 12 月 環境省水・大気環境局）によれば平成 24 年度の光化学オキシダントの環境基準を満足している測定局は全国の一般局で 0.3%、自排局で 0.0%であり、近年、その達成状況はきわめて低い水準で推移している。

表 3.1.1-13 光化学オキシダント測定結果（平成 25 年度）

測定局名	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を 超えた日数と時間数		環境基準	環境基準 との比較
	(日)	(時間)		
香椎	80	542	1 時間値が 0.06ppm 以下 であること。	×
東	49	287		×
吉塚	72	407		×
市役所	57	318		×

注) 環境基準との比較では、昼間の 1 時間値が年間を通じて 0.06ppm 以下であることを満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。なお、昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。したがって、1 時間値は 6 時から 20 時まで得られることになる。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

表 3.1.1-14 光化学オキシダント（昼間の 1 時間値の年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (ppm)				
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
香椎	0.042	0.037	0.035	0.037	0.035
東	0.037	0.033	0.030	0.031	0.031
吉塚	0.036	0.032	0.030	0.033	0.033
市役所	0.032	0.030	0.026	0.029	0.032

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

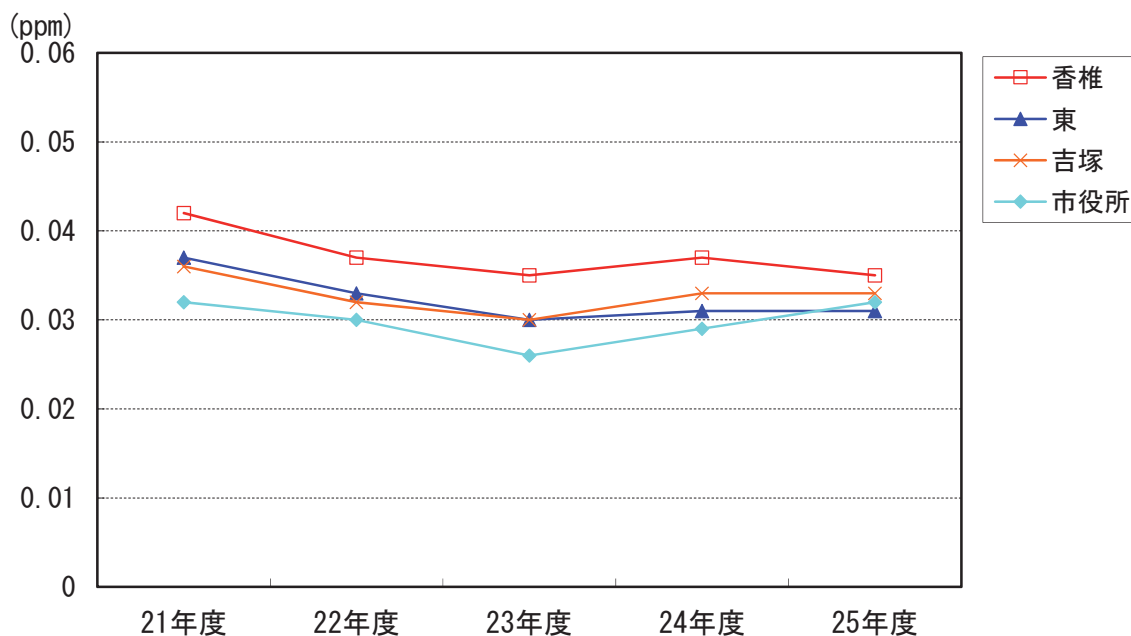


図 3.1.1-7 光化学オキシダント（昼間の1時間値の年平均値）の経年変化

6) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の平成25年度の測定結果は、表3.1.1-15に示すとおりである。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、全ての測定局において環境基準を大きく下回る低濃度である。ベンゼンにおいても全ての測定局において環境基準を満足している。

表 3.1.1-15 有害大気汚染物質（年平均値）の測定結果（平成25年度）

測定局名	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
香椎	0.72 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.057 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.13 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.72 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
吉塚	0.97 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.031 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.11 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.90 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
環境基準	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下 (3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) であること。	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下 (200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) であること。	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下 (200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) であること。	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下 (150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) であること。
環境基準 との比較	○	○	○	○

注) 環境基準との比較では、年平均値がそれぞれの項目の環境基準（1年平均値）以下であることを満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

7) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の平成 25 年度の測定結果は、表 3.1.1-16 に示すとおりである。全ての測定局において、環境基準を満足していない。

表 3.1.1-16 微小粒子状物質測定結果（大気質・平成 25 年度）

測定局名	年平均値	日平均値の 年間 98%値	環境基準	環境基準 との比較
	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
香椎	19.4	49.8	1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で あり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	×
吉塚	17.3	45.8		×
市役所	19.4	47.4		×
千鳥橋	19.0	48.1		×

注) 環境基準との比較では、1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ 1 日平均値の年間 98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることを満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>)

8) ダイオキシン類

ダイオキシン類に関する大気の平成 25 年度の測定結果は、表 3.1.1-17 に示すとおりである。全ての測定局において、環境基準を満足している。

表 3.1.1-17 ダイオキシン類測定結果（大気質・平成 25 年度）

測定局名	年平均値	環境基準	環境基準 との比較
	(pg-TEQ/ m^3)		
香椎	0.013	1 年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下で あること。	○
吉塚	0.015		○
市役所	0.017		○

注 1) pg(ピコグラム)：1 兆分の 1 グラム

注 2) TEQ(毒性等量)：ダイオキシン類はそれぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とし他のダイオキシン類の毒性を換算した合計量。

注 3) 環境基準との比較では、年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であることを満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta-old.html>)

9) 降下ばいじん

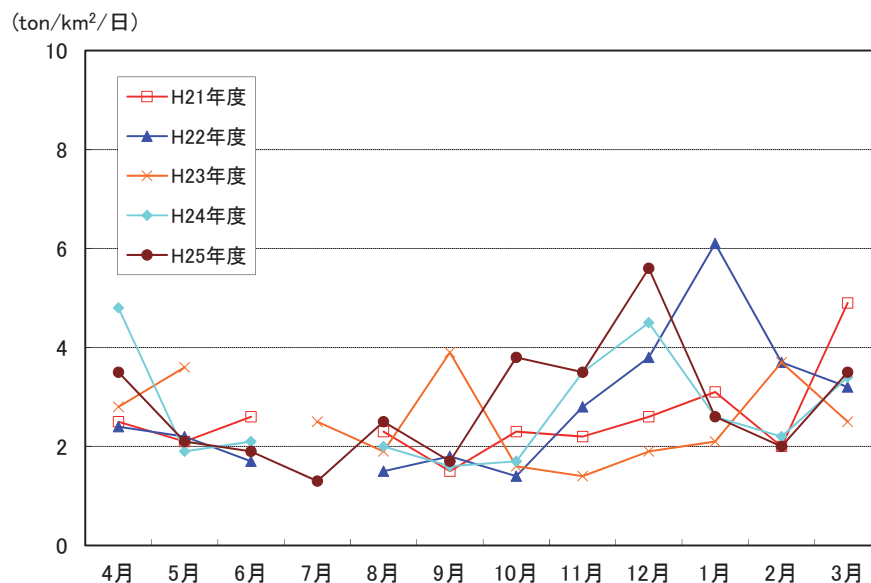
降下ばいじん量の年平均値の経年変化は、表 3.1.1-18 に示すとおりである。吉塚小学校における年平均値の経年変化については横ばい傾向にあり、いずれも参考値を下回っている。また、月別の降下ばいじん量の変動は、図 3.1.1-8 に示すとおりであり、冬季から春季にかけて高くなる傾向にある。

表 3.1.1-18 降下ばいじん量（年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (t/km ² /月)					参考値
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
吉塚小学校	2.6	2.8	2.5	2.8	2.8	10

注) 参考値とは、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)に基づき、降下ばいじん量の比較的高い地域の値とした。この値は、平成 5 年度から平成 9 年度に全国の一般環境大気測定局で測定された降下ばいじん量のデータから上位 2%を除外して得られた値である。

出典：「ふくおかの大気環境」(福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>)



注) 平成 21 年度～22 年度及び平成 24 年度の 7 月、平成 23 年度の 6 月は欠測である。

出典：「福岡市大気測定結果報告書」(福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html>)

図 3.1.1-8 月別の降下ばいじん量の変動

(3) 騒音

1) 道路交通騒音

事業実施想定区域周囲における平成 18～25 年度の道路交通騒音の測定結果は表 3.1.1-19 に、測定地点は図 3.1.1-9 に示すとおりである。

道路交通騒音が環境基準を満足していない地点は、一般国道 3 号の一部と、県道 志賀島和白線沿道の交通量の多い幹線道路に出現している。

表 3.1.1-19 騒音の状況（道路交通騒音）

地点番号	路線名	測定地点の住所	車線数	測定結果(dB)					
				平成 18～23 年度 ^{注 6)}		平成 24 年度		平成 25 年度	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道 3 号	福岡市東区千早 6 丁目 6-10	6	72	69	—	—	—	—
2		福岡市東区箱崎 7 丁目 8	6	70	65	—	—	—	—
3		福岡市東区松香台 1 丁目 24-19	6	73	69	75	70	75	70
4		福岡市東区原田 4 丁目 33	6	72	70	72	70	72	70
5	一般国道 495 号	福岡市東区和白 2 丁目 4-36	4	67	64	—	—	—	—
6		福岡市東区和白丘 1 丁目 6-1	2	68	64	—	—	—	—
7	県道 湊塩浜線	福岡市東区三苫 6 丁目 1	4	68	61	—	—	—	—
8		福岡市東区塩浜 1 丁目 11-32	2	68	63	—	—	—	—
9	県道 志賀島和白線	福岡市東区奈多 1 丁目 10-12	3	70	66	—	—	—	—
10	県道 多田羅名島線	福岡市東区松崎 3 丁目 15	2	67	60	—	—	—	—
11	市道 奈多香椎浜線	福岡市東区香椎照葉 1 丁目 3	4	60	51	—	—	—	—
12	市道 香椎浜団地 3 号線	福岡市東区千早 6 丁目 8-7	4	65	59	—	—	—	—
13	市道 香椎箱崎浜線	福岡市東区城浜団地 47	4	65	59	—	—	—	—

注 1) 地点番号は、図 3.1.1-9 中の地点に対応する。

注 2) 表中の数値は等価騒音レベル (L_{Aeq}) を示す。

注 3) 「等価騒音レベル (L_{Aeq}) 」とは、一定時間連続測定された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定常騒音に置き換えたときの騒音レベルをいう。

注 4) 昼間とは 6 時～22 時を、夜間とは 22 時～翌 6 時をいう。

注 5) は騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に隣接する空間〔基準値〕昼間：70 デシベル、夜間：65 デシベル）を超過した地点

注 6) 表中の「平成 18～23 年度」の各調査地点の調査年度は以下のとおりである。

地点番号 1～4、12 は、平成 23 年度

地点番号 5、13 は、平成 21 年度

地点番号 6 は、平成 20 年度

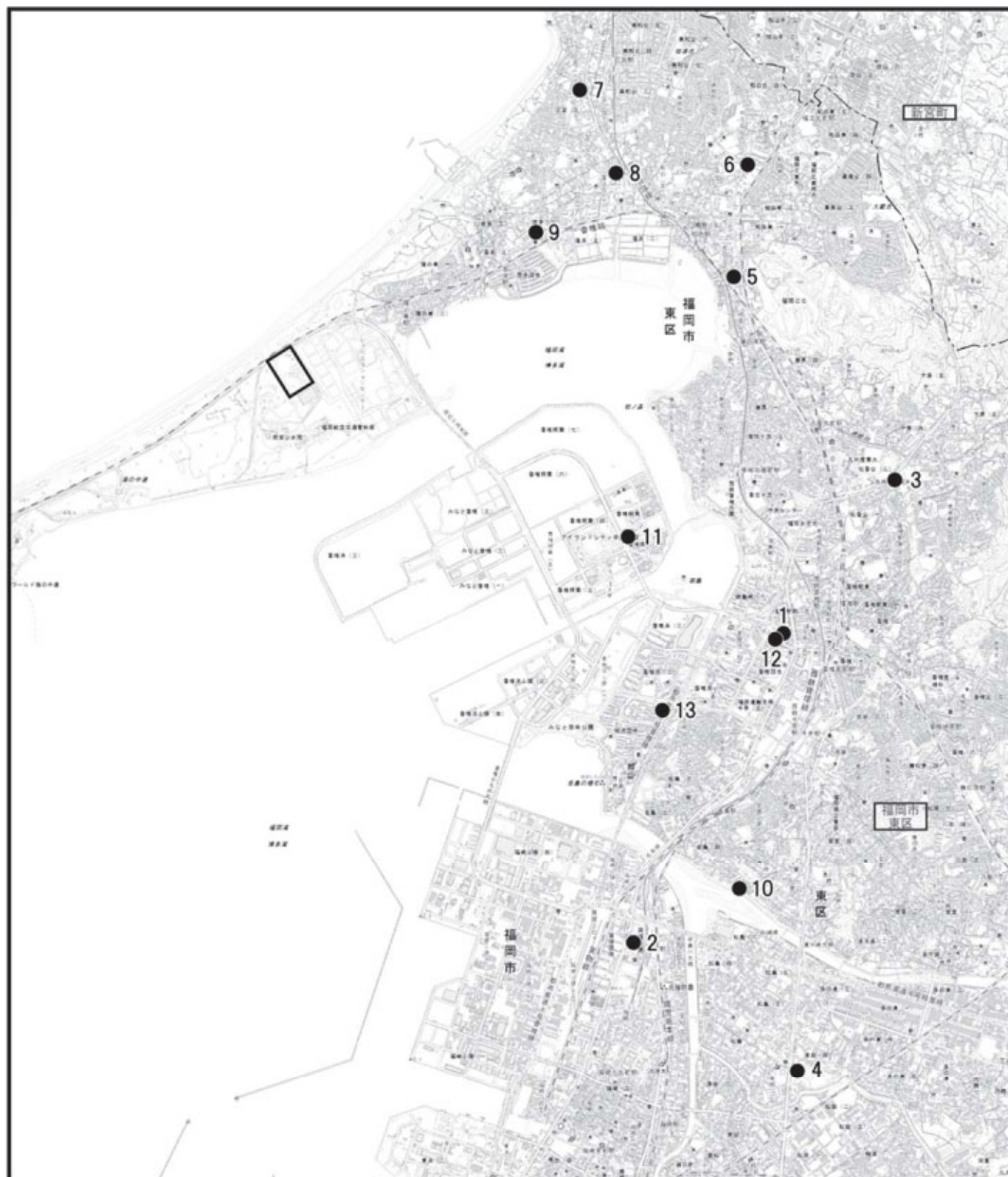
地点番号 7、10、11 は、平成 19 年度

地点番号 8 は、平成 18 年度

地点番号 9 は、平成 22 年度

出典：「平成 24 年版公害関係測定結果」（平成 25 年 3 月 福岡県）

「平成 25 年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」（平成 27 年 3 月 福岡市環境局）



凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 騒音測定地点

図 3.1.1-9 騒音測定地点位置図
(道路交通騒音)



出典:「平成24年版公害関係測定結果」(平成25年3月 福岡県)
「平成25年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」(平成27年3月 福岡市環境局)

2) 航空機騒音

福岡市東区における平成 23 年度から平成 25 年度の航空機騒音の測定結果は表 3.1.1-20、測定地点は図 3.1.1-10 に示すとおりである。

航空機騒音については、平成 24 年度の短期測定結果において、6 地点中 1 地点で環境基準を満足しておらず、通年測定結果においても 2 地点中 2 地点で環境基準を満足していない。また、平成 25 年度の短期測定結果において、1 地点中 1 地点で環境基準を満足しておらず、通年測定結果においても 2 地点中 2 地点で環境基準を満足していない。

表 3.1.1-20 (1) 騒音（航空機騒音）の経年変化（短期測定）

地点番号	測定機関	測定場所	地域類型	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
				単位：WECPNL		単位：WECPNL		単位：L _{den} (dB)	
				測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況
1	福岡市	福岡市東区箱崎 6 丁目	Ⅱ	76	×	77	×	－	－
2		福岡市東区原田 2 丁目	Ⅱ	71	○	69	○	－	－
3		福岡市東区二又瀬新町 1	Ⅱ	74	○	73	○	－	－
4		福岡市東区箱崎 2 丁目	Ⅱ	66	○	67	○	－	－
5		福岡市東区多々良 1 丁目	Ⅱ	58	○	54	○	－	－
6		福岡市東区城浜団地	Ⅰ	64	○	61	○	－	－
7		福岡市東区箱崎 5 丁目	Ⅱ	－	－	－	－	64	×

注 1) 地点番号は、図 3.1.1-10 中の地点に対応する。

注 2) 環境基本法における航空機騒音に係る環境基準が改正され、平成 25 年 4 月から評価指標が WECPNL から時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) に変更された。（「航空機騒音に係る環境基準について」昭和 48 年 12 月 27 日環告第 154 号 最終改正 平成 19 年環告第 114 号）

注 3) 航空機騒音に係る環境基準値
（改正前）類型Ⅰ：70WECPNL 以下、類型Ⅱ：75WECPNL 以下
（改正後）類型Ⅰ：57dB 以下、類型Ⅱ：62dB 以下

注 4) 福岡市東区のうち、都市計画法に基づく用途地域が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域の地域を類型Ⅰに、その他の地域を類型Ⅱに当てはめ、各地域の類型ごとに環境基準を定めている。

注 5) WECPNL とは、航空機騒音のうるささを表す指標として用いられているもので、航空機 1 機ごとの騒音レベルだけでなく、機数や騒音発生時間帯などを加味した航空機騒音に係る単位である。

注 6) L_{den} とは時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機に伴う飛行騒音や地上騒音を時間帯によって重み付けし、1 日の航空機騒音レベルを評価した指標であり、単位はデシベル (dB) で表す。

出典：「平成 24 年版公害関係測定結果」（平成 25 年 3 月 福岡県）

「平成 25 年版公害関係測定結果」（平成 26 年 2 月 福岡県）

「平成 26 年版公害関係測定結果」（平成 27 年 2 月 福岡県）

表 3.1.1-20 (2) 騒音（航空機騒音）の経年変化（通年測定）

地点番号	測定機関	名称及び測定場所	地域類型	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
				単位：WECPNL		単位：WECPNL		単位：L _{den} (dB)	
				測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況
8	大阪航空局	菅松小学校 福岡市東区郷口町 16-1	Ⅱ	82.4	×	82.5	×	67	×
9	福岡県	福岡空港（空港北側） 福岡市東区菅松 1-18-1	Ⅱ	80	×	80	×	65	×

注 1) 地点番号は、図 3.1.1-10 中の地点に対応する。

注 2) 航空機騒音に係る環境基準値

(改正前)類型Ⅱ：75WECPNL 以下、(改正後)類型Ⅱ：62dB 以下

注 3) 地点 8 の平成 23 年度、平成 24 年度の欄の値は 1 月から 12 月の平均値、平成 25 年度の欄の値は 4 月～12 月の平均値

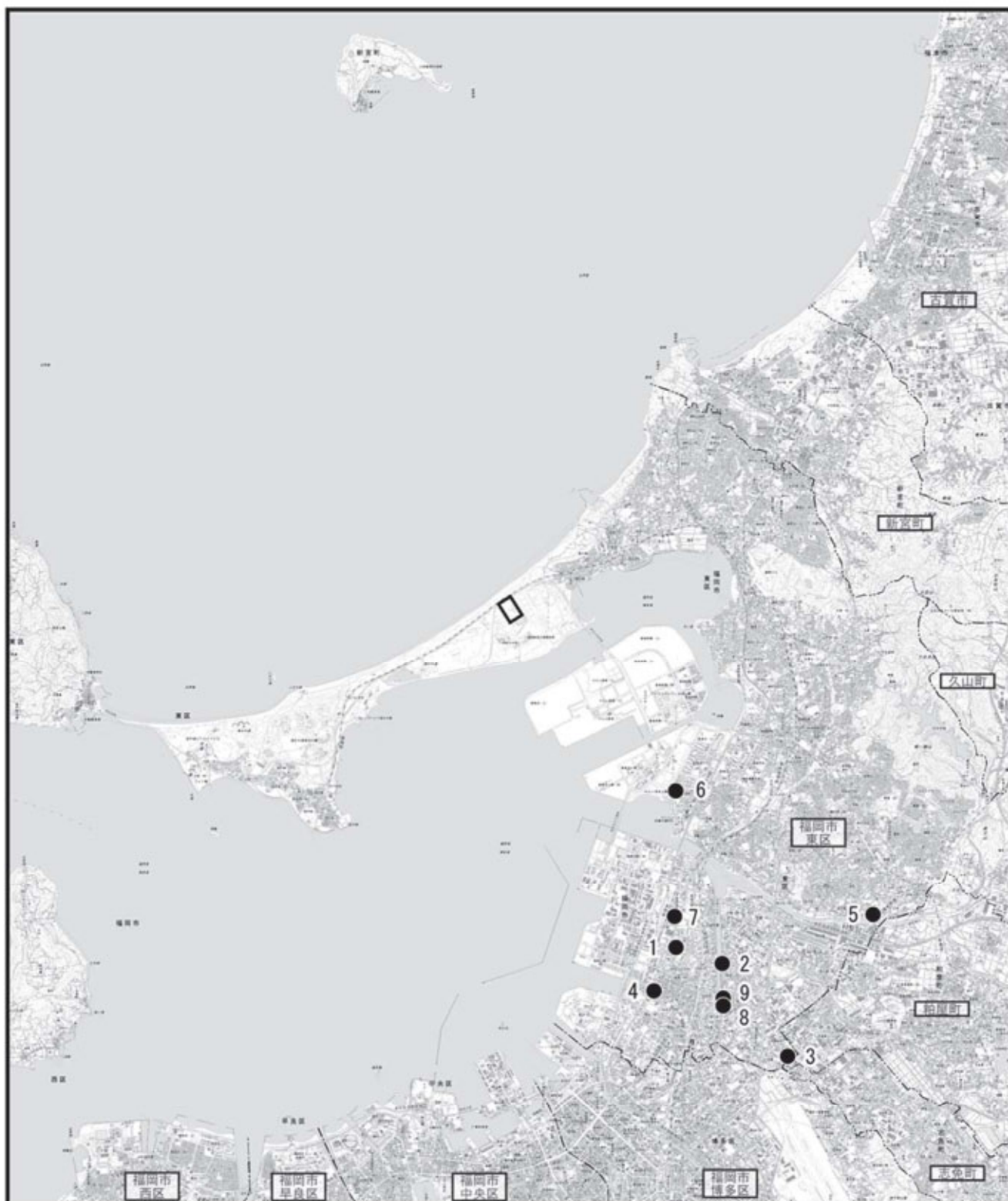
出典：「航空機騒音測定結果」（大阪航空局ホームページ、

<http://www.ocab.mlit.go.jp/about/total/environment/>)

「平成 24 年版公害関係測定結果」（平成 25 年 3 月 福岡県）

「平成 25 年版公害関係測定結果」（平成 26 年 2 月 福岡県）

「平成 26 年版公害関係測定結果」（平成 27 年 2 月 福岡県）

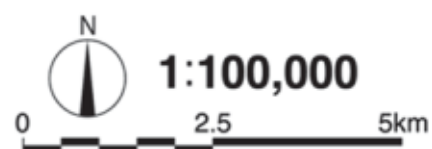


凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 航空機騒音測定地点

出典：航空機騒音測定結果(大阪航空局ホームページ)
「平成24年版公害関係測定結果」(平成25年3月 福岡県)
「平成25年版公害関係測定結果」(平成26年2月 福岡県)
「平成26年版公害関係測定結果」(平成27年2月 福岡県)

図 3.1.1-10 騒音測定地点位置図
(航空機騒音)



(4) 振動

事業実施想定区域周囲における平成 24 年度及び平成 25 年度の道路交通振動の測定結果は表 3.1.1-21 に、測定地点は図 3.1.1-11 に示すとおりである。

道路交通振動は、全ての地点において要請限度を満足している。

表 3.1.1-21 道路交通振動の状況

単位：dB

地点番号	路線名	測定地点の住所	測定結果				要請限度	
			平成 24 年度		平成 25 年度			
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道 3 号	福岡市東区松香台 1 丁目 24-19	47	43	48	44	65	60
2		福岡市東区原田 4 丁目 33	42	40	43	42	70	65

注 1) 地点番号は、図 3.1.1-11 中の地点に対応する。

注 2) 表中の振動レベルは 80%レンジ上端値 (L_{10}) の振動レベルである。

注 3) 「80%レンジ上端値 (L_{10}) 」とは、振動レベルがあるレベル以上の時間が実測時間の 10%を占める場合の振動レベルをいう。

注 4) 昼間とは 8 時～19 時を、夜間とは 19 時～翌 8 時をいう。

出典：「平成 24 年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」（平成 26 年 3 月 福岡市環境局）

「平成 25 年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」（平成 27 年 3 月 福岡市環境局）

(5) 悪臭

福岡県における悪臭苦情件数は、「平成 26 年版環境白書」によると平成 25 年度で 297 件となっており、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染）の中では大気汚染、騒音、水質汚濁について 4 番目に多い項目となっている。

福岡県における公害苦情件数は、「3.3 その他の必要な事項」「(1) 公害苦情件数」に示すとおりである。



図 3.1.1-11 振動測定地点位置図
(道路交通振動)

凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 振動測定地点

出典:「平成24年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」(平成26年3月 福岡市環境局)
「平成25年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」(平成27年3月 福岡市環境局)



3.1.2 水環境の状況

(1) 水象

1) 河川

事業実施想定区域周囲の主な河川の概要は、表 3.1.2-1 及び図 3.1.2-1 に示すとおりである。

事業実施想定区域周囲には、唐の原川、香椎川、多々良川、宇美川がある。

表 3.1.2-1 主な河川の概況

河川名	河川総延長 (m)	流域面積 (km ²)	備 考
唐の原川	2,600	3.8	
香椎川	3,500	5.27	
多々良川	17,352	167.9	
宇美川	16,777	71.6	終点：多々良川への合流点

出典：「平成 26 年度版 福岡市地域防災計画(資料編)」(平成 26 年 6 月 福岡市防災会議)

2) 湖沼

事業実施想定区域周囲には湖沼はない。

3) 海域

博多湾の諸元は、表 3.1.2-2 に示すとおりである。

表 3.1.2-2 博多湾の諸元(平成 14 年度)

表面積	水 量	平均水深	干満の差	流域面積
126km ²	13.5 億 m ³	10.7m	2.20m	690km ²
平均水面	平均水面	平均水面	大潮時干満差	市域外も含む

出典：「平成 26 年度版 ふくおかの環境」(平成 26 年 9 月 福岡市環境局)

(2) 水質

1) 河川水質

事業実施想定区域周囲の河川における平成 25 年度の水質の測定結果は表 3.1.2-3 及び表 3.1.2-4 に示すとおりである。また、測定地点は図 3.1.2-1 に示すとおりである。

生活環境項目については、環境基準があるものは環境基準を満足している。

健康項目については、海水の影響と考えられるほう素を除き環境基準を満足している。

表 3.1.2-3 河川水質の状況（生活環境項目）

測定地点 (水域名)			類型	区分	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)
1	唐の原川	浜田橋	C	最小～最大	7.7～8.2	9.4～13	0.6～2.1	2.1～5.9	1～8	49～33000	0.56～1.4	0.033～0.11	0.002～0.006
				平均	8.0	11	1.1 [1.2]	4.4 [5.8]	4	14000	0.82	0.060	0.005
				環境基準	6.5 以上 8.5 以下	5 以上	5 以下	—	50 以下	—	—	—	—
				m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/4
2	香椎川	御島橋（浜男川）	—	最小～最大	7.9～8.3	6.2～12	0.8～1.6	2.8～3.7	4～17	1300～7900	0.48～0.70	0.034～0.069	0.004～0.010
				平均	8.1	8.4	1.2 [1.2]	3.4 [3.5]	9	4900	0.57	0.048	0.007
				環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				m/n	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
3	香椎川	香椎橋	—	最小～最大	7.8～8.1	6.0～12	1.0～1.9	2.1～3.0	1～8	3300～13000	0.57～1.0	0.040～0.073	0.005～0.010
				平均	8.0	8.6	1.5 [1.7]	2.6 [2.8]	4	9300	0.72	0.054	0.007
				環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				m/n	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
4	多々良川	名島橋	C	最小～最大	7.6～8.0	5.3～9.6	0.5～2.6	3.4～6.0	2～11	23～33000	1.0～3.7	0.087～0.21	0.006～0.013
				平均	7.8	7.5	1.3 [1.8]	4.6 [5.2]	5	3600	2.0	0.15	0.010
				環境基準	6.5 以上 8.5 以下	5 以上	5 以下	—	50 以下	—	—	—	—
				m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12

注 1) 地点番号は、図 3.1.2-1 中の地点に対応する。

注 2) m:環境基準に適合しない検体数、n:総検体数。なお、環境基準が適用されない地点についてはm=0 とする。

注 3) BOD 及び COD の平均欄の〔 〕は、日間平均値の 75%値(年間における日間平均値の全データを、値の小さいものから順に並べたときの 0.75×n 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値)を示す。

出典：「平成 26 年版公害関係測定結果」(平成 27 年 2 月 福岡県)

表 3.1.2-4 河川水質の状況（健康項目）

測定地点〔水域名〕 項目		1	2	3	4
		唐の原川	香椎川		多々良川
		浜田橋	御島橋 (浜男川)	香椎橋	名島橋
カドミウム	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
全シアン	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
鉛	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
六価クロム	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
砒素	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
総水銀	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
アルキル水銀	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
PCB	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
ジクロロメタン	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
四塩化炭素	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
1,2-ジクロロエタン	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
1,1-ジクロロエチレン	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
シス1,2-ジクロロエチレン	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
1,1,1-トリクロロエタン	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
1,1,2-トリクロロエタン	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
トリクロロエチレン	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
テトラクロロエチレン	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
1,3-ジクロロプロペン	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
チウラム	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
シマジン	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
チオベンカルブ	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
ベンゼン	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
セレン	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	最大値	0.40	0.32	0.46	0.48
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
ふっ素	最大値	0.29	0.68	0.70	0.90
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
ほう素	最大値	0.90	3.3	3.1	3.9
	m/n	0/1	1/1	1/1	1/1
1,4-ジオキサン	最大値	－	－	－	－
	m/n	－	－	－	－

注1) 地点番号は、図 3.1.2-1 中の地点に対応する。

注2) m:環境基準に適合しない検体数、n:総検体数。

注3) は、環境基準値を満足しない検体がある項目を示す。

出典：「平成 26 年版公害関係測定結果」（平成 27 年 2 月 福岡県）

2) ダイオキシン類（河川）

事業実施想定区域周囲の河川における平成 25 年度のダイオキシン類に関する公共用水域水質の測定結果は表 3.1.2-5 に、測定地点は図 3.1.2-1 に示すとおりである。全ての測定地点において環境基準を満足している。

表 3.1.2-5 ダイオキシン類測定結果（河川水質・平成 25 年度）

地点番号	測定地点		年平均値 (pg-TEQ/L)	環境基準	環境基準 との比較
1	唐の原川	浜田橋	0.15	1pg-TEQ/L 以下であること。	○
4	多々良川	名島橋	0.16		○

注 1) 地点番号は、図 3.1.2-1 中の地点に対応する。

注 2) 「唐の原川」は以下の出典では「唐原川」と示されている。

出典：「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta-old.html>）

3) 海域水質

事業実施想定区域周囲の博多湾東部海域における平成 25 年度の水質の測定結果は、表 3.1.2-6 及び表 3.1.2-7 に、測定地点は図 3.1.2-1 に示すとおりである。

生活環境項目については、環境基準を満足していない測定地点がある。

健康項目については、環境基準を満足している。

表 3.1.2-6 海域水質の状況（生活環境項目）

測定地点 (海域名)		類型	区分	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン 抽出物質	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)
1	博多湾 東部海域	B Ⅲ	最小～ 最大	8.0～8.7	3.7～14	1.6～6.4	3～9	0～79	ND	0.29～0.71	0.021～ 0.045
			平均	8.3	8.9	3.1 [3.3]	5	34	ND	0.50	0.036
			環境 基準	7.8 以上 8.3 以下	5 以上	3 以下	-	-	検出されない こと	0.6 以下	0.05 以下
			m/n	1/8	2/8	4/8	0/8	0/4	0/4	1/4	0/4
2		B Ⅲ	最小～ 最大	8.0～9.0	2.5～14	1.4～5.5	2～28	4～540	ND	0.20～0.72	0.021～ 0.071
			平均	8.3	8.7	2.6 [3.2]	4	72	ND	0.50	0.037
			環境 基準	7.8 以上 8.3 以下	5 以上	3 以下	-	-	検出されない こと	0.6 以下	0.05 以下
			m/n	8/36	2/36	10/36	0/36	0/12	0/12	4/12	1/12
3		B Ⅲ	最小～ 最大	8.0～8.9	3.3～15	1.5～5.2	1～8	0～49	ND	0.22～0.92	0.019～ 0.065
			平均	8.3	8.7	2.5 [3.0]	3	24	ND	0.51	0.033
			環境 基準	7.8 以上 8.3 以下	5 以上	3 以下	-	-	検出されない こと	0.6 以下	0.05 以下
			m/n	8/36	4/36	9/36	0/36	0/12	0/12	4/12	1/12

注 1) 地点番号は、図 3.1.2-1 中の地点に対応する。

注 2) m:環境基準に適合しない検体数、n:総検体数。なお、環境基準が適用されない地点についてはm=0 とする。

注 3) COD の平均欄の [] は、日間平均値の 75%値(年間における日間平均値の全データを、値の小さいものから順に並べたときの 0.75×n 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値)を示す。ND は報告下限値未満。

注 4) 〇は、環境基準値を満足しない検体がある項目を示す。

出典：「平成 26 年版公害関係測定結果」（平成 27 年 2 月 福岡県）

表 3.1.2-7 海域水質の状況（健康項目）

測定地点〔水域名〕		1	2	3
項目		博多湾 東部海域		
カドミウム	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
全シアン	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
鉛	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
六価クロム	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
砒素	最大値	－	0.001	<0.001
	m/n	－	0/1	0/1
総水銀	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
アルキル水銀	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
PCB	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
ジクロロメタン	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
四塩化炭素	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
1,2-ジクロロエタン	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
1,1-ジクロロエチレン	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
シス1,2-ジクロロエチレン	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
1,1,1-トリクロロエタン	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
1,1,2-トリクロロエタン	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
トリクロロエチレン	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
テトラクロロエチレン	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
1,3-ジクロロプロペン	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
チウラム	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
シマジン	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
チオベンカルブ	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
ベンゼン	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
セレン	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	最大値	0.29	0.32	0.30
	m/n	0/8	0/36	0/36
ふっ素	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
ほう素	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－
1,4-ジオキサン	最大値	－	－	－
	m/n	－	－	－

注1) 地点番号は、図 3.1.2-1 中の地点に対応する。

注2) m:環境基準に適合しない検体数、n:総検体数。

出典:「平成26年版公害関係測定結果」(平成27年2月 福岡県)

4) ダイオキシン類（海域）

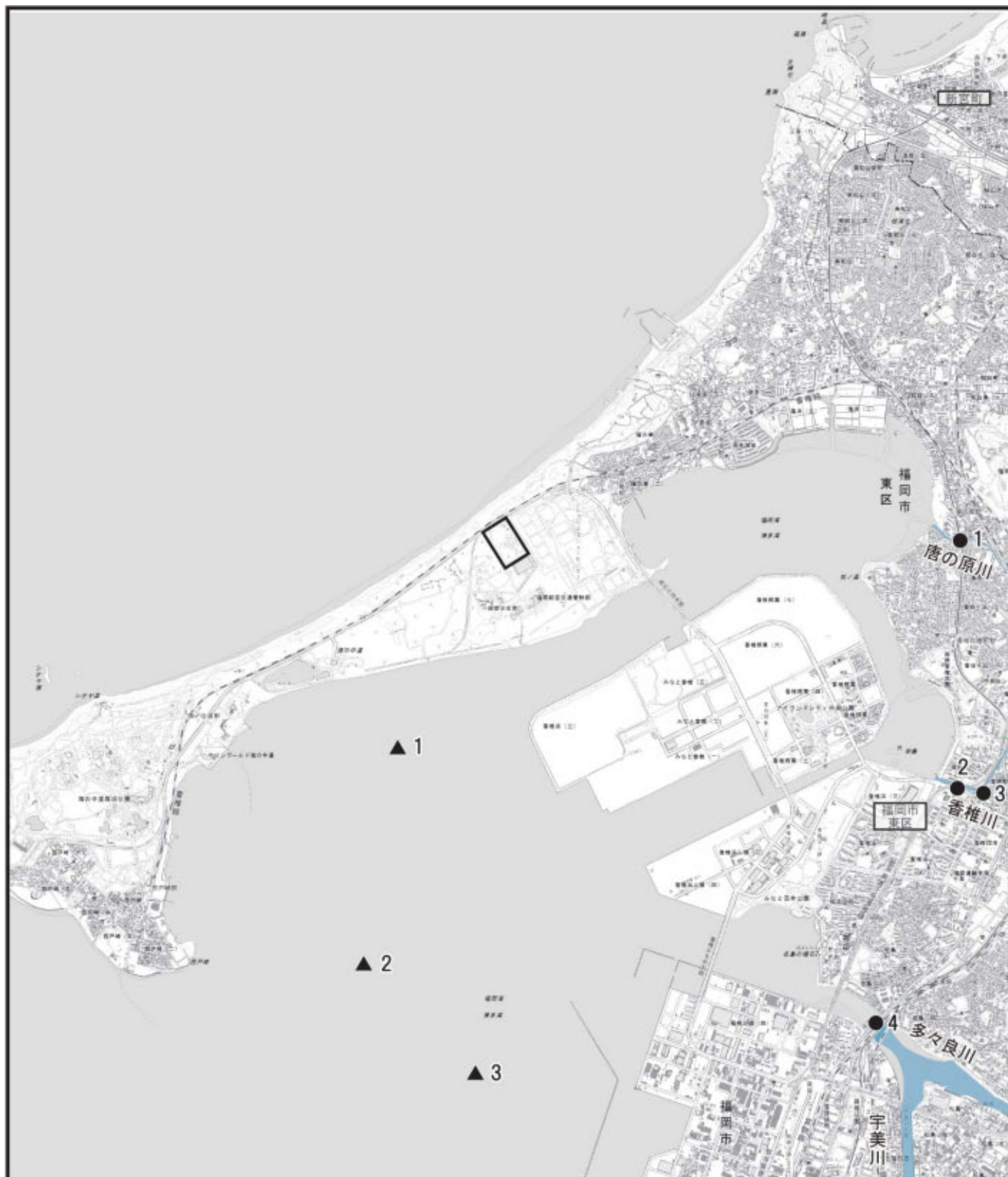
事業実施想定区域周囲の海域における平成 25 年度のダイオキシン類に関する水質の測定結果は表 3.1.2-8 に、測定地点は図 3.1.2-1 に示すとおりである。測定地点において環境基準を満足している。

表 3.1.2-8 ダイオキシン類測定結果（海域水質・平成 25 年度）

地点番号	測定地点	年平均値 (pg-TEQ/L)	環境基準	環境基準との比較
2	博多湾 東部地域	0.072	1pg-TEQ/L 以下であること。	○

注) 地点番号は、図 3.1.2-1 中の地点に対応する。

出典：「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta-old.html>）



凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 河川水質測定地点
- : 海域水質測定地点
- : 河川

図 3.1.2-1 水質測定位置図（河川・海域）



出典:「平成26年版公害関係測定結果」(平成27年2月 福岡県)

(3) 地下水の水位及び水質

1) 地下水の水質の状況

事業実施想定区域周囲における地下水の水質測定結果は表 3.1.2-9 及び表 3.1.2-10 に、測定地点は図 3.1.2-2 に示すとおりである。

地下水に関しては、全体的な地下水質の概況把握を目的とした概況調査（市域 1～2km² メッシュにつき 1 井戸）と、過去の概況調査等で汚染が確認された地点の継続監視調査が行われている。

調査結果によると、継続監視調査では、四塩化炭素及び塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが 1 地点で環境基準を満足していない。

表 3.1.2-9 地下水の水質の状況（概況調査）

単位：mg/L

測定項目	調査地点 調査時期	A	B	環境基準値
		平成 24 年度	平成 25 年度	
		大字奈多	西戸崎	
カドミウム		<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン		検出されず	検出されず	検出されないこと
鉛		<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム		<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素		<0.001	0.002	0.01 以下
総水銀		<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀		検出されず	検出されず	検出されないこと
PCB		検出されず	検出されず	検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0001	<0.0001	0.004 以下
塩化ビニルモノマー		<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.0001	<0.0001	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン		<0.0002	<0.0002	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0001	<0.0001	0.006 以下
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	0.03 以下
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム		<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン		<0.0001	<0.0001	0.003 以下
チオベンカルブ		<0.0001	<0.0001	0.02 以下
ベンゼン		<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン		<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		<0.025	0.068	10 以下
ふっ素		<0.1	<0.1	0.8 以下
ほう素		0.19	0.05	1 以下
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	0.05 以下
用途		営業用雑用	家庭用雑用	

出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成 24 年度版」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html>）
「福岡市水質測定結果報告書 平成 25 年度版」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html>）

表 3.1.2-10 地下水の水質の状況（継続監視調査）（平成 25 年度）

単位：mg/L

測定項目	1	2	3	環境基準値
	香椎駅前①	香椎駅前②	香椎駅前③	
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.0049	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	0.0032	0.002 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0001	<0.0001	0.0092	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.0004	<0.0002	0.99	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	40	0.03 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	3.4	0.01 以下

注 1) 地点番号は、図 3.1.2-2 中の地点に対応する。

注 2) は環境基準を超過していることを示す。

出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成 25 年度版」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html>）

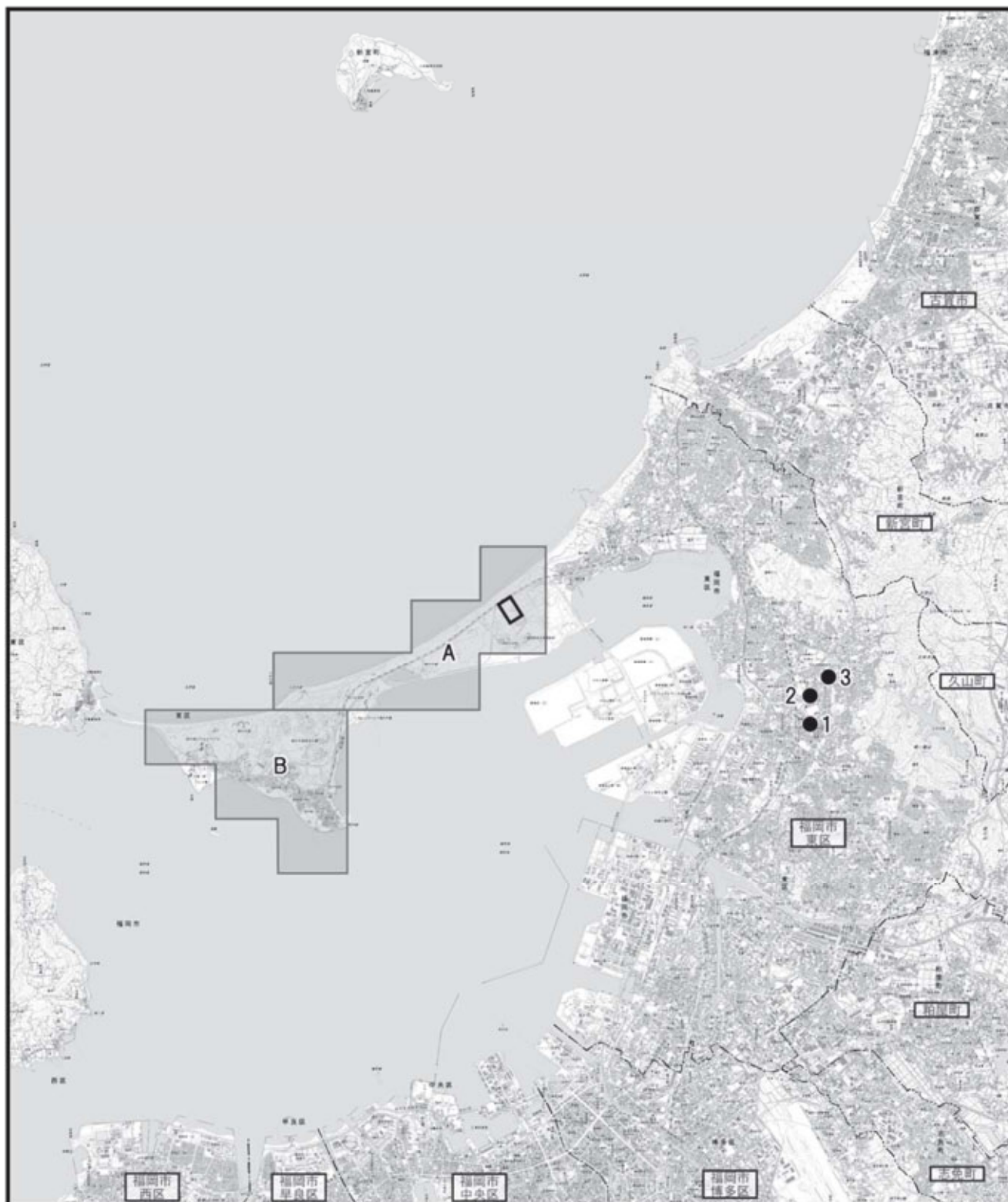
2) ダイオキシン類

事業実施想定区域周囲における平成 25 年度のダイオキシン類に関する地下水の測定結果は、表 3.1.2-11 に示すとおり、環境基準を満足している。

表 3.1.2-11 ダイオキシン類測定結果（地下水・平成 25 年度）

測定局名	年平均値	環境基準	環境基準 との比較
	(pg-TEQ/L)		
福岡市東区	0.065	1pg-TEQ/L 以下であること。	○

出典：「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta-old.html>）



凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 区界
- : 地下水測定地点 (概況調査)
- : 地下水測定地点 (継続監視調査)

図 3.1.2-2 水質測定位置図 (地下水)



出典:「福岡市水質測定結果報告書 平成25年度版」(福岡市ホームページ)

(4) 水底の底質の状況

1) 河川底質

事業実施想定区域周囲の河川における平成 25 年度の水底の底質の測定結果は表 3.1.2-12 に、測定地点は図 3.1.2-1 に示すとおりである。

底質の暫定除去基準の対象項目である総水銀及び PCB は、全ての測定地点において基準値を満足している。

表 3.1.2-12 水底の底質の状況

測定項目	測定地点	1	4
		唐の原川	多々良川
		浜田橋	名島橋
pH	(—)	7.5	7.3
COD	(mg/g)	1.8	18
乾燥減量	(%)	20	26
強熱減量	(%)	1.3	8.0
硫化物	(mg/kg)	12	460
有機炭素	(mg/g)	1.7	28
全窒素	(mg/kg)	300	1500
全りん	(mg/kg)	350	720
カドミウム	(mg/kg)	0.07	0.25
シアン	(mg/kg)	<1	<1
有機りん	(mg/kg)	<1	<1
鉛	(mg/kg)	5.8	19
総クロム	(mg/kg)	32	38
六価クロム	(mg/kg)	<2	<2
ひ素	(mg/kg)	1.9	4.0
総水銀	(mg/kg)	<0.01	0.07
アルキル水銀	(mg/kg)	<0.01	<0.01
PCB	(mg/kg)	<0.01	<0.01

注 1) 地点番号は、図 3.1.2-1 中の地点に対応する。

注 2) pH、乾燥減量、強熱減量以外は乾燥固形物当たりの濃度。

注 3) 暫定除去基準値は、総水銀 25mg/kg 以上、PCB10mg/kg 以上である。

出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成 25 年度版」(福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html>)

2) ダイオキシン類

事業実施想定区域周囲の河川における平成 25 年度のダイオキシン類に関する底質の測定結果は表 3.1.2-13 に、測定地点は図 3.1.2-1 に示すとおりである。全ての地点において環境基準を満足している。

表 3.1.2-13 ダイオキシン類測定結果（河川底質・平成 25 年度）

地点番号	測定地点		年平均値 (pg-TEQ/g)	環境基準	環境基準 との比較
1	唐の原川	浜田橋	1.1	150pg-TEQ/g 以下であること。	○
4	多々良川	名島橋	3.2		○

注 1) 地点番号は、図 3.1.2-1 中の地点に対応する。

注 2) 「唐の原川」は以下の出典では「唐原川」と示されている。

出典：「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta-old.html>）

3.1.3 地形、地質等の状況

(1) 地形・地質

1) 地形

事業実施想定区域周囲の地形分類は、図 3.1.3-1 に示すとおりである。

事業実施想定区域周囲は、福岡県の北西部に位置し、博多湾と玄海灘の間にある陸繋砂州であり、海浜砂丘、砂浜である。砂は河川からではなく海面下にある砂丘が浸食されて、海流によって供給されている。

2) 地質

事業実施想定区域周囲の表層地質は、図 3.1.3-2 に示すとおりである。

福岡県は中部地方から紀伊半島、四国を経て九州へ至る中央構造線の北側に位置し、西南日本内帯に属する。事業実施想定区域周囲は大部分が海浜砂層・砂丘砂層の砂である。

また、断層は対象事業実施想定区域を通過していない。

3) 重要な地形・地質

事業実施想定区域周囲において、表 3.1.3-1 に示す学術上又は希少性の観点から選定された重要な地形及び地質は、名島の檣石である。重要な地形及び地質の位置は、図 3.1.3-2 に示すとおりである。

表 3.1.3-1 重要な地形及び地質の選定基準

選定基準	
①	「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号）に基づく国の天然記念物・特別天然記念物
②	「福岡県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日条例第 25 号）に基づく県の名勝・天然記念物
③	「福岡市文化財保護条例」（昭和 48 年 3 月条例第 33 号）に基づく市の名勝・天然記念物
④	「日本の地形レッドデータブック第 1 集（新装版）－危機にある地形－」（平成 12 年 12 月 小泉武栄、青木賢人）において指摘されている地形及び地質
⑤	「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 福岡県」（平成元年 環境庁）において自然景観資源として掲載されているもの



凡 例

- : 事業実施想定区域
 : 市町村界

- 【丘陵地】 丘陵地Ⅱ
 (起伏量100m以下) Hs
 【台地】 砂礫台地Ⅱ
 (低位砂丘) Gd2
 砂礫台地Ⅲ
 (低位砂丘) Gd3

- 【低地】 土石流堆積面 Sf
 谷底平野 Vp
 平野(扇状地) P
 平野(三角洲) Pd
 自然堤防 N
 海浜砂丘、砂浜 Sd

- 【その他】 池、河川 I
 人口密集地(宅地・農地) J
 埋立地 K
 崖面 L
 国道 M
 地形界 N

図 3.1.3-1 地形分類図



出典: 土地分類基本調査図(地形分類図) (昭和59年3月 福岡県)



凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 国指定天然記念物 (名島の橋石)

r	人工埋積地 (埋立地・主要市列山)
sg	砂・泥・礫 (沖積層)
s1	砂 (海浜砂層・砂丘砂層)
dl	礫・砂・粘土 (低位段丘面構成層)
se	砂岩・シルト岩 (含礫岩・凝灰質シルト岩・石灰)

10 走行・傾斜
断層

図 3.1.3-2 表層地質図



出典: 土地分類基本調査図(表層地質図)(昭和59年3月 福岡県)

(2) 地盤

「平成 25 年度 全国の地盤沈下地域の概況」(平成 26 年 12 月 環境省 水・大気環境局 <http://www.env.go.jp/water/jiban/gaikyo/gaikyo25.pdf>)によると、事業実施想定区域周囲においては地盤沈下の影響は見受けられない。

(3) 土壌

事業実施想定区域の周辺の土壌の分布状況は、図 3.1.3-3 に示すとおりである。

事業実施想定区域周囲は、市街地その他がほとんどであり、砂丘未熟土壌が点在している。

また、事業実施想定区域及び周辺において、「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月法律第 53 号)に基づく特定有害物質によって汚染されている区域はない。

なお、事業実施想定区域周囲におけるダイオキシン類に関する土壌の測定結果は、表 3.1.3-2 に示すとおりであり、環境基準を満足している。

表 3.1.3-2 ダイオキシン類測定結果(土壌・平成 25 年度)

測定地点	毒性等量 (pg-TEQ/g)	環境基準	環境基準 との比較
福岡市東区香住ヶ丘	0.025	1,000pg-TEQ/g 以下であること。	○

出典：「ダイオキシン類の調査結果」(福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta-old.html>)



図 3.1.3-3 土壌図

凡 例

- : 事業実施想定区域
 : 市町村界

【山地および丘陵地の土壌】

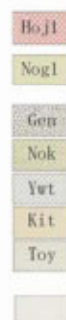
- 乾性褐色森林土 方城1統
 ・赤色系
 褐色森林土・黄褐色系 直方1統

【谷地および低地の土壌】

- 砂丘未熟土壌 玄海統
 中粗粒灰色低地土壌 納倉統
 (灰褐色)
 中粗粒グライ土壌 八幡統
 細粒黄色土壌(斑紋あり) 北多久統
 中粗粒灰色低地土壌 豊中統
 (灰褐色)

【その他】

市街地その他



出典:土地分類基本調査図(土壌図)(昭和59年3月 福岡県)

3.1.4 動物、植物、生態系の状況

(1) 動植物の生息又は生育の状況

1) 哺乳類

事業実施想定区域周囲において確認記録がある種、または生息する可能性のある種は、表 3.1.4-1 に示すとおりであり、6 目 9 科 18 種の哺乳類が確認されている。

重要な種はテングコウモリ、カヤネズミ、キツネ、イタチ、アナグマの 5 種が確認された。

表 3.1.4-1 事業実施想定区域周囲の哺乳類

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等						選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	天然記念物	種の保存法	環 RDB	県 RDB	市指針
1	モグラ目	トガリネズミ科	ジネズミ			●								
2			ヒミズ			●								
3			コウベモグラ	●	●	●	●							
4	コウモリ目	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ			●								
5			アブラコウモリ		●	●	●		●					
6			テングコウモリ					●					VU	
7	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ		●	●								
8	ネズミ目	ネズミ科	アカネズミ		●	●								
9			ヒメネズミ			●								
10			カヤネズミ			●							VU	掲載種
11			ハツカネズミ		●	●								
11			ネズミ科		●	●								
12			タヌキ	●	●	●								
13	ネコ目	イヌ科	キツネ		●	●							NT	
14			テン	●	●	●								
15			チョウセンイタチ		●	●								
16			イタチ			●							NT	掲載種
17			イタチ属	●	●	●	●		●					
17			アナグマ			●								掲載種
18	ウシ目	イノシシ科	イノシシ	●	●	●								
計	6目	9科	18種	5種	12種	20種	3種	1種	2種	0種	0種	0種	4種	3種

●印は、注 1) に示す報告書等により事業実施想定区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体の生息場所が明示されていない種についても、事業実施想定区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注 1) 報告書等：

- ①「自然環境調査委託 ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況等調査報告書」（平成 13 年 3 月 福岡市環境局）
- ②「平成 19 年度 自然環境調査結果（ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況）」（平成 20 年 3 月 福岡市環境局）
- ③「平成 24 年度 自然環境調査結果（ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況）」（平成 25 年 3 月 福岡市環境局）
- ④「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）
- ⑤「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」（平成 23 年 11 月 福岡県）
- ⑥「福岡都市計画道路 1・4・8 号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書」（平成 25 年 6 月 福岡県）

注 2) 選定基準：

- 天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
- 種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種
- 環 RDB：「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 1 哺乳類」（平成 26 年 9 月 環境省）
- 県 RDB：「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」（平成 23 年 11 月 福岡県）
- VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
- NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
- 市指針：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）
- 掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

2) 鳥類

事業実施想定区域周囲において確認記録がある種、または生息する可能性のある種は、表 3.1.4-2 に示すとおりであり、17 目 52 科 244 種の鳥類が確認されている。重要な種はクロツラヘラサギ、オオタカ、コシヤクシギ、コアジサシ等の 95 種が確認された。

表 3.1.4-2 (1) 事業実施想定区域周囲の鳥類

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等											選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	天然 記念 物	種の 保存 法	環RDB	県 RDB	市指針
1	アビ目	アビ科	オオハム			●													
2			シロエリオオハム			●				●							NT		
3	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ			●	●						●						
4			ハジロカイツブリ			●				●									
5			ミミカイツブリ			●				●									
6			アカエリカイツブリ			●				●							VU		
7			カンムリカイツブリ	●		●				●			●				NT	掲載種	
8	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ			●				●									
9	ペリカン目	カツオドリ科	カツオドリ			●				●									
10		ウ科	カワウ	●		●				●			●						
11			ウミウ			●				●									
12			ヒメウ			●				●						EN			
13	コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ	●						●						NT	CR	掲載種	
14			ゴイサギ			●				●									
15			ササゴイ			●				●							NT		
16			アカガシラサギ			●				●									
17			アマサギ		●	●				●							NT		
18			ダイサギ			●		●		●			●						
19			チュウサギ	●	●	●				●						NT	NT	掲載種	
20			コサギ			●		●		●			●						
21			カラシラサギ	●		●				●						NT	EN	掲載種	
22			クロサギ			●				●							NT		
23			アオサギ			●		●		●			●						
24		コウノトリ科	コウノトリ			●				●					国内	CR			
25		トキ科	ヘラサギ	●		●				●			●			DD	EN	掲載種	
26			クロツラヘラサギ	●	●	●				●			●			EN	EN	掲載種	
27	カモ目	カモ科	コクガン	●		●				●				●	天		VU	掲載種	
28			マガン	●						●				天	天		NT	掲載種	
29			ヒシクイ							●					天		VU	掲載種	
30			コブハクチョウ							●									
31			オオハクチョウ							●								掲載種	
32			コハクチョウ							●								掲載種	
33			アカツクシガモ	●						●							DD		
34			ツクシガモ	●		●				●							VU	NT	
35			オシドリ	●		●				●							DD	NT	
36			マガモ			●				●				●					
37			カルガモ			●		●		●				●					
38			コガモ			●				●				●					
39			トモエガモ	●		●				●							VU	VU	
40			ヨシガモ			●				●									
41			オカヨシガモ			●				●				●					
42			ヒドリガモ	●		●				●				●					
43			アメリカヒドリ			●				●									
44			オナガガモ			●				●				●					
45			シマアジ			●				●									
46			ハシビロガモ			●				●									
47			ホシハジロ			●				●				●					
48			アカハジロ	●						●							DD		
49			キンクロハジロ			●				●				●					
50			スズガモ			●				●				●					
51			クロガモ			●				●								VU	
52			ビロードキンクロ			●				●									
53			シノリガモ	●		●				●								VU	
54			ホオジロガモ			●				●				●				VU	
55			ミコアイサ			●				●								VU	
56			ウミアイサ			●				●				●					
57			カワアイサ			●				●									
58	タカ目	タカ科	ミサゴ	●		●				●				●			NT		
59			ハチクマ	●		●				●							NT	NT	
60			トビ	●		●	●			●				●					
61			オオタカ	●		●				●						国内	NT	NT	
62			アカハラダカ			●				●									
63			ハイタカ	●		●				●				●			NT		
64			ケアシノスリ			●				●									
65			ノスリ			●				●								NT	
66			サシバ	●		●				●							VU	NT	
67			ハイイロチュウヒ			●				●								NT	
68			チュウヒ	●		●				●							EN	CR	
69		ハヤブサ科	ハヤブサ	●		●				●				●		国内	VU	VU	
70			チゴハヤブサ			●				●									
71			コチョウゲンボウ			●				●								NT	
72			アカアシチュウゲンボウ			●				●									
73			チョウゲンボウ			●				●				●					
74	キジ目	キジ科	ウスラ	●						●							VU	DD	
75			コジュケイ				●			●									
76	ツル目	ツル科	ナベヅル							●					国際		VU		
77			マナヅル	●						●					国際		VU		
78		クイナ科	クイナ			●				●								NT	
79			ヒクイナ	●		●				●							NT	NT	
80			シロハラクイナ			●				●									
81			バン			●				●				●					
82			オオバン			●				●				●					

表 3.1.4-2 (2) 事業実施想定区域周囲の鳥類

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等											選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	天然 記念 物	種の 保存 法	環RDB	県 RDB	市指針	
83	チドリ目	タマシギ科	タマシギ							●							VU	NT	掲載種	
84		ミヤコドリ科	ミヤコドリ	●		●				●	●	●	●	●				VU		掲載種
85		チドリ科	ハジロコチドリ			●				●	●	●	●							
86			コチドリ			●		●		●	●	●	●	●						
87			イカルチドリ			●				●		●	●	●				VU		掲載種
88			シロチドリ			●				●	●	●	●	●			VU	NT		
89			メダイチドリ			●				●	●	●	●	●						
90			オオメダイチドリ			●				●	●	●	●	●						
91			ムナグロ			●				●	●	●	●	●						
92			ダイゼン					●		●	●	●	●	●						
93			ケリ					●		●	●	●	●	●				DD	NT	掲載種
94			タグリ							●									NT	
95		シギ科	キョウジョシギ			●				●		●	●	●						
96			ヨーロッパトウネン			●				●			●	●						
97			トウネン			●				●	●	●	●	●	●					
98			ヒバリシギ			●				●	●	●	●	●						
99			オジロトウネン								●	●	●	●						
100			ヒメウズラシギ									●								
101			アメリカウズラシギ			●							●							
102			ウズラシギ	●		●				●	●	●	●	●					VU	掲載種
103			ハマシギ	●		●				●	●	●	●	●	●			NT	NT	
104			サルハマシギ			●				●	●	●	●	●						
105			コオバシギ			●				●	●	●	●	●						
106			オバシギ			●				●	●	●	●	●	●					
107			ミユビシギ		●	●				●	●	●	●	●					NT	
108			ヘラシギ	●		●				●	●	●	●	●				CR	CR	掲載種
109			エリマキシギ			●				●		●	●	●						
110			キリアイ			●				●	●	●	●	●						
111			オオハシシギ							●		●	●	●						
112			シベリアオオハシシギ	●						●			●	●				DD		掲載種
113			ツルシギ							●			●	●				VU		
114			アカアシシギ	●		●				●	●	●	●	●				VU		掲載種
115			コアカアシシギ			●				●	●	●	●	●						
116			アオアシシギ			●				●	●	●	●	●	●					
117			カラフトアオアシシギ	●						●	●	●	●	●			国内	CR	CR	掲載種
118			クサシギ			●				●	●	●	●	●						
119			タカブシギ							●	●	●	●	●				VU	VU	掲載種
120			メリケンキアシシギ								●	●	●	●						
121			キアシシギ			●				●	●	●	●	●	●					
122			イソシギ			●				●	●	●	●	●	●					
123			ソリハシシギ			●				●	●	●	●	●	●					
124			オグロシギ			●				●	●	●	●	●					NT	
125			オオソリハシシギ			●				●	●	●	●	●				VU	NT	
126			ダイシャクシギ	●		●				●	●	●	●	●				VU	VU	掲載種
127			ホウロクシギ	●		●				●	●	●	●	●				VU	VU	掲載種
128			チュウシャクシギ			●				●	●	●	●	●	●					
129			コシャクシギ	●		●				●							国際	EN		掲載種
130			ヤマシギ			●														
131			タシギ							●			●							
132			チュウジシギ							●	●	●	●							
133			オオジシギ	●						●			●					NT		掲載種
134		セイタカシギ科	セイタカシギ	●		●			●	●	●	●	●				VU		掲載種	
135			ソリハシセイタカシギ						●		●	●	●							
136		ヒレアシシギ科	アカエリヒレアシシギ						●	●	●	●	●							
137		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	●					●				●				VU	VU	掲載種	
138		カモメ科	ユリカモメ	●		●				●				●						
139			セグロカモメ			●				●				●						
140			オオセグロカモメ			●				●										
141			シロカモメ			●				●										
142			カモメ			●				●				●						
143			ウミネコ			●				●				●						
144			ズグロカモメ	●	●	●				●			●	●				VU	VU	掲載種
145			ハジロクロハラアジサシ			●				●										
146			クロハラアジサシ			●				●										
147			ハシブトアジサシ			●				●										
148			アジサシ			●				●										
149			ベニアジサシ			●				●								VU	EN	掲載種
150			コアジサシ	●		●				●				●			国際	VU	VU	掲載種
151			カモメ科	●						●										
152		ウミスズメ科	マダラウミスズメ	●						●							DD		掲載種	
153			ウミスズメ	●						●							CR	NT	掲載種	
154			カンムリウミスズメ							●							VU	CR	掲載種	
155	ハト目	ハト科	ドバト	●						●				●						
156			キジバト			●	●	●		●										
157			アオバト	●						●									掲載種	
158	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス			●	●	●												
159	フクロウ目	フクロウ科	コミミズク			●				●							VU			
160	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ			●														
161			アマツバメ			●														
162	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ			●				●				●						
163	キツツキ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	●		●										EN	CR	掲載種		
164		キツツキ科	アオグラ			●														
165			コゲラ	●		●	●			●										

表 3.1.4-2 (3) 事業実施想定区域周囲の鳥類

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等											選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	天然 記念 物	種 の 保 存 法	環RDB	県 RDB	市指針
166	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ			●		●		●				●					
167		ツバメ科	ショウドウツバメ			●				●				●					
168			ツバメ			●	●	●		●				●					
169			コシアカツバメ			●												NT	
170			イワツバメ			●				●									
171		セキレイ科	ツメナガセキレイ	●		●				●									掲載種
172			キセキレイ			●				●									
173			ハクセキレイ	●		●	●	●		●				●					
174			セグロセキレイ			●				●				●					
175			ビンズイ	●		●				●				●					
176			ムネアカタヒバリ			●				●				●					
177			タヒバリ			●				●				●					
178		サンショウクイ科	サンショウクイ			●											VU	CR	掲載種
179		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	●		●	●	●		●				●					
180		モズ科	チゴモズ			●											CR		
181			モズ			●				●				●					
182		レンジャク科	レンジャク	●		●													
183		ミソサザイ科	ミソサザイ			●				●									
184		ツグミ科	コルリ			●												EN	
185			ルリビタキ			●													
186			ジョウビタキ			●				●				●					
187			ノビタキ			●				●				●					
188			イソヒヨドリ			●	●			●				●					
189			トラツグミ			●													
190			マミジロ			●													
191			クロツグミ			●				●								NT	
192			アカハラ			●													
193			シロハラ			●				●				●					
194			マミチャジナイ			●													
195			ツグミ			●				●				●					
196		チメドリ科	ガビチョウ					●											
197			ソウシチョウ											●					
198		ウグイス科	ヤブサメ			●													
199			ウグイス			●	●	●		●				●					
200			ウチヤマセンニユウ		●	●											EN	CR	掲載種
201			コヨシキリ			●				●									
202			オオヨシキリ	●		●				●				●				NT	掲載種
203			キマユムシクイ			●													
204			メボソムシクイ			●													
205			エンムシクイ			●													
206			センダイムシクイ			●				●								VU	
207			キクイタダキ	●		●				●				●					
208			セッカ			●		●		●				●					
209		ヒタキ科	キビタキ	●		●				●									掲載種
210			オジロビタキ			●				●									
211			オオルリ			●				●								NT	掲載種
212			サメビタキ			●													
213			エゾビタキ			●													
214			コサメビタキ			●								●				DD	
215		カササギヒタキ科	サンコウチョウ			●												VU	掲載種
216		エナガ科	エナガ	●		●	●			●									
217		ツリスガラ科	ツリスガラ	●		●				●								NT	掲載種
218		シジュウカラ科	ヤマガラ			●	●			●									
219			シジュウカラ	●		●	●	●		●				●					
220		メジロ科	メジロ			●	●	●		●				●					
221		ホオジロ科	ホオジロ			●	●	●		●				●					
222			ホオアカ			●				●									
223			カシラダカ			●				●									
224			ミヤマホオジロ	●		●								●					
225			シマノジロ							●									
226			ノジロ	●														NT	掲載種
227			アオジ			●				●				●					
228			クロジ			●													
229			オオジュリン			●				●									
230		アトリ科	アトリ			●													
231			カワラヒワ			●	●	●		●				●					
232			マヒワ			●				●				●					
233			ハギマシロ			●												NT	
234			ウソ			●													
235			イカル			●								●					
236			シメ			●								●					
237		ハタオリドリ科	スズメ	●		●	●			●				●					
238		ムクドリ科	コムクドリ	●		●		●		●									掲載種
239			ホシムクドリ	●		●				●									掲載種
240			ムクドリ	●		●	●	●		●				●					
241		カラス科	カササギ	●		●				●									掲載種
242			ミヤマガラス			●	●	●		●									
243			ハシボソガラス			●	●	●		●				●					
244			ハシブトガラス			●	●	●		●				●					
計	17目	52科	244種	67種	6種	189種	22種	22種	0種	190種	33種	36種	51種	76種	3種	8種	53種	65種	66種

●印は、注 1) に示す報告書等により事業実施想定区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生息場所が明示されていない種についても、事業実施想定区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注 1) 報告書等：

- ①「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）
- ②「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」（平成 23 年 11 月 福岡県）
- ③「平成 22 年度 自然環境調査（鳥類）」（平成 23 年 3 月 福岡市環境局）

- ④「平成 14 年度 市域生態系調査業務委託 報告書」(平成 15 年 3 月 福岡市環境局)
- ⑤「平成 15 年度 市域生態系調査業務委託 報告書」(平成 16 年 3 月 福岡市環境局)
- ⑥「平成 13 年度 自然環境調査(ため池の生態系調査) 報告書」(平成 14 年 3 月 福岡市環境局)
- ⑦「平成 5～22 年度 アイランドシティ整備事業 環境監視結果」(福岡市港湾局)
- ⑧「定点調査報告書 和白干潟」(平成 4 年度・平成 9～11 年度、環境庁、平成 12～16 年度、環境省)
- ⑨「定点調査報告書 人工島埋立地」(平成 11 年度、環境庁、平成 12～16 年度、環境省)
- ⑩「モニタリングサイト 1000 シギ・チドリ類調査」(平成 17～25 年度、環境省)
- ⑪「福岡都市計画道路 1・4・8 号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書(平成 25 年 6 月、福岡県)

注 2) 選定基準：

天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種

天：国指定天然記念物

種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において以下の項目に選定されている種及び亜種
国際：国際希少野生動植物種…国内希少野生動植物種以外の種で、以下のいずれかに該当するものを
選定する。

ア「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」附属書 1 に掲載された種。
ただし、我が国が留保している種を除く。

イ我が国が締結している渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する条
約又は協定に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種

国内：国内希少野生動植物種…本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す
事情が生じていると判断される種

環 RDB：「レッドデータブック 2014 ー日本の絶滅の恐れのある野生生物ー 2 鳥類」(平成 26 年 9 月 環境省)

CR：絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種

NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として
上位ランクに移行する要素を有するもの

DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種

県 RD：「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 ー植物群落・植物・鳥類・哺乳類ー」(平
成 23 年 11 月 福岡県)

CR：絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種

NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として
上位ランクに移行する要素を有するもの

DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種

市指針：「福岡市環境配慮指針(改訂版)」(平成 19 年 2 月 福岡市環境局)

掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

3) 両生類・爬虫類

事業実施想定区域周囲において確認記録がある両生類、または生息する可能性のある両生類は、表 3.1.4-3 に示すとおりであり、2 目 6 科 13 種の両生類が確認されている。重要な種はニホンヒキガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル等の 8 種が確認された。

事業実施想定区域周囲において確認記録がある爬虫類、または生息する可能性のある爬虫類は、表 3.1.4-4 に示すとおり、2 目 8 科 15 種の爬虫類が確認されている。重要な種はアカウミガメ、ニホンイシガメ、タカチホヘビ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリの 6 種が確認された。

表 3.1.4-3 事業実施想定区域周囲の両生類

No.	目と名	科和名	種和名	報告書等							選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針
1	有尾目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ				●						VU	VU	掲載種
2		イモリ科	アカハライモリ				●						NT	NT	掲載種
3	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル			●	●							VU	掲載種
4		アマガエル科	ニホンアマガエル	●		●	●	●		●					
5		アカガエル科	タゴガエル			●	●								
6			ニホンアカガエル			●	●							VU	掲載種
7			ヤマアカガエル				●							VU	掲載種
8			トノサマガエル				●						NT	EN	掲載種
9			ウシガエル	●		●	●			●					
10			ツチガエル				●							NT	
11			ヌマガエル	●		●	●			●					
-			アカガエル科				●								
12		アオガエル	シュレーゲルアオガエル				●								
13			カジカガエル				●							NT	
計	2目	6科	13種	3種	0種	6種	14種	1種	0種	3種	0種	0種	3種	8種	6種

●印は、注 1) に示す報告書等により事業実施想定区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生息場所が明示されていない種についても、事業実施想定区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注 1) 報告書等：

- ①「自然環境調査委託 ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況等調査報告書」（平成 13 年 3 月 福岡市環境局）
- ②「平成 13 年度 自然環境調査（ため池の生態系調査）報告書」（平成 14 年 3 月 福岡市環境局）
- ③「平成 19 年度 自然環境調査結果（ほ乳類・は虫類・両生類）」（平成 20 年 3 月 福岡市環境局）
- ④「平成 24 年度 自然環境調査結果（ほ乳類・は虫類・両生類）」（平成 25 年 3 月 福岡市環境局）
- ⑤「福岡市環境配慮指針(改訂版)」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）
- ⑥「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成 26 年 8 月 福岡県）
- ⑦「福岡都市計画道路 1・4・8 号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書」（平成 25 年 6 月 福岡県）

注 2) 選定基準：

天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
 種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種
 環 RDB：「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 3 爬虫類・両生類」（平成 26 年 9 月 環境省）
 VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
 県 RDB：「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成 26 年 8 月 福岡県）
 EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
 市指針：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）
 掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

表 3.1.4-4 事業実施想定区域周囲の爬虫類

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報 告 書 等							選 定 基 準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然 記念 物	種 の 保 存 法	環 RDB	県 RDB	市 指 針
1	カメ 目	ウミガメ科	アカウミガメ				●	●					EN	EN	掲載種
2		イシガメ科	ニホンイシガメ		●	●						NT	VU	掲載種	
3			クサガメ		●	●									
4		ヌマガメ科	ミシシippアカミミガメ	●	●	●	●			●					
5	有鱗 目	ヤモリ科	ニホンヤモリ	●	●	●	●			●					
6		トカゲ科	ニホントカゲ	●	●	●									
7		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	●	●	●	●			●					
8		ナミヘビ科	タカチホヘビ			●							VU		
9			シマヘビ	●	●	●				●					
10			アオダイショウ			●									
11			ジムグリ			●							NT	掲載種	
12			シロマダラ			●							NT	掲載種	
13			ヒバカリ		●	●							NT		
14			ヤマカガシ	●	●	●									
15			クサリエビ科	ニホンマムシ			●								
計	2 目	8 科	15 種	6 種	9 種	14 種	4 種	1 種	0 種	4 種	0 種	0 種	2 種	6 種	4 種

●印は、注 1) に示す報告書等により事業実施想定区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生息場所が明示されていない種についても、事業実施想定区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注 1) 報告書等：

- ① 「自然環境調査委託 爬虫類・両生類・両生類の生息状況等調査報告書」（平成 13 年 3 月 福岡市環境局）
- ② 「平成 19 年度 自然環境調査結果（爬虫類・両生類）」（平成 20 年 3 月 福岡市環境局）
- ③ 「平成 24 年度 自然環境調査結果（爬虫類・両生類）」（平成 25 年 3 月 福岡市環境局）
- ④ 「福岡市環境配慮指針(改訂版)」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）
- ⑤ 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成 26 年 8 月 福岡県）
- ⑥ 「平成 13 年度 自然環境調査（ため池の生態系調査） 報告書」（平成 14 年 3 月 福岡市環境局）
- ⑦ 「福岡都市計画道路 1・4・8 号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書」（平成 25 年 6 月 福岡県）

注 2) 選定基準：

天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種

種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種

環 RDB：「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 3 爬虫類・両生類」

(平成 26 年 9 月 環境省)

EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

環 RDB：「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014

-爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成 26 年 8 月 福岡県）

EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種

NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

環 RDB：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）

掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

4) 昆虫類

事業実施想定区域周囲において確認記録がある種、または生息する可能性のある種は、表 3.1.4-5 に示すとおりであり、18 目 174 科 748 種の昆虫類が確認されている。重要な種は、ハラビロハンミョウ、カワラハンミョウ等の 41 種が確認された。

表 3.1.4-5 (1) 事業実施想定区域周囲の昆虫類

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然 記念物	種の 保存法	環 RDB	県 RDB	市指針
1	クモ目	アシナガグモ科	アシナガグモ								●					
2		コガネグモ科	ナガコガネグモ								●					
3		カニグモ科	ハナグモ								●					
4		ハエトリグモ科	ヤハズハエトリ								●					
5	トビムシ目	—	トビムシ目								●					
6	カゲロウ目(蜉蝣目)	ヒラタカゲロウ科	ヒラタカゲロウ							●						
7		モンカゲロウ科	フタスジモンカゲロウ							●						
8	トンボ目(蜻蛉目)	イトトンボ科	キイトトンボ				●								NT	
9			アオモンイトトンボ		●	●		●	●		●					
10			クロイトトンボ						●							
11			ムスジイトトンボ						●							
12		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	●				●						NT	VU	掲載種
13			ギンヤンマ		●			●			●					
14			カトリヤンマ							●						
15		サナエトンボ科	タイワシウチワヤンマ			●		●			●					掲載種
16	トンボ科		ショウジョウトンボ		●	●		●	●		●					
17			コフキトンボ					●								
18			ハラビロトンボ					●			●					
19			シオカラトンボ		●	●		●	●	●	●					
20			オオシオカラトンボ					●	●	●	●					
21			ウスバキトンボ			●		●	●	●	●					
22			コシアキトンボ					●	●	●	●					
23			チョウトンボ					●			●					
24			コノシメトンボ								●					
25			タイリクアカネ								●					
26	ゴキブリ目(網翅目)	ゴキブリ科	クロゴキブリ								●					
27		チャバネゴキブリ科	クロモンチビゴキブリ							●	●					
28			チャバネゴキブリ								●					
29			モリチャバネゴキブリ								●					
30	カマキリ目(蠍螂目)	カマキリ科	ハラビロカマキリ								●					
31			チョウセンカマキリ								●					
32			オオカマキリ		●						●					
33	シロアリ目	レイビシロアリ科	コウシュウイシシロアリ	●												
34		ミソガシラシロアリ科	イエシロアリ	●												
35			ヤマトシロアリ変種	●							●					
36	ハサミムシ目(革翅目)	マルムネハサミムシ科	ハマバハサミムシ								●					
37			ヒゲジロハサミムシ								●					
38		オオハサミムシ科	オオハサミムシ								●					
39	チャタテムシ目	チャタテ科	クロミヤクチャタテ								●					
40	バッタ目(直翅目)	ツユムシ科	セズツユムシ								●					
41			サトクダマキモドキ								●					
42			ツユムシ								●					
43			ヒメクダマキモドキ								●					
44		キリギリス科	オナガササキリ								●					
45			ホシササキリ								●					
46			ササキリ								●					
47			クビキリギリス								●					
48			ニシキリギリス								●					
49			ハタケノウマオイ								●					
50			カヤキリ								●					
51		ケラ科	ケラ								●					
52	マツムシ科		スズムシ								●					
53			ヒロハネカンタン								●					
54			カンタン								●					
55			マツムシ								●					
56			マツムシ科		●						●					
57		コオロギ科	ハラオカメコオロギ								●					
58			ミツカドコオロギ								●					
59			クマスズムシ								●					
60			エンマコオロギ								●					
61			ツツレサセコオロギ								●					
62		カネタタキ科	カネタタキ								●					
63			ハマスズ								●				VU	
64			マダラスズ								●					
65			ヒゲシロスズ								●					
66			シバスズ								●					
67			キアヒバリモドキ								●					
68	バッタ科		ショウリョウバッタ								●					
69			マダラバッタ								●					
70			ヤマトマダラバッタ								●				VU	
71			トノサマバッタ								●					
72			イボバッタ								●					
73		イナゴ科	ハネナガイナゴ								●					
74			ツチイナゴ		●						●					
75		オンブバッタ科	オンブバッタ		●	●					●					
76		ヒシバッタ科	ハネナガヒシバッタ								●					
77	ナナフシ目(竹節虫目)	ナナフシ科	エダナナフシ								●					
78	アザミウマ目	アザミウマ科	ネギアザミウマ	●							●					
79	カメムシ目(半翅目)	ヒシウシカ科	ヒシウシカ								●					
80		ウンカ科	セジロウンカ								●					
81			コブウカ								●					
82		ハネナガウンカ科	タマガワセダカハネナガウンカ								●					
83		デングスケバ科	ツマグロスケバ								●					
84		アオハハゴロモ科	アオハハゴロモ								●					

表 3.1.4-5 (2) 事業実施想定区域周囲の昆虫類

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等								選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然 記念物	種の 保存法	環 RDB	県 RDB	市指針	
85	カメムシ目（半翅目）	ハゴロモ科	ベッコウハゴロモ		●	●					●	●					
86		ゲンハイウンカ科	タイワンシハウチウウンカ								●	●					
87		セミ科	クマゼミ			●					●	●					
88			アブラゼミ			●					●	●					
89			ツクツクボウシ			●					●	●					
90			ニイニイゼミ								●	●					
91			ハルゼミ		●		●								NT	掲載種	
92		アワフキムシ科	マツアワフキ								●	●					
93			ハマベアワフキ								●	●					
94			オカダアワフキ			●											
95		ヨコバイ科	トバヨコバイ									●					
96			キスジミドリヒメヨコバイ									●					
97			アカスリヨコバイ									●					
98			ヒメアオズキンヨコバイ									●					
99			トガリヨコバイ									●					
100			ヒシモンヨコバイ									●					
101			ツマグロヨコバイ									●					
102			Pagaronia属									●					
103			クロヒラタヨコバイ									●					
104			ヒトツメヨコバイ									●	●				
105			シラホシカシヨコバイ									●	●				
106			イグチホシヨコバイ									●	●				
107		キジラミ科	オビキジラミ									●					
108		アブラムシ科	セイタカアワダチソウヒゲナガアブラムシ									●					
109		カタカイガラムシ科	ツノロウムシ									●					
110		サンガメ科	ビロウドサンガメ			●											
111			Empicoris属								●						
112		ゲンバヤムシ科	アワダチソウゲンバヤムシ									●					
113			ツツジゲンバヤムシ									●					
114		ハナカメムシ科	ナミヒメハナカメムシ									●					
115		カスミカメムシ科	コアオカスミカメ								●	●					
116			ヨツボシカスミカメ								●	●					
117			ヒメセダカスミカメ								●	●					
118			アカスジカスミカメ									●					
119			ウスモンミドリカスミカメ									●					
120			カスミカメムシ科									●					
121		マキバサシガメ科	ハネナガマキバサシガメ									●					
122		オオホシカメムシ科	オオホシカメムシ								●	●					
123		ホソヘリカメムシ科	クモヘリカメムシ								●	●					
124			ホソヘリカメムシ									●					
125		ヘリカメムシ科	ホオズキカメムシ									●					
126			ホソハリカメムシ								●	●					
127			オオクモヘリカメムシ								●	●					
128			ホシハラビロヘリカメムシ		●						●	●					
129			ツマキヘリカメムシ								●	●					
130		ヒメヘリカメムシ科	スサキヒメヘリカメムシ									●					
131			アカヒメヘリカメムシ									●					
132			ケバヒメヘリカメムシ			●						●					
133			フチヒメヘリカメムシ									●					
134		ナガカメムシ科	ヒョウタンナガカメムシ									●					
135			ヒメネジロツヤナガカメムシ									●					
136			ヒメオオメナガカメムシ									●	●				
137			ヒメマダラナガカメムシ									●	●				
138			サビヒョウタンナガカメムシ									●					
139			キベリヒョウタンナガカメムシ									●					
140			オオモンシロナガカメムシ									●	●				
141			ヒメナガカメムシ									●					
142			Nysius属									●	●				
143			ヒゲナガカメムシ										●				
144			アカアシホソナガカメムシ										●				
145			ナガカメムシ科										●				
146			メダカナガカメムシ科	メダカナガカメムシ			●										
147		ツチカメムシ科	ハマベツチカメムシ		●							●				NT	
148			チビツヤツチカメムシ		●												
149			ヒメツチカメムシ		●												
150		カメムシ科	ツチカメムシ		●							●	●				
151			ウズラカメムシ										●				
152			ウシカメムシ										●				
153			フチヒゲカメムシ										●				
154			ハナダカカメムシ		●								●				
155			キマダラカメムシ										●				
156			ヒメナガメ									●	●				
157			ムラサキシラホシカメムシ										●				
158			マルシラホシカメムシ									●	●				
159			シラホシカメムシ									●	●				
160			アオクサカメムシ										●				
161			イチモンジカメムシ										●				
162		マルカメムシ科	マルカメムシ			●						●					
163		キンカメムシ科	オオキンカメムシ		●												
164		アブラムシ科	ダイコンアブラムシ		●												
165		コナカイガラムシ科	オオワタコナカイガラムシ		●												
166		アメンボ科	アメンボ									●					
167		ミズムシ科	オオミズムシ			●									NT	VU	
168			クロチビミズムシ		●											掲載種	
169		マツモムシ科	チビミズムシ		●												
170			コマツモムシ			●							●				
171		マツモムシ			●												
172		アミメカゲロウ目（脈翅目）	マツモムシ			●											
173			ヤマトヒロバカゲロウ									●	●				
174			ヒロバカゲロウ科									●	●				
175			シロスジクサカゲロウ									●	●				
176			ヨツボシクサカゲロウ									●	●				
177			クロヒゲフタモンクサカゲロウ									●	●				
178			タイワンクサカゲロウ									●	●				
179			クサカゲロウ科									●	●				
180			クサカゲロウ科									●	●				
181			コカスリウスバカゲロウ									●	●				
182			ハマベウスバカゲロウ									●	●			EN	
183			ウスバカゲロウ									●	●				
184		クロコウスバカゲロウ									●	●					

表 3.1.4-5 (3) 事業実施想定区域周囲の昆虫類

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然 記念物	種の 保存法	県 RDB	県 RDB	市指針
179	チョウ目(鱗翅目)	ミノガ科	チャミノガ								●					
180		マルハキバガ科	シロスシベニマルハキバガ								●					
181		ヒゲナガキバガ科	カクハネヒゲナガキバガ							●						
182		カザリバガ科	ウスイロカザリバ								●					
183		ハマキガ科	セモンカキバヒメハマキ							●						
184			マツアトキハマキ								●					
185			シロテントリガリハヒメハマキ							●						
186			アシプトヒメハマキ							●						
187			ヨモギネムシガ							●	●					
188			ブドウホノハマキ							●						
-			ハマキガ科							●						
189		スガ科	コナガ								●					
190			マサキスガ							●						
191		イラガ科	テングイラガ							●						
192		マダラガ科	ミノウスバ	●												
193	セセリチョウ科		ダイミョウセセリ						●							
194			クロセセリ						●							掲載種
195			イチモンジセセリ							●	●					
196			チャバネセセリ						●	●	●					
197	シジミチョウ科		コチャバネセセリ								●					
198			ミズイロオナガシジミ	●											NT	掲載種
199			ムラサキツバメ						●							
200			ムラサキシジミ					●		●	●					
201			ルリシジミ	●	●			●	●							
202			クロマダラソテツシジミ					●			●					
203			ウラギンシジミ					●	●	●	●					
204			ツバメシジミ					●	●		●					
205			ウラナミシジミ							●						
206			ベニシジミ		●			●	●	●	●					
207			ゴイシシジミ					●								
208			サツマシジミ						●							
209	タテハチョウ科		ヤマトシジミ本土亜種	●	●	●		●	●	●	●					
210			ツマグロヒョウモン		●	●		●	●	●	●					
211			イシガケチョウ					●	●	●	●					
212			ゴマダラチョウ本土亜種					●	●		●					
213			アオタテハモドキ	●												
214			コムシジ					●	●	●						
215			ヒオドシチョウ	●											NT	掲載種
216			キタテハ		●						●					
217			ヒメアカタテハ	●					●	●	●					
218			アカタテハ					●	●		●					
219	アゲハチョウ科		ミカドアゲハ本土亜種	●		●		●	●	●	●					掲載種
220			アオスジアゲハ			●		●	●	●	●					
221			モンキアゲハ					●	●	●	●					
222			ミヤマカラスアゲハ						●							
223			キアゲハ			●		●		●						
224			オナガアゲハ	●				●								掲載種
225			ナガサキアゲハ		●	●		●	●	●	●					
226			クロアゲハ本土亜種					●	●	●	●					
227			アゲハ	●	●	●		●	●	●	●					
228	シロチョウ科		ツマキチョウ本土亜種	●				●	●	●	●					
229			ウラナミシロチョウ	●												
230			モンキチョウ	●					●		●					
231			キチョウ		●			●		●	●					
232			スジクロシロチョウ						●							
233			モンシロチョウ	●				●	●		●					
234			チョウセンシロチョウ	●												
235	ジャノメチョウ科		クロヒカゲ本土亜種						●							
236			ウスイロコマチョウ	●												
237			クロコマチョウ						●							
238			コジャノメ	●												
239			ヒメウラナミジャノメ						●	●						
240	ツトガ科		ウラナミジャノメ本土亜種											VU	VU	掲載種
241			コブノメイガ							●						
242			ツゲノメイガ							●	●					
243			シロエグリツトガ							●						
244			クロヘリキノメイガ							●						
245			クロズノメイガ							●						
246			クロオビクロノメイガ							●						
247			モンキクロノメイガ							●						
248			マメノメイガ							●						
249			サツマキノメイガ							●						
250			ワモンノメイガ							●	●					
251			シロアシクロノメイガ							●						
252			マエアカスカシノメイガ								●					
253			シバツトガ							●						
254			クロテンシロミズメイガ							●						
255			ナカキノメイガ							●						
256			シロオビノメイガ							●						
257			クロモンキノメイガ							●						
258			ウラジロキノメイガ							●						
259			ヒメアカシマメイガ							●						
260			クロモンツツリガ	●						●						
261			ウスオビトガリメイガ							●						
262			キベリトガリメイガ							●						
263			ウスベニトガリメイガ							●	●					
264			ヒエホソメイガ							●						
265			ミサキクシヒゲシマメイガ	●						●						
266	トリバガ科	シャクガ科	メイガ科							●						
267			トリバガ科							●						
268			ヒメウコンエダシヤク							●						
269			アカアオナシヤク							●						
270			ケバカチビナシヤク							●						
271			オオウスモンキヒメシヤク							●						
272			キオビベニヒメシヤク							●						
273			マエベニヒメシヤク	●						●						
274			ミジンキヒメシヤク							●						
275			ウスネズミエダシヤク	●						●						
276			ホリスジナシヤク							●						
277			フタツメオオシロヒメシヤク							●						

表 3.1.4-5 (4) 事業実施想定区域周囲の昆虫類

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然 記念物	種の 保存法	環 RDB	県 RDB	市指針
277	チョウ目(鱗翅目)	シャクガ科	ギンハネヒメシャク							●						
278			ウスキクロテンヒメシャク							●						
279			ハイイロヒメシャク							●						
280			ホソバチビナミシャク							●						
281			ベニシジメシャク							●						
282			フトジマナミシャク							●						
283		スズメガ科	オオスカシバ								●					
284			ホシホウジャク							●						
285			クロホウジャク	●												
286			コスズメ								●					
287			セシジメ								●					
288		ヒトリガ科	ハガタベニコケガ							●						
289			ヤネホソバ							●				NT		
290			シロオビクロコケガ							●						
291			スジモンヒトリ							●						
292			クロスジチビコケガ							●						
293		ドウガ科	ナガサキムシホソバ							●						
294			フチヒゲヤナギドウガ	●												
295			ミツモンキンウワバ	●						●						
296			アカヘリヤガ							●				NT	NT	
297			キマエアツバ								●					
298		ヤガ科	タマナヤガ	●												
299			シロテンウスグロヨトウ								●					
300			ヒメサビスジヨトウ							●						
301			ハマオモトヨトウ	●						●						
302			イチジクキンウワバ								●					
303		コバガ科	エゾギクキンウワバ	●												
304			フタキボシアツバ							●						
305			トビスジアツバ								●					
306			ソトウスグロアツバ							●						
307			ウスチャモンアツバ							●						
308		コバガ科	ウンモンクチバ								●					
309			アワヨトウ	●												
310			スジシロキヨトウ	●												
311			ヒメエグリバ							●						
312			シロテンムラサキアツバ							●						
313		コバガ科	ウスグロセニジモンアツバ							●						
314			ニセタマナヤガ	●						●						
315			クロスジヒメアツバ							●						
316			スジキリヨトウ							●						
317			ハスモンヨトウ	●							●					
318	ハエ目(双翅目)	ガガンボ科	キクキンウワバ	●												
319			シンジュキノカワガ	●												
320			ナンキンキノカワガ	●												
321			Achrolimonia属							●						
322			Antocha属							●						
323		チョウバエ科	ミカドガガンボ							●						
324			ヒメガガンボ亜科								●					
325			Nephrotoma属							●						
326			チョウバエ科								●					
327			ユスリカ科								●					
328		カ科	ヒトスジシマカ								●					
329			アメリカミズアブ		●											
330			ユウカアブ							●						
331			アブ科							●						
332			ハマツルギアブ							●						
333		ムシヒキアブ科	トラフムシヒキ							●						
334			ヒラタムシヒキ							●						
335			アオメアブ								●					
336			Leptogaster属							●						
337			シオヤアブ							●						
338		オドリバエ科	Stichopogon infuscatus							●						
339			ギンバラミナモドリバエ				●								VU	
340			コウヤツリアブ							●						
341			クロバネツリアブ							●						
342			スキバツリアブ							●						
343		ハナアブ科	ツマグロコシボシハナアブ							●						
344			ホソヒラタアブ		●					●						
345			キコシハナアブ		●					●						
346			ナミホシヒラタアブ							●						
347			クロイワオビヒラタアブ							●						
348		ショウジョウバエ科	ホソヒメヒラタアブ							●						
349			Sphaerophoria属		●					●						
350			ショウジョウバエ科							●						
351			ハマベバエ							●						
352			Hecamede albicans							●						
353		ミバエ科	ミナミカマバエ							●						
354			ヒゲナガヤチバエ							●						
355			ヒラヤマアミメケバカミバエ							●						
356			ツマホシケバカミバエ							●						
357			ミサキオナガミバエ							●						
358		ハナバエ科	トツマグロイソバエ							●						
359			フンバエ科							●						
360			オオクロバエ							●						
361			コミドリバエ							●						
362			クロバエ科							●						
363		イエバエ科	イエバエ科							●						
364			ハネボシスナニクバエ							●						
365			ハマベニクバエ							●						
366			センテニクバエ							●						
367			Sarcophaga属		●											
368		ヤドリバエ科	ゴヘニクバエ							●					VU	
369			ニクバエ科							●						
370			ブランコヤドリバエ	●						●						
371			ヤドリバエ科							●						

表 3.1.4-5 (5) 事業実施想定区域周囲の昆虫類

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然 記念物	種の 保存法	環 RDB	県 RDB	市指針
367	コウチュウ目(鞘翅目)	ホソクビゴミシ科 オサムシ科	ミイデラゴミシシ	●							●					
368			キイロナビゴモクムシ							●	●					
369			マルガタゴミシ								●					
370			ヒメツヤマルガタゴミシ								●					
371			コガシラアオゴミシ	●												
372			オサムシモドキ	●											NT	
373			セアカヒラタゴミシ								●					
374			オオズケゴモクムシ	●												
375			クロゴモクムシ							●						
376			マダラゴモクムシ	●												
377			カラカネゴモクムシ	●												
378			ヒョウタンゴミシ							●						
379			ヨツモンコミズギワゴミシ							●						
380		ハンミョウ科	ハラビロハンミョウ			●								VU		掲載種
381			カワラハンミョウ	●		●								EN	VU	掲載種
382			エリザハンミョウ							●						
383			コハンミョウ	●												
384		ゲンゴロウ科	クロズマゲンゴロウ	●												
385			チャイロマゲンゴロウ								●					
386			ホソセスゲンゴロウ	●												
387			コガタノゲンゴロウ	●										VU	VU	掲載種
388			ハイロゲンゴロウ		●						●					
389			シマゲンゴロウ	●										NT	EN	
390			コシマゲンゴロウ	●												
391			ウスイロシマゲンゴロウ	●											NT	
392			スジゲンゴロウ	●										EX	EX	
393			キベリクロヒメゲンゴロウ	●										NT	NT	
394			ツブゲンゴロウ	●												
395			チャイロチビゲンゴロウ								●					
396			ヒメゲンゴロウ								●					
397		ナガヒラタムシ科 ガムシ科	ナガヒラタムシ	●												
398			コケシガムシ							●						
399			フチドリケシガムシ							●						
400			ウスモンケンガムシ	●												
401		エンマムシ科	セマルガムシ	●												
402			コガムシ								●			DD	VU	
403			ツヤハマベエンマムシ							●					EN	
404			ハマベエンマムシ							●						
405		シデムシ科	ルリエンマムシ	●											VU	
406			オオヒラタシデムシ	●												
407			オオモモトシデムシ	●												
408			モモトシデムシ	●												
409		ハネカクシ科	オニヒラタシデムシ	●												
410			ムネビロハネカクシ							●						
411			ホソウミベハネカクシ	●												
412			アカウミベハネカクシ							●						
413			アバタウミベハネカクシ							●						
414			ニセウミベハネカクシ							●						
415			クロストガリハネカクシ							●						
416			チビホソハネカクシ								●					
417			キンボシハネカクシ	●												
418			アカセスジハネカクシ							●						
419			アオバアリガタハネカクシ							●	●					
420			クロコガシラハネカクシ								●					
421			オオドウガネコガシラハネカクシ							●						
422			ツヤウミベハネカクシ							●						
423			ウミベアカバハネカクシ							●						
424			アカバハハネカクシ							●						
425			チビキボソハネカクシ							●						
426			キバネセミソハネカクシ							●						
427			アカバネマルクビハネカクシ	●												
428		マルハナノミ科 クワガタムシ科	トビイロマルハナノミ								●					
429			オオクワガタ	●										VU	EN	掲載種
430			コクワガタ	●						●						
431		コガネムシ科	ヒラタクワガタ本土亜種	●												
432			アオドウガネ							●	●					
433			ヒメサクラコガネ	●						●						
434			ヤマトアオドウガネ							●						
435			ヒメコガネ							●						
436			ヒメカンシヨコガネ	●												
437			オオカンシヨコガネ	●												
438			セマダラコガネ							●						
439			コアオハナムグリ								●					
440			クロコガネ								●					
441			ヤマトケシマグソコガネ	●												
442			アカビロウドコガネ							●	●					
443			カミヤビロウドコガネ							●						
444			マルガタビロウドコガネ							●						
445			オオコフキコガネ	●						●	●					
446			サツマコフキコガネ							●						
447			クリイロコガネ								●					
448			コブマルエンマコガネ	●												
449			ミツノエンマコガネ	●											VU	
450			シロスジコガネ	●												
451			マメコガネ								●					
452			シロテンハナムグリ								●					
453			ニセセマルケンマグソコガネ				●								NT	
454			カナブン			●										
455		タマムシ科	ホソアシナガタマムシ	●												
456			ヒメヒラタタマムシ	●												
457			クロケンタマムシ	●												
458			ヤスマツケンタマムシ	●												
459			クロタマムシ	●												
460			ウバタマムシ	●												
461			ムツボシタマムシ	●												
462			タマムシ	●												
463			クロエグリタマムシ	●												
464			クロマダラタマムシ	●												
465			マダクロホシタマムシ	●												
466			クズノチビタマムシ								●					
467			ナミガタチビタマムシ	●												

表 3.1.4-5 (6) 事業実施想定区域周囲の昆虫類

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然 記念物	種の 保存法	環 RDB	県 RDB	市指針
468	コウチュウ目(鞘翅目)	タマシ科	マメチビタマシ	●												
469			サシゲチビタマシ	●												
470			スズビトハギチビタマシ	●												
471			ヨシダチビタマシ	●												
472	コメツキムシ科		サビキコリ							●	●					
473			ホソサビキコリ							●						
474			ハマベヒメサビキコリ	●							●					
475			ヒメサビキコリ	●							●					
476			ハマベオオヒメサビキコリ	●												
477			チャイロコメツキ	●												
478			ニセクチブコメツキ	●												
479			クシコメツキ 垂科								●					
480			スナサビキコリ	●						●						
481			オオナガコメツキ							●						
482			アカアシコハナコメツキ							●						
483			オオクロクシコメツキ	●												
484			ヘリメコメツキ	●												
485		ジョウカイボン科	セボシジョウカイ								●					
486		ホタル科	ゲンジボタル	●												掲載種
487		シロムシ科	オオホコリタケシロムシ							●						
488		ジョウカイモドキ科	ヒロオビジョウカイモドキ							●	●					
489			ルリキオビジョウカイモドキ							●					VU	
490	テントウムシ科		カメノコテントウ	●												
491			ミスジキイロテントウ								●					
492			ムーアシロホシテントウ								●					
493			ナナホシテントウ	●		●					●					
494			フタモンクロテントウ								●					
495			ナミテントウ	●							●					
496			ニジウヤホシテントウ								●					
497			キイロテントウ							●	●					
498			ダンドラテントウ								●					
499			セスジヒメテントウ								●					
500			ヒメカメノコテントウ		●					●	●					
501			ベダリアテントウ								●					
502			ハバヒメテントウ	●												
503			カグヤヒメテントウ	●												
504			カワムラヒメテントウ	●												
505			オトヒメテントウ	●												
506			ニセツマアカヒメテントウ	●												
507			オオツマアカヒメテントウ	●												
508			キイロヒメテントウ	●												
509			ヤマトヒメテントウ	●												
510			クロツヤテントウ	●												
511			ナガサキクロテントウ	●												
512			シロホシテントウ	●												
513			アラキシロホシテントウ	●												
514		キスイムシ科	マルガタキスイ							●						
515		テントウムシダマシ科	ヨツボシテントウダマシ								●					
516			トウヨウダナエテントウダマシ	●												
517			クロモンケバカテントウダマシ	●												
518			セグロツヤテントウダマシ	●												
519		オオキノコムシ科	ヒメオビオオキノコムシ	●												
520		ヒメキムシ科	クロオビケシマキムシ							●						
521		ケンキスイ科	モンチビヒラケシキスイ							●						
522			マルキマダラケシキスイ							●						
523		ホソヒラタムシ科	ミツモンセマルヒラタムシ	●						●	●					
524		アリモドキ科	クロホソアリモドキ							●						
525		ホソカタムシ科	ヒメナガセシホソカタムシ							●						
526		ツチハンミョウ科	キュウシュウツチハンミョウ	●												
527			マルクビツチハンミョウ	●												
528			キイロゲンセイ	●												
529			フタオビヒメハナノミ	●												
530		ハナノミ科	クロヒメハナノミ								●					
531			ルリカミキリモドキ							●	●					
532		カミキリモドキ科	ズグロカミキリモドキ							●						
533			ハラグロランプカミキリモドキ							●						
534	オオハナノミ科	ゴミムシダマシ科	フタオビオオハナノミ	●												
535			グライロクチキムシ							●						
536			ヨマルキマワリ							●						
537			コスナゴミムシダマシ							●	●					
538			スナゴミムシダマシ	●												
539			オオスナゴミムシダマシ							●						
540			ハマヒョウタンゴミムシダマシ							●						
541			コゴメゴミムシダマシ							●						
542			アラメヒゲブトゴミムシダマシ	●												
543			オオマルスナゴミムシダマシ							●						
544			コクヌストモドキ	●												
545		カミキリムシ科	キマダラミヤマカミキリ	●												
546			トゲヒゲトビロカミキリ	●												
547			クワカミキリ	●												
548			ムネツヤサバカミキリ	●												
549			ルリカミキリ	●												
550			シロスジカミキリ	●												
551			オオヨツシハナカミキリ	●												
552			ヒメスギカミキリ	●												
553			ツシムナクボカミキリ	●												
554			オオアオカミキリ	●												
555			タケトラカミキリ	●						●						
556			クロトラカミキリ	●												
557			ヨツシジトラカミキリ								●					
558			キスジトラカミキリ	●												
559			ホシベニカミキリ	●							●					
560			アトモンマルケンカミキリ	●												
561			キイロミヤマカミキリ	●												
562			スネケバカヒロコバネカミキリ	●											VU	
563			カタシログマフカミキリ	●												
564			ハラアコブカミキリ	●												
565			マツノマダラカミキリ							●						
566			キュウシュウヒメヒゲナガカミキリ	●												
567			ケバカヒラタカミキリ	●												
568			ヘリグロリンゴカミキリ	●												

表 3.1.4-5 (7) 事業実施想定区域周囲の昆虫類

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然 記念物	種の 保存法	環 RDB	県 RDB	市指針
569	コウチュウ目(鞘翅目)	カミキリムシ科	リンゴカミキリ	●												
570			ムネホシシロカミキリ	●												
571			オオシロカミキリ	●												
572			チョウセンシロカミキリ	●												
573			ベニハハナカミキリ	●												
574			フクセダカコブヤハズカミキリ	●												
575			ノコギリカミキリ	●												
576			モンクローベニカミキリ	●												
577			ベニカミキリ	●												
578			ケシカミキリ	●												
579			クロカミキリ	●		●				●						
580			ヨツボシカミキリ	●												
581			チャボヒゲナガカミキリ	●										EN	CR	
582			ブドウトカミキリ	●												
583			アオスジカミキリ	●												
584		ハムシ科	ヒメカミナリハムシ	●												
585			カミナリハムシ	●							●					
586			キタカミナリハムシ	●												
587			サメハダツブノミハムシ							●						
588			ヒメテントウノミハムシ	●												
589			オオアカマルノミハムシ	●												
590			スキバシバシハムシ	●												
591			ウリハムシ	●							●					
592			クロウリハムシ							●	●					
593			アオハネサルハムシ	●												
594			ヒメジンガサハムシ	●												
595			カメノコハムシ	●												
596			セモンジンガサハムシ	●												
597			ヒサゴトビハムシ							●						
598			ツツジコブハムシ	●												
599			オオサルハムシ	●												
600			ヨモギハムシ								●					
601			ハツカハムシ	●												
602			ヤナギハムシ	●												
603			ミドリサルハムシ	●												
604			イモサルハムシ	●												
605			キアシリリツツハムシ								●					
606			ヒゴトゲハムシ	●												
607			イッシキトゲハムシ							●						
608			キンイロネウイハムシ	●										NT	CR	
609			イネネウイハムシ	●												
610			イチゴハムシ	●							●					
611			ジュンサイハムシ	●												
612			コガタルハムシ	●												
613			ケブカクロナガハムシ	●												
614			キベリクビボソハムシ	●												
615			キハラルリクビボソハムシ	●												
616			トゲアシクビボソハムシ	●												
617			キオビクビボソハムシ	●												
618			アカクビボソハムシ	●												
619			キイロクビナガハムシ	●												
620			クロボシトビハムシ	●												
621			キアシノミハムシ	●												
622			ケブカサルハムシ	●												
623			キイロネウイハムシ	●										EX	EX	
624			スイハトビハムシ	●												
625			フタスジヒメハムシ	●												
626			ホタルハムシ								●					
627			イチモンジハムシ	●												
628			アオガネヒメサルハムシ	●												
629			ウスグロチビカミナリハムシ	●												
630			セスジクビボソハムシ	●							●					
631			アトボシハムシ	●												
632			ヨツボシハムシ	●												
633			ダイコンサルハムシ	●												
634			タマアヒトビハムシ	●												
635			ボソキスジノミハムシ	●												
636			ナスナガスネトビハムシ	●												
637			ナトビハムシ	●												
638			サンゴジュハムシ								●					
639			ニレハムシ								●					
640			アカタデハムシ	●												
641			カタクリハムシ	●												
642			ドウガネサルハムシ	●												
643			ヨモギアシナガトビハムシ	●												
644		ヒゲナガゾウムシ科	タマカイガラヒゲナガゾウムシ	●												
645			イボタロウヒゲナガゾウムシ	●												
646			アカアシヒゲナガゾウムシ	●												
647			アカミヒゲナガゾウムシ	●												
648			シロヒゲナガゾウムシ	●												
649	オトシブミ科	ゾウムシ科	クロケシツブチョッキリ							●						
650			チキイロヒメゾウムシ							●						
651			アルファルファタコゾウムシ								●					
652			クロコブゾウムシ	●												
653			ガロアノミゾウムシ	●												
654			オジロアシナガゾウムシ	●												
655			コクロアナキゾウムシ	●												
656			トビロヒョウタンゾウムシ	●												
657			シノオサゾウムシ							●						
658		イネゾウムシ科	イネミズゾウムシ								●					
659			クロイネゾウムシ	●												
660			キイロコキクイムシ	●												
661			クロコキクイムシ	●												
662			ヒメヨツメキクイムシ	●												
663			サクラノボソキクイムシ	●												
664			ユズリハノキクイムシ	●												
665	ハチ目(膜翅目)	ミツシハバチ科	ハシロキクイムシ	●												
666			ルリチュウレンジ								●					
667			ウスオビハバチ								●					
668			ハバチ科								●					
669		ヒメバチ科	ヒメバチ科								●					

表 3.1.4-5 (8) 事業実施想定区域周囲の昆虫類

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然 記念物	種の 保存法	環 RDB	県 RDB	市指針
669	ハチ目(膜翅目)	アシトコバチ科	アジアカツヤアシトコバチ							●						
670			ハエヤドリアシトコバチ							●						
-			アシトコバチ科								●					
671		コガネコバチ科	アオムシコバチ	●												
672		タマゴバチ科	メアカタマゴバチ	●												
673			アゲハタマゴバチ	●												
674		セイボウ科	イラガセイボウ								●					
675		アリ科	ノコギリハリアリ	●												
676			アシナガアリ	●												
677			ヤマトアシナガアリ	●												
678			ホソウメマツオオアリ								●					
679			クロオオアリ	●						●	●					
680			ウメマツオオアリ	●						●	●					
681			コツノアリ	●												
682			ハリブトシリアゲアリ	●						●	●					
683			ツヤシリアゲアリ	●												
684			キイロシリアゲアリ	●						●						
685			トゲズネハリアリ	●												
686			ハヤシクロヤマアリ	●							●					
687			クロヤマアリ	●							●					
688			ニセハリアリ	●												
689			トビイロケアリ	●						●	●					
690			クサリモドキ								●					
691			クロナガアリ	●						●						
692			クロヒメアリ	●						●	●					
693			ヒメアリ	●						●						
694			イエヒメアリ	●												
695			アメイロアリ	●						●						
696			ルリアリ	●												
697			オオハリアリ	●						●						
698			サクラアリ	●						●	●					
699			ケブカアメイロアリ								●					
700			アズマオオズアリ								●					
701			オオズアリ	●						●						
702			アミメアリ	●						●	●					
703			トカラウロコアリ	●												
704			Strumigenys 属	●												
705			ムネボソアリ							●	●					
706			オオシウアリ	●												
707			トビイロシワアリ	●						●	●					
708			ウメマツアリ	●						●						
709		ドロバチ科	オオフタオビドロバチ							●	●					
710			キボシトックリバチ								●					
711			ムモンシトックリバチ							●						
712			ミカドドロバチ								●					
713			スズバチ	●												
714		スズメバチ科	キオビチビドロバチ							●						
715			フタモンアシナガバチ			●					●					
716			セグロアシナガバチ		●					●	●					
717			キアシナガバチ							●	●					
718			コガタスズメバチ								●					
719		クモバチ科	キロスズメバチ								●					
720			アカゴシクモバチ							●						
721			タカチホヒメクモバチ	●												
722			チシマシロフクモバチ							●						
723			ハイイロクモバチ							●						
724		アリバチ科	アリバチ科								●					
725		ツチバチ科	オオハラナガツチバチ								●					
726			キンケハラナガツチバチ							●						
727			シロオビハラナガツチバチ								●					
728			コモンツチバチ							●						
729			オオモンツチバチ							●	●					
730		ギンギチバチ科	アカオビケラトリバチ							●						
731		アリマキバチ科	キアシマエダテバチ	●												
732		フシダカバチ科	Cerceris 属								●					
733		アナバチ科	サトジガバチ							●	●					
734			アメリカジガバチ	●												
735			クロアナバチ							●	●					
736			キンモウアナバチ								●					
737		ヒメハナバチ科	ミカドヒメハナバチ								●					
738			シロスジコシブトハナバチ							●						
739			セイヨウミツバチ								●					
740			コマルハナバチ								●					
741			トラマルハナバチ								●					
742			ナミルリモンハナバチ							●				DD		
743			キムネクマバチ								●					
-			ミツバチ科								●					
744		コハナバチ科	アカガネコハナバチ								●					
745			LasioGLOSSUM 属							●						
746		ハキリバチ科	ハラハキリバチ								●					
747			オオハキリバチ							●						
748			ムナカタハキリバチ								●					
計	18日	174科	748種	283種	33種	25種	3種	29種	37種	299種	273種	0種	0種	18種	32種	15種

●印は、注 1) に示す報告書等により事業実施想定区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、特定の生息場所が明示されていない種についても、事業実施想定区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注 1) 報告書等：

- ①「平成 9 年度自然環境調査(福岡市域における昆虫の生息状況調査)報告書」(平成 9 年度 福岡市環境局)
- ②「平成 13 年度 自然環境調査(ため池の生態系調査)報告書」(平成 14 年 3 月 福岡市環境局)
- ③「福岡市環境配慮指針(改訂版)」(平成 19 年 2 月 福岡市環境局)
- ④「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」(平成 26 年 8 月 福岡県)

- ⑤「平成 14 年度 市域生態系調査業務委託 報告書」（平成 15 年 3 月 福岡市環境局）
- ⑥「平成 15 年度 市域生態系調査業務委託 報告書」（平成 16 年 3 月 福岡市環境局）
- ⑦「平成 21 年度 自然環境調査結果（昆虫類）」（福岡市環境局）
- ⑧「福岡都市計画道路 1・4・8 号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書」（平成 25 年 6 月 福岡県）

注 2) 選定基準：

天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種

種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において以下の項目に選定されている種及び亜種
国内：国内希少野生動植物種…本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種

環 RDB：「レッドデータブック 2014ー日本の絶滅の恐れのある野生生物ー 5 昆虫類」（平成 27 年 2 月 環境省）

EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種

EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種

NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

DD：評価するだけの情報が不足している種

県 RDB：「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014

ー爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等ー」（平成 26 年 8 月 福岡県）

EX：絶滅…福岡県ではすでに絶滅したと考えられる種

CR：絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種

NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

市指針：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）

掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

5) 底生動物

事業実施想定区域周囲において確認記録がある種、または生息する可能性のある種は、表 3.1.4-6 に示すとおりであり、6 門 9 綱 28 目 59 科 98 種の底生動物が確認されている。重要な種はカワザンショウガイ、フトヘナタリガイ、ハクセンシオマネキ等の 25 種が確認された。

表 3.1.4-6 (1) 事業実施想定区域周囲の底生動物

No.	門 和 名	綱 和 名	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等					選定基準				
						①	②	③	④	⑤	天然 記念 物	種の 保存 法	環 RDB	県 RDB	市指針
1	刺胞動物門	-	-	タテジマイソギンチャク科	タテジマイソギンチャク					●					
2	紐形動物門	-	-	-	紐形動物門		●								
3	軟体動物門	多板綱	新ヒザラガイ目	ウスヒザラガイ科	ヤスリヒザラガイ					●					
4				ケハダヒザラガイ科	ヒメケハダヒザラガイ					●					
5		腹足綱	カサガイ目	ユキノカサガイ科	ヒメコザラガイ					●					
6					ヒメコザラ (ツボミガイ型)					●				NT	
7					シボリガイ					●					
8					クサイロアオガイ					●					
9			古腹足目	ニシキウズガイ科	イシダタミガイ					●					
10					キサゴ				●					DD	
11				サザエ科	スガイ					●					
12			アマオブネガイ目	アマオブネガイ科	イシマキガイ			●							掲載種
13					アマガイ					●					
14					ヒロクチカノコガイ			●							掲載種
15			原始紐舌目	ヤマタニシ科	ヤマタニシ				●					NT	
16			盤足目	ウミナナ科	ホソウミナナ					●					
17					ウミナナ					●			NT	NT	
18				フトヘナタリ科	フトヘナタリガイ			●					NT	NT	掲載種
19					ヘナタリガイ			●							掲載種
20				タマキビ科	マルウズラタマキビガイ					●					
21					タマキビガイ					●					
22				カワザンショウガイ科	クリイロカワザンショウガイ			●					NT	NT	掲載種
23					カワザンショウガイ			●							掲載種
24					オオウスイロヘソカドガイ			●							掲載種
25				ミズゴマツボ科	ウミゴマツボ					●					
26					ミズゴマツボ			●					VU	NT	掲載種
27			新腹足目	ムシロガイ科	アラムシロガイ					●					
28			基眼目	オカミミガイ科	ナラビオカミミガイ			●					VU	VU	掲載種
29					オカミミガイ			●					VU	VU	掲載種
30					キヌカツギハマシノミガイ			●					VU	VU	掲載種
31				サカマキガイ科	サカマキガイ		●								
32			柄眼目	キセルガイ科	キュウシュウナミコキセル				●					VU	
33		二枚貝綱	フネガイ目	フネガイ科	カリガネガイ					●					
34			イガイ目	イガイ科	ヒバリガイ					●					
35					赤トギスガイ					●					
36					クログチガイ					●					
37					コウロエンカワヒバリガイ					●					
38			カキ目	ネズミノテ科	ネズミノテガイ					●					
39				イタボガキ科	マガキ					●					
40					イタボガキ科					●					
41			マルスダレガイ目	チリハギガイ科	チリハギガイ					●					
42				ニッコウガイ科	ヒメシラトリガイ					●					
43				アサジガイ科	シズクガイ					●					
44				フナガタガイ科	ウネナシトマヤガイ					●			NT		
45				シジミ科	Corbicula属			●							
46				マルスダレガイ科	オキシジミ					●					
47			ザルガイ目	フタバシラガイ科	アサリ					●				DD	
48	環形動物門	ゴカイ綱	サンバゴカイ目	サンバゴカイ科	ヒメシオガマ近似種				●						
49					ホソミサシバ					●					
50				チロリ科	アケノサシバ					●					
51				チロリ科	チロリ					●					
52				ゴカイ科	コケゴカイ					●					
53				ゴカイ科	スナイソゴカイ					●					
54				シロガネゴカイ科	ミナミシロガネゴカイ					●					
55			イソメ目	ギボシイソメ科	カタマカリギボシイソメ					●					
56					ギボシイソメ科					●					
57			スピオ目	スピオ科	Prionospio属					●					
58					Pseudopolydora属					●					
59				ミズヒキゴカイ科	ミズヒキゴカイ科					●					
60			イトゴカイ目	イトゴカイ科	イトゴカイ					●					
61			フサゴカイ目	ウミイサゴムシ科	ウミイサゴムシ					●					
62			ケヤリムシ目	ケヤリムシ科	ヒガタケヤリムシ					●					
63		ミミズ綱	イトミミズ目	ミズミミズ科	エラミミズ	●									
64					クロオビミズミミズ		●								
65					ヨゴレミズミミズ		●								
66					Chaetogaster属		●								
67					ミズミミズ亜科		●								
68					ミズミミズ科		●								
69		ヒル綱	吻蛭目	グロシフオニ科	ヌマビル		●								
70	節足動物門	昆虫綱	トビケラ目 (毛翅目)	ムネカクトビケラ科	Ecnomus属		●								
71			ハエ目 (双翅目)	ユスリカ科	Chironomus属		●								
72					Micropsectra属		●								
73					Procladius属		●								
					Stictochironomus属		●								
					Tanytarsus属		●								
					ユスリカ科		●								
					エリユスリカ亜科		●								
				アシナガバエ科	アシナガバエ科					●					

表 3.1.4-6 (2) 事業実施想定区域周囲の底生動物

No.	門 和 名	綱 和 名	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等					選定基準				
						①	②	③	④	⑤	天然 記念 物	種の 保存 法	環 RDB	県 RDB	市指針
74	節足動物門	顎脚綱	フジツボ目	フジツボ科	シロスジフジツボ					●					
75					タテジマフジツボ					●					
76					アメリカフジツボ					●					
77					モズミヨコエビ					●					
78					クダオソコエビ属					●					
79					ソコエビ属					●					
80					ムロミスナウミナナフシ					●					
81					ヒガタスナホリムシ			●					NT	NT	掲載種
82					フナムシ科	フナムシ				●					
83					スジエビ属					●					
84					イソテッポウエビ					●					
-					テッポウエビ属					●					
85					ユビナガホシヤドカリ					●					
86					マメコブシガニ					●					
87					ヘリトリコブシガニ					●					
88					オオヨコナガビンノ			●						EN	掲載種
89					ハクセンシオマネキ			●					VU	VU	掲載種
90					オサガニ			●						NT	掲載種
91					ヒメアシハラガニ			●						NT	掲載種
92					カクベンケイガニ					●					
93					クシテガニ			●						NT	掲載種
94					フタバカクガニ					●					
95					ウモレベンケイガニ			●						VU	掲載種
96					ケフサイソガニ					●					
97					タカノケフサイソガニ					●					
98					イタボヤ					●					
計	6門	9綱	28目	59科	98種	8種	16種	18種	4種	64種	0種	0種	10種	19種	18種

●印は、注 1) に示す報告書等により事業実施想定区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的生息場所が明示されていない種についても、事業実施想定区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注 1) 報告書等：

- ①「平成 18 年度 自然環境調査委託（水生生物）報告書」（平成 19 年 3 月 福岡市環境局）
- ②「平成 23 年度 自然環境調査委託（水生生物）報告書」（平成 24 年 3 月 福岡市環境局）
- ③「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）
- ④「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成 26 年 8 月 福岡県）
- ⑤福岡都市計画道路 1・4・8 号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書（平成 25 年 6 月、福岡県）

注 2) 選定基準：

- 天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
- 種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種
- 環 RDB：「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 5 昆虫類」（平成 27 年 2 月 環境省）
「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 6 貝類」（平成 26 年 9 月 環境省）
「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 7
その他無脊椎動物（クモ形類・甲殻類等）」（平成 26 年 9 月 環境省）
- VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
- NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
- 県 RDB：「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成 26 年 8 月 福岡県）
- EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
- VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
- NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
- DD：評価するだけの情報が不足している種
- 市指針：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）
掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

6) 魚類

事業実施想定区域周囲において確認記録がある種、または生息する可能性のある種は、表 3.1.4-7 に示すとおりであり、10 目 16 科 36 種の魚類が確認されている。重要な種はニホンウナギ、ゲンゴロウブナ、アユ、ミナミメダカ、トビハゼ、ヒメハゼの 6 種が確認された。

表 3.1.4-7 事業実施想定区域周囲の魚類

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	報告書等							選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環RDB	県RDB	市指針
1	エイ目	アカエイ科	アカエイ							●					
2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	●									EN	EN	掲載種
3	ニシン目	カタクチイワシ科	カタクチイワシ							●					
4	コイ目	コイ科	コイ	●		●	●								
5			ゲンゴロウブナ	●		●	●						EN		
6			ギンブナ	●		●	●								
-			ブナ属				●								
7			オイカワ	●		●	●								
8			カワムツ	●		●	●								
9			モツゴ			●	●								
10			ムギツク				●								
11			カマツカ			●	●								
12			イトモロコ	●		●	●								
13	ナマズ目	ナマズ科	ナマズ	●		●	●								
14	サケ目	アユ科	アユ				●							NT	掲載種
15	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	●		●	●	●	●				VU	NT	掲載種
16	カサゴ目	コチ科	コチ科							●					
17	スズキ目	スズキ科	スズキ							●					
18		サンフィッシュ科	ブルーギル	●		●									
19			オオクチバス	●											
20		ヒイラギ科	ヒイラギ							●					
21		ボラ科	ボラ							●					
22			セスジボラ							●					
23		イソギンボ科	トサカギンボ							●					
24		ドンコ科	ドンコ	●			●								
25		ハゼ科	トビハゼ					●					NT		掲載種
26			ウロハゼ							●					
27			マハゼ							●					
28			アジシロハゼ							●					
29			ヒメハゼ							●				DD	
30			アベハゼ							●					
31			スジハゼ							●					
32			シマヨシノボリ	●											
33			オオヨシノボリ	●											
34			トウヨシノボリ (型不明)	●			●								
-			ヨシノボリ属				●								
35			シモフリシマハゼ							●					
36	カレイ目	カレイ科	マコガレイ							●					
計	10目	16科	36種	15種	0種	11種	16種	2種	1種	16種	0種	0種	4種	4種	4種

●印は、注 1) に示す報告書等により事業実施想定区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、特定の生息場所が明示されていない種についても、事業実施想定区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注 1) 報告書等：

- ①「自然環境調査（河川における水生生物の生息状況調査）報告書」（平成 12 年 3 月 福岡市環境局）
- ②「平成 13 年度 自然環境調査（ため池の生態系調査）報告書」（平成 14 年 3 月 福岡市環境局）
- ③「平成 18 年度 自然環境調査委託（水生生物）報告書」（平成 19 年 3 月 福岡市環境局）
- ④「平成 23 年度 自然環境調査委託（水生生物）報告書」（平成 24 年 3 月 福岡市環境局）
- ⑤「福岡市環境配慮指針(改訂版)」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）
- ⑥「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成 26 年 8 月 福岡県）
- ⑦福岡都市計画道路 1・4・8 号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書（平成 25 年 6 月、福岡県）

注 2) 選定基準：

天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
 種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種
 環 RDB：「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 4 汽水・淡水魚類」（平成 27 年 2 月 環境省）
 EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種
 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

県 RDB : 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」 (平成 26 年 8 月 福岡県)
EN : 絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
NT : 準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として
上位ランクに移行する要素を有するもの
DD : 評価するだけの情報が不足している種

市指針 : 「福岡市環境配慮指針 (改訂版)」 (平成 19 年 2 月 福岡市環境局)
掲載種 : 市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

7) 植物相

事業実施想定区域周囲において確認記録がある種、または生息する可能性のある種は、表 3.1.4-8 に示すとおりであり、115 科 423 種の植物種が確認されている。重要な種は、マツバラ、イソホウキギク、ハマボウ、ハマサジ、フクド等の 23 種が確認された。

表 3.1.4-8 (1) 事業実施想定区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等							選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然 記念 物	種の 保存 法	環RDB	県RDB	市指針
1	マツバラ科	マツバラ							●			NT	EN	掲載種
2	トクサ科	スギナ	●						●					
3	フサシダ科	カニクサ							●					
4	コバノイシカグマ科	ワラビ	●						●					
5	ツルシダ科	タマシダ							●					
6	チャセンシダ科	トラノオシダ							●					
7	オシダ科	オニヤブソテツ							●					
8		ベニシダ							●					
9		オオイトチシダ	●											
10	ヒメシダ科	ホシダ	●											
11	ウラボシ科	ノキシノブ							●					
12	ソテツ科	ソテツ							●					
13	イチョウ科	イチョウ							●					
14	マツ科	アカマツ							●					
15		クロマツ							●					
16	スギ科	スギ							●					
17	ヒノキ科	ハイビャクシン							●				CR	掲載種
18		カイヅカイブキ							●					
19		コニファー							●					
20	マキ科	イヌマキ							●					
21	ヤマモモ科	ヤマモモ							●					
22	クルミ科	シナサワグルミ							●					
23	ヤナギ科	シダレヤナギ							●					
24	ブナ科	ツブラジイ							●					
25		スダジイ							●					
26		マデバシイ							●					
27		クヌギ							●					
28		アラカシ							●					
29		シラカシ							●					
30		ウバメガシ							●					
31		コナラ							●					
32	ニレ科	ムクノキ							●					
33		エノキ							●					
34		アキニレ							●					
35		ケヤキ							●					
36	クワ科	クワクサ							●					
37		イヌビロ	●						●					
38		カナムグラ							●					
39		クワ							●					
40	イラクサ科	ヤブマオ							●					
41		ゲンカイヤブマオ					●					EN		掲載種
42		カラムシ							●					
43	タデ科	ヒメツルソバ							●					
44		オオイヌタデ							●					
45		イヌタデ							●					
46		シマヒメタデ					●						NT	
47		ミゾソバ							●					
48		イタドリ							●					
49		スイバ	●						●					
50		アレチギシギシ							●					
51		ナガバギシギシ							●					
52		ギシギシ	●						●					
53		コギシギシ					●		●			VU	VU	掲載種
54	ヤマゴボウ科	ヨウシュヤマゴボウ							●					
55	オシロイバナ科	イカダカズラ							●					
56		オシロイバナ	●						●					
57	ハマミズナ科	リビングストーンデージー							●					
58		ツルナ							●					
59	スベリヒユ科	マツバボタン							●					

表 3.1.4-8 (2) 事業実施想定区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等							選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然 記念 物	種の 保存 法	環RDB	県RDB	市指針
60	ナデシコ科	ゲンカイミミナグサ					●					NT	EN	掲載種
61		オランダミミナグサ							●					
62		カワラナデシコ							●					
63		イヌコモチナデシコ							●					
64		ツメクサ							●					
65		ハマツメクサ							●					
66		シロバナマンデマ							●					
67		マンデマ							●					
68		コハコベ							●					
69		ミドリハコベ							●					
70	アカザ科	ホソバナハマアカザ							●					
71		ホコガタアカザ							●					
72		シロザ							●					
73		ケアリタソウ							●					
74		コアカザ							●					
75		ウラジロアカザ							●					
76		イソホウキギ				●			●				VU	掲載種
77		ハママツナ							●					
78	ヒユ科	ヒカゲイノコズチ							●					
79		ヒナタイノコズチ	●						●					
80		ホナガイヌビユ							●					
81	マツバサ科	サネカズラ							●					
82	クスノキ科	クスノキ	●						●					
83		ヤブニッケイ							●					
84		ハマビワ							●					
85		タブノキ							●					
86		シロダモ	●						●					
87		センニンソウ	●						●					
88	キンボウゲ科	タガラシ							●					
89	メギ科	ヒイラギナンテン							●					
90		ナンテン							●					
91	アケビ科	ムベ							●					
92	ツツラフジ科	アオツツラフジ							●					
93	ドクダミ科	ドクダミ							●					
94	ツバキ科	カンツバキ							●					
95		ヤブツバキ	●						●					
96		ハマヒサカキ							●					
97		ヒサカキ	●						●					
98		ナツツバキ							●					
99		モッコク							●					
100	オトギリソウ科	ビヨウヤナギ							●					
101		キンシバイ							●					
102	ケシ科	ナガミヒナゲシ							●					
103		トゲミゲシ							●					
104		アツミゲシ							●					
105	アブラナ科	セイヨウカラシナ							●					
106		ナズナ							●					
107		タネツケバナ							●					
108		カラクサガラシ							●					
109		マメグンバイナズナ							●					
110	マンサク科	フウ							●					
111	ベンケイソウ科	コモチマンネングサ							●					
112	ユキノシタ科	アジサイ							●					
113	トベラ科	トベラ							●					
114	バラ科	ベニシタン							●					
115		ヘビイチゴ							●					
116		ヤブヘビイチゴ							●					
117		ビワ							●					
118		ヤマブキ							●					
119		レッドロビン							●					
120		ヤマザクラ							●					
121		オオシマザクラ							●					
122		ウメ							●					
123		ソメイヨシノ							●					
124		シャリンバイ							●					
125		クサイチゴ							●					
126		ナワシロイチゴ							●					
127		カジイチゴ	●						●					
128		ユキヤナギ							●					
129	マメ科	ネムノキ							●					
130		アメリカデイゴ							●					
131		ヤハズソウ							●					
132		メドハギ							●					

表 3.1.4-8 (3) 事業実施想定区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等							選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然 記念 物	種の 保存 法	環RDB	県RDB	市指針
133	マメ科	ミヤコグサ							●					
134		コメツブウマゴヤシ							●					
135		ウマゴヤシ							●					
136		シナガワハギ							●					
137		クズ	●						●					
138		ハリエンジュ							●					
139		クスダマツメクサ							●					
140		コメツブツメクサ							●					
141		ムラサキツメクサ							●					
142		シロツメクサ							●					
143		ヤハズエンドウ							●					
144		カスマグサ							●					
145		ヤマフジ							●					
146	カタバミ科	ハナカタバミ							●					
147		カタバミ	●						●					
148		ムラサキカタバミ							●					
149		オオキバナカタバミ							●					
150		オッタチカタバミ							●					
151		フヨウカタバミ							●					
152	フクロソウ科	アメリカフクロ							●					
153	トウダイグサ科	エノキグサ							●					
154		オオニシキソウ							●					
155		コニシキソウ							●					
156		アカメガシワ	●						●					
157		コミカンソウ							●					
158		ナンキンハゼ							●					
159	ユズリハ科	ユズリハ							●					
160		ヒメユズリハ							●					
161	ミカン科	マルキンカン							●					
162	ニガキ科	シンジュ							●					
163	センダン科	センダン							●					
164	ウルシ科	ハグマノキ							●					
165		ヌルデ							●					
166		ハゼノキ							●					
167	カエデ科	トウカエデ							●					
168		イロハモミジ							●					
169	トチノキ科	マロニエ							●					
170	モチノキ科	モチノキ							●					
171		ソヨゴ							●					
172	ニシキギ科	クロガネモチ	●						●					
173		ツルウメモドキ	●						●					
174		ニシキギ							●					
175	ブドウ科	マサキ	●						●					
176		ノブドウ							●					
177		ヤブガラシ	●						●					
178		ツタ							●					
179	ホルトノキ科	ホルトノキ							●					
180	アオイ科	ハマボウ							●				VU	掲載種
181		ムクゲ							●					
182	ジンチョウゲ科	ジンチョウゲ							●					
183	グミ科	ナワシログミ							●					
184		アキグミ							●					
185	イイギリ科	クスドイゲ							●					
186	スミレ科	タチツボスミレ							●					
187		コスミレ							●					
188		スミレ							●					掲載種
189		ヒメスミレ							●					
190	ウリ科	キカラスウリ	●						●					
191	ミソハギ科	サルスベリ							●					
192	ヒシ科	ヒシ		●	●			●						
193	フトモモ科	ブラシノキ							●					
194	アカバナ科	ミズキンバイ							●			VU		
195		メマツヨイグサ							●					
196		コマツヨイグサ							●					
197		ユウゲショウ							●					
198		ヒルガキツキミソウ							●					
199		ホザキノフサモ							●					
200	ミズキ科	アオキ							●					
201		ヤマボウシ							●					
202		クマノミズキ							●					

表 3.1.4-8 (4) 事業実施想定区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等							選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然 記念 物	種の 保存 法	環RDB	県RDB	市指針
203	ウコギ科	タラノキ							●					
204		カクレミノ							●					
205		ヤツデ	●						●					
206		セイヨウキツタ							●					
207	セリ科	キツタ	●						●					
208		ハマウド							●					
209		マツバゼリ							●					
210		ツボクサ	●											
211		セリ			●				●					
212		ヤブジラミ							●					
213	ツツジ科	アセビ							●					
214		サツキ							●					
215		ヒラドツツジ							●					
216	ヤブコウジ科	マンリョウ							●					
217		ヤブコウジ							●					
218	サクラソウ科	コナスビ							●					
219	イソマツ科	ハマサジ							●			NT	VU	掲載種
220	カキノキ科	カキノキ	●						●					
221	エゴノキ科	エゴノキ							●					
222	ハイノキ科	クロキ							●					
223	モクセイ科	シマトネリコ							●					
224		ネズミモチ	●						●					
225		トウネズミモチ							●					
226		イボタノキ							●					
227		ヒイラギ							●					
228	ミツガシワ科	ヒメシロアサザ					●					VU	EX	
229	キョウチクトウ科	キョウチクトウ							●					
230		テイカカズラ							●					
231		ツルニチニチソウ	●						●					
232	ガガイモ科	フウセントウワタ							●					
233	アカネ科	メリケンムグラ							●					
234		キクムグラ							●					
235		ヤエムグラ							●					
236		ヨツバムグラ							●					
237		クチナシ							●					
238		ヘクソカズラ	●						●					
239		ハマサオトメカズラ							●					
240		ヒルガオ							●					
241	ヒルガオ科	ハマヒルガオ							●					
242		カロリナアオイゴケ							●					
243		アサガオ	●											
244	ムラサキ科	ハナイバナ							●					
245		チシヤノキ							●					
246		キュウリグサ							●					
247	クマツヅラ科	クサギ	●											
248		シチヘンゲ							●					
249		アレチハナガサ							●					
250	シソ科	ハマゴウ							●					
251		トウバナ	●						●					
252		ホトケノザ							●					
253	ナス科	ヒヨドリジョウゴ							●					
254		オオイヌホオズキ							●					
255		イヌホオズキ							●					
256	ゴマノハグサ科	マツバウンラン							●					
257		ウリクサ							●					
258		トキワハゼ							●					
259		セイヨウヒキヨモギ							●					
260		タチイヌノフグリ							●					
261		フラサバソウ							●					
262		オオイヌノフグリ							●					
263	オオバコ科	オオバコ							●					
264		ヘラオオバコ							●					
265		タチオオバコ							●					
266	スイカズラ科	ハナツクバネウツギ							●					
267		ハマニンドウ							●					
268		スイカズラ							●					
269		ハクサンボク							●					
270		サンゴジュ							●					
271	オミナエシ科	ノヂシヤ							●					
272	キキョウ科	ツルギキョウ					●					VU	CR	掲載種
273		キキョウソウ							●					
274		ヒナギキョウ							●					
275	キク科	オオブタクサ							●					
276		フクド							●			NT	VU	掲載種
277		ヨモギ							●					

表 3.1.4-8 (5) 事業実施想定区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等							選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然 記念 物	種の 保存 法	環RDB	県RDB	市指針
278	キク科	オトコヨモギ							●					
279		ヒロハホウキギク							●					
280		ホウキギク							●					
281		ウラギク				●						NT	EN	掲載種
282		アメリカセンダングサ	●						●					
283		コセンダングサ	●						●					
284		アワユキセンダングサ							●					
285		シマカンギク	●						●					
286		フランスギク							●					
287		アレチノギク							●					
288		オオアレチノギク	●						●					
289		オオキンケイギク							●					
290		コスモス							●					
291		マメカミツレ							●					
292		タカサブロウ							●					
293		ヒメムカシヨモギ	●						●					
294		ハルジオン							●					
295		ツワブキ	●						●					
296		クンショウギク							●					
297		ハハコグサ							●					
298		チチヨグサ							●					
299		チチヨグサモドキ							●					
300		ウラジロチチヨグサ							●					
301		イヌキクイモ	●											
302		キツネアザミ							●					
303		ブタナ							●					
304		オオヂシバリ							●					
305		イワニガナ							●					
306		アキノノゲシ							●					
307		トゲチシャ							●					
308		ノボロギク							●					
309		セイタカアワダチソウ	●						●					
310		オニノゲシ							●					
311		ノゲシ							●					
312		ヒメジョオン	●						●					
313		セイヨウタンポポ							●					
314		オニタビラコ	●						●					
315	トチカガミ科	オオカナダモ		●				●						
316		クロモ		●				●						
317	ホロムイソウ科	シバナ				●						NT	EN	掲載種
318	ヒルムシロ科	エビモ		●	●			●						
319	ユリ科	ノビル							●					
320		キダチアロエ							●					
321		ヤブラン	●						●					
322		ジャノヒゲ							●					
323		ナガバジャノヒゲ							●					
324		オモト							●					
325	ヒガンバナ科	ハマオモト							●				EN	掲載種
326		ヒガンバナ	●						●					
327		スイセン							●					
328		タマスダレ	●											
329	ヤマノイモ科	ヤマノイモ							●					
330		カエデドコロ							●					
331	ミズアオイ科	ホテイアオイ		●										
332	アヤメ科	シャガ							●					
333		ニワゼキショウ							●					
334		ヒメヒオウギズイセン							●					
335	イグサ科	イ							●					
336		クサイ							●					
337		スズメノヤリ							●					
338	ツユクサ科	マルバツユクサ							●					
339		ツユクサ	●						●					
340	イネ科	ノハカタカラクサ							●					
341		アオカモジグサ							●					
342		カモジグサ							●					
343		コヌカグサ							●					
344		ヌカボ							●					
345		ヌカススキ							●					
346		ハナヌカススキ							●					
347		メリケンカルカヤ							●					
348		コバンソウ							●					
349		ヒメコバンソウ							●					
350		イヌムギ							●					
351		スズメノチャヒキ							●					

表 3.1.4-8 (6) 事業実施想定区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等							選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然 記念 物	種の 保存 法	環RDB	県RDB	市指針
352	イネ科	ジュズダマ	●											
353		ギョウギシバ	●						●					
354		カモガヤ							●					
355		カタボウシノケグサ							●					
356		メヒシバ							●					
357		コメヒシバ							●					
358		アキメヒシバ							●					
359		イヌビエ	●	●				●	●					
360		ヒメイヌビエ							●					
361		オヒシバ							●					
362		ハマニンニク					●						VU	掲載種
363		オニカモジ					●					CR	EX	
364		シナダレスズメガヤ							●					
365		カゼクサ							●					
366		コスズメガヤ							●					
367		オニウシノケグサ							●					
368		チガヤ	●						●					
369		ニセアザガヤ							●					
370		ネズミムギ							●					
371		ササガヤ							●					
372		ススキ	●						●					
373		ケチヂミザサ							●					
374		スカキビ							●					
375		オオクサキビ							●					
376		スズメノナギナタ							●					
377		シマスズメノヒエ							●					
378		アメリカスズメノヒエ							●					
379		タチスズメノヒエ	●						●					
380		クサヨシ						●						
381		ヨシ		●	●			●	●					
382		ネザサ							●					
383		メダケ	●											
384		ミヅイチゴツナギ							●					
385		スズメノカタビラ							●					
386		ツクシスズメノカタビラ							●					
387		ナガハグサ							●					
388		イチゴツナギ							●					
389		ヒエガエリ							●					
390		アキノエノコログサ	●						●					
391		コツブキンエノコロ							●					
392		エノコログサ							●					
393		オカメザサ							●					
394		セイバンモロコシ	●						●					
395		ネズミノオ							●					
396		ナギナタガヤ							●					
397		マコモ		●	●			●	●					
398		シバ							●					
399		オニシバ							●					
400	ヤシ科	フェニックス							●					
401		シュロ							●					
402	ウキクサ科	ウキクサ	●		●				●					
403		ミジンコウキクサ	●						●					
404	ガマ科	ヒメガマ			●			●	●					
405		アゼナルコ							●					
406	カヤツリグサ科	ナキリスゲ							●					
407		アオスゲ							●					
408		シオクグ							●					
409		ツクシナルコ				●						EN	VU	掲載種
-		Carex属	●											
410		シュロガヤツリ							●					
411		ヒメクグ							●					
412		クグガヤツリ							●					
413		イヌクグ							●					
414		タマガヤツリ							●					
415		コゴメガヤツリ							●					
416		イガガヤツリ							●					
417		ハマスゲ							●					
418		セイタカハリイ					●						CR	
419		トラノハナヒゲ					●						CR	
420		フトイ							●					
421	カンナ科	サンカクイ			●									
422		ハナカンナ							●					
423	ラン科	シラン							●			NT	NT	
計	115科	423種	59種	8種	8種	4種	10種	9種	392種	0種	0種	13種	21種	16種

●印は、注 1) に示す報告書等により事業実施想定区域周囲において生育が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体の生育場所が明示されていない種についても、事業実施想定区域周囲において生育しているものとして抽出している。

注 1) 報告書等：

- ①「平成 13 年度 自然環境調査（ため池の生態系調査）報告書」（平成 14 年 3 月 福岡市環境局）
- ②「平成 18 年度 自然環境調査委託（水生植物）報告書」（平成 19 年 3 月 福岡市環境局）
- ③「平成 23 年度 自然環境調査委託（水生植物）報告書」（平成 24 年 3 月 福岡市環境局）
- ④「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）
- ⑤「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」（平成 23 年 11 月 福岡県）
- ⑥「自然環境調査（河川における水生生物の生息状況調査）報告書」（平成 12 年 3 月 福岡市環境局）
- ⑦「福岡都市計画道路 1・4・8 号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書」（平成 25 年 6 月、福岡県）

注 2) 選定基準：

- 天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
- 種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種
- 環 RDB：「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 8 植物Ⅰ」（平成 27 年 3 月 環境省）
「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅の恐れのある野生生物- 9 植物Ⅱ」（平成 27 年 2 月 環境省）
CR：絶滅危惧ⅠA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
EN：絶滅危惧ⅠB 類…ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
VU：絶滅危惧Ⅱ 類…絶滅の危険が増大している種
NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
- 県 RDB：「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」（平成 23 年 11 月 福岡県）
EX：絶滅…すでに絶滅したと考えられる種
CR：絶滅危惧ⅠA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
EN：絶滅危惧ⅠB 類…ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
VU：絶滅危惧Ⅱ 類…絶滅の危険が増大している種
NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
- 市指針：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）
掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

(2) 植生及び生態系の状況

1) 植生

事業実施想定区域周囲の植生の状況は、図 3.1.4-1 に示すとおりであり、事業実施想定区域の周辺には砂浜、二次林、公園が広がっている。

重要な植物群落は、「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」（平成 23 年 11 月 福岡県）において、以下に示す群落が選定されている。

- ・アイアシ群落[福岡市東区(多々良川河口)]：カテゴリーⅡ（対策が必要）
- ・アマモ群落[福岡市東区]：カテゴリーⅢ（破壊の危惧）
- ・クスノキ群落[福岡市東区]：カテゴリーⅣ（要注意）
- ・クロマツ群落[福岡市東区(海の中道)]：カテゴリーⅡ（対策が必要）
- ・ケカモノハシ群落[福岡市東区(雁の巣)]：カテゴリーⅡ（対策が必要）
- ・コウボウシバ群落[福岡市東区(雁の巣)]：カテゴリーⅡ（対策が必要）
- ・コウボウムギ群落[福岡市東区(雁の巣)]：カテゴリーⅡ（対策が必要）
- ・シオクグ群落[福岡市東区]：カテゴリーⅢ（破壊の危惧）
- ・シバナ群落[福岡市東区]：カテゴリーⅠ（緊急に対策必要）
- ・スダジイ群落[福岡市東区]：カテゴリーⅢ（破壊の危惧）
- ・ツルナ群落[福岡市東区(雁の巣)]：カテゴリーⅣ（要注意）
- ・ナガミノオニシバ群落[福岡市東区]：カテゴリーⅡ（対策が必要）
- ・ハマゴウ群落[福岡市東区(雁の巣)]：カテゴリーⅣ（要注意）
- ・ハマサジ群落[福岡市東区]：カテゴリーⅠ（緊急に対策必要）
- ・ハマビワ群落[福岡市東区]：カテゴリーⅣ（要注意）
- ・ハママツナ群落[福岡市東区]：カテゴリーⅡ（対策が必要）
- ・ハンノキ群落[福岡市東区]：カテゴリーⅠ（緊急に対策必要）
- ・ヒトモトススキ群落[福岡市東区(和白浜)]：カテゴリーⅡ（対策が必要）
- ・フクト群落[福岡市東区]：カテゴリーⅠ（緊急に対策必要）
- ・マコモ群落[福岡市東区]：カテゴリーⅣ（要注意）

注) []内は、「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」（平成 23 年 11 月 福岡県）に示されている分布情報。

また、「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）において、「雁の巣の海浜植物群落」「海の中道クロマツ林」「和白の海浜・塩沼地植物群落」が貴重な植物群落として選定されている。

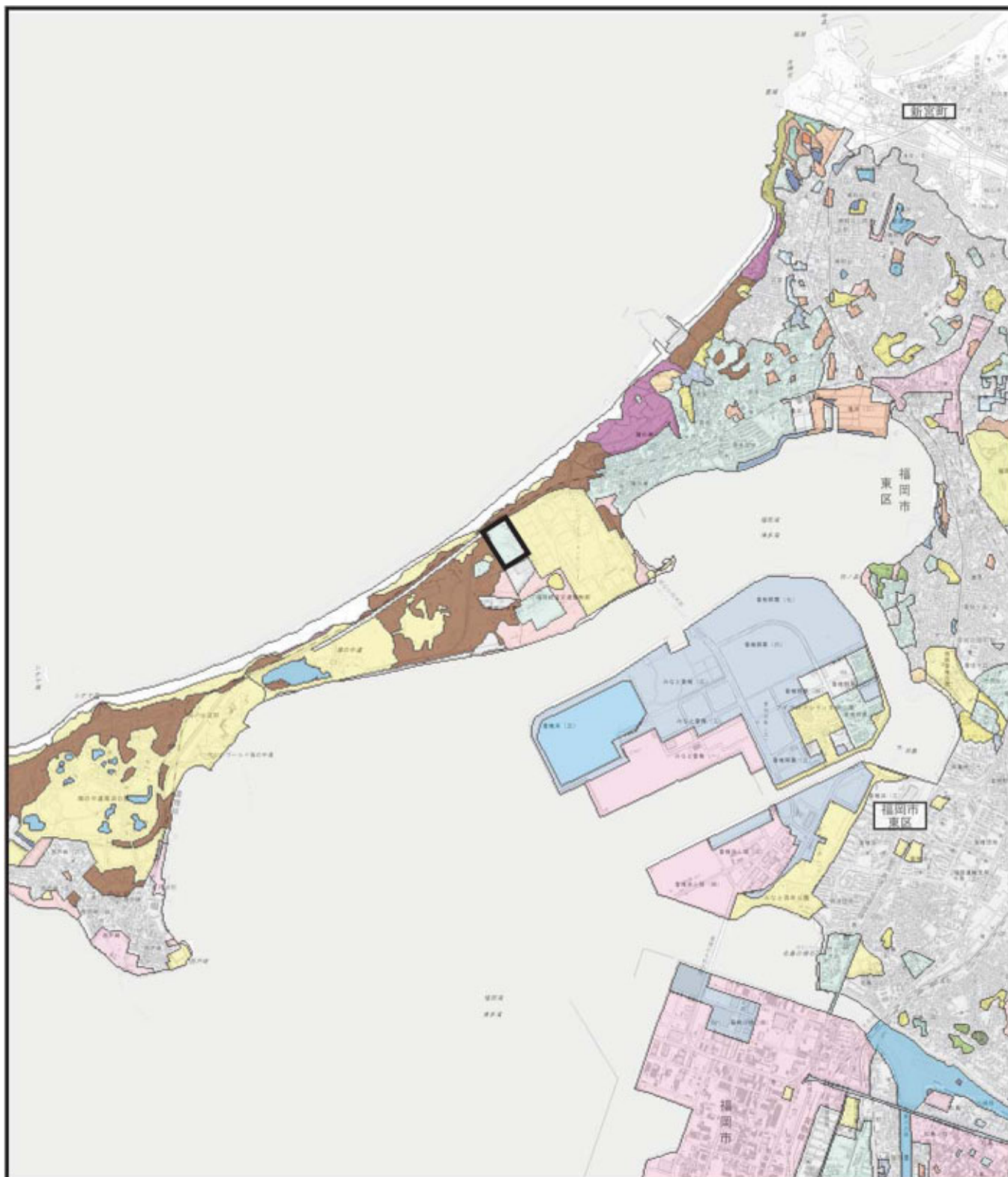


図 3.1.4-1 現存植生図

凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> : スダシイ・ミズバイ群落 : タブ群落 : マサキ・トベラ群落 : シイ・カシ萌芽林 : タブ・ヤブニッケイ幼木林 : ネザラ群落 : シン群落 : 路傍雑草群落 : アカマツ群落 | <ul style="list-style-type: none"> : クロマツ群落 : クロマツ植林(松枯れ被害地) : ヨシ群落 : 浮葉・沈水植物群落 : 塩沼地草本群落 : 海浜植物群落 : 竹林 : 畑地雑草群落 : ゴルフ場 | <ul style="list-style-type: none"> : 水田雑草群落 : 市街地 : 緑の多い市街地 : 公園・墓地等 : 工場地帯 : 造成地 : 開放水域 : 自然裸地 |
|--|---|---|



出典:「平成25年度 自然環境調査(植生)委託報告書」(平成26年3月 福岡市環境局)

2) 生態系

事業実施想定区域周囲の生物が生育・生息する基盤環境について地形、地質、土壌、植生、土地利用形態等の観点から、表 3.1.4-9 に示すとおり類型区分を行った。

事業実施想定区域周囲は広く分布する砂浜、二次林、公園に大別でき、各環境類型の代表的な生物種は表 3.1.4-10 に示すとおりである。

表 3.1.4-9 事業実施想定区域周囲の自然環境の類型区分

類型区分	地形区分	地質区分	土壌区分	植生区分
砂浜	海浜砂丘、 砂浜	砂	砂丘未熟土壌 玄海統	自然裸地
二次林				クロマツ群落
公園			市街地その他	街路樹、公園樹木

表 3.1.4-10 事業実施想定区域周囲の環境類型ごとの代表的な生物種

	砂浜	二次林	公園
植物	海浜植生	シイ-カシ二次林、 クロマツ群落	植栽
哺乳類	－	アカネズミ、タヌキ	
両生類・爬虫類	アカウミガメ	ヤマカガシ	
鳥類	コアジサシ シギ類、チドリ類	ヒヨドリ、ヤマガラ	
昆虫類	ハラビロハンミョウ、 カワラハンミョウ	ナガサキアゲハ、ハルゼミ	

3.1.5 景観、人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観

1) 主要な眺望点の状況

事業実施想定区域周囲において事業実施想定区域を見渡すことができ、かつ、「不特定多数の者が利用している景観資源を眺望する場所」である眺望点は、表 3.1.5-1 及び図 3.1.5-1 に示すとおりである。

表 3.1.5-1 事業実施想定区域周囲の主要な眺望点

地点番号	名称	事業実施想定区域からの距離
1	雁の巣レクリエーションセンターサイクリングロード	約 600m
2	海の中道海浜公園（施設内のうみなかみらい橋）	約 1,600m

注）地点番号は、図 3.1.5-1 中の地点に対応する。

出典：「福岡観光地検索」（福岡県観光情報 クロスロードふくおか ホームページ、
<http://www.crossroadfukuoka.jp/>）

2) 景観資源の状況

事業実施想定区域周囲における自然景観資源は表 3.1.5-2 に、自然景観資源以外の主な景観資源は表 3.1.5-3 に、それらの位置は図 3.1.5-1 に示すとおりである。

事業実施想定区域周囲には「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」（平成元年 環境庁）により自然的構成要素として位置づけられる自然景観資源として陸けい砂州（海の中道）、砂丘（奈多砂丘）、海食崖（三苫の海食崖）がある。

表 3.1.5-2 事業実施想定区域周囲の自然景観資源

地点番号	自然景観資源名	名 称
ア	陸けい砂州	海の中道
イ	砂丘	奈多砂丘
ウ	海食崖	三苫の海食崖

注）地点番号は、図 3.1.5-1 中の地点に対応する。

出典：「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」（平成元年 環境庁）

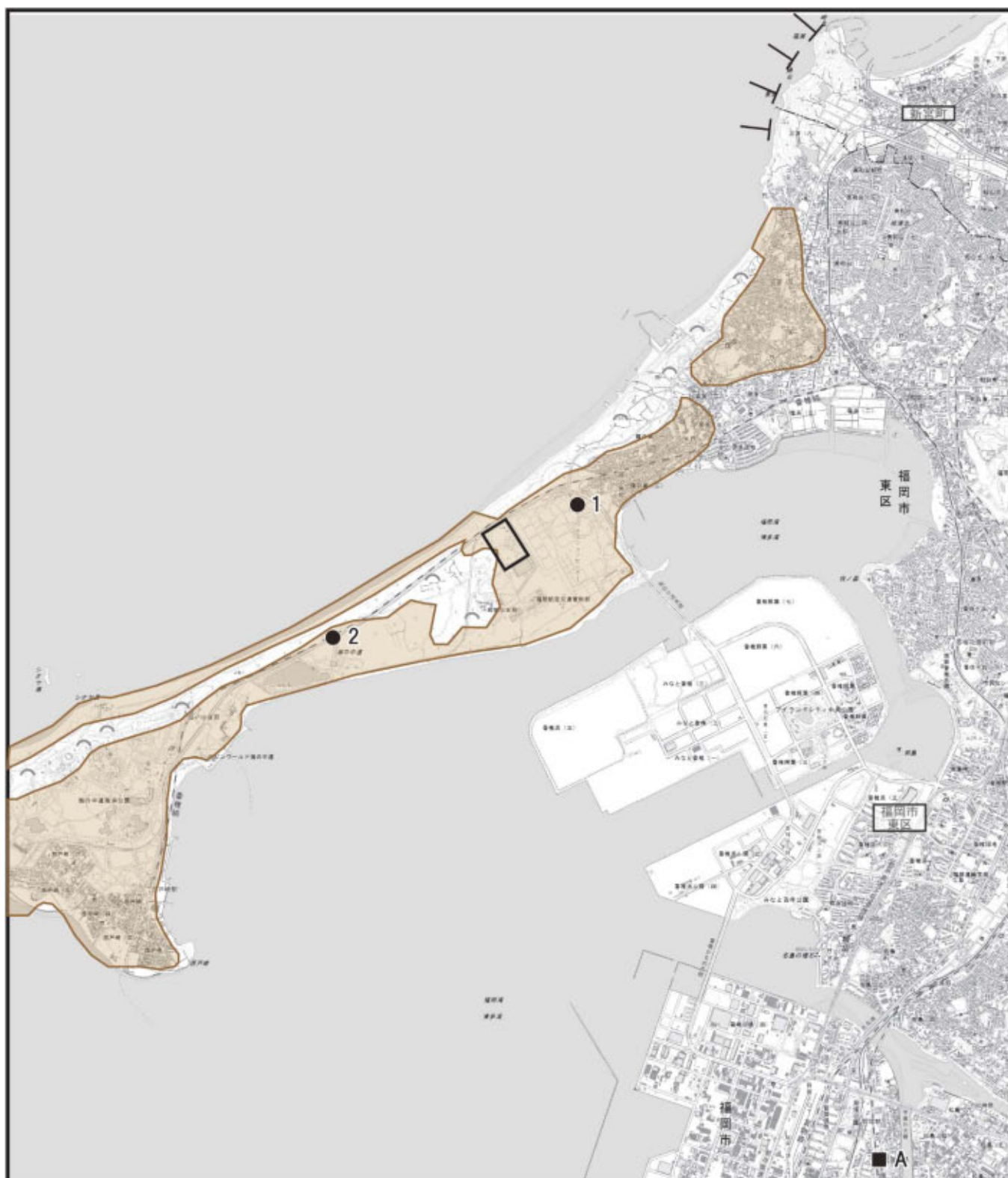
また、自然景観、歴史・文化の分野における福岡県の観光地として、国、福岡県、福岡市指定の史跡のうち、国指定の「元寇防塁」がある。

表 3.1.5-3 事業実施想定区域周囲の主な景観資源

地点番号	名称	指定・種別
A	元寇防塁（地藏松原地区）	国指定・史跡

注）地点番号は、図 3.1.5-1 中の地点に対応する。

出典：「福岡観光地検索」（福岡県観光情報 クロスロードふくおか ホームページ、
<http://www.crossroadfukuoka.jp/>）
「福岡県の文化財」（福岡県ホームページ、
<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>）
「福岡市の文化財」（福岡市経済観光文化局ホームページ、
http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/cultural_properties/）



凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 主要な眺望点
- : 自然景観資源 (ア 陸の砂州)
- : 自然景観資源 (イ 砂丘)
- : 主な景観資源 (ウ 三苦の海食崖)
- : 主な景観資源

出典: 「福岡観光地検索」(福岡県観光情報 クロスロードふくおか ホームページ)
「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」(平成元年 環境庁)

図 3.1.5-1 主要な眺望地点及び主な景観資源位置図



(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3. 1. 5-4、図 3. 1. 5-2～図 3. 1. 5-4 に示すとおりである。

事業実施想定区域周囲には、運動施設を備え、近隣からの利用者也訪れる雁の巣レクリエーションセンターや、国営海の中道海浜公園、ウォーキングコースなどが位置している。

表 3. 1. 5-4 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

種 類	番号	名 称
公園・緑地	1	国営海の中道海浜公園
	2	海の中道マリナー
	3	雁の巣レクリエーションセンター
	4	和白干潟
	5	レンタサイクル海の中道ステーション
	6	アイランドシティ中央公園
	7	みなと 100 年公園
	8	千早中央公園
	9	県営名島運動公園
ウォーキングコース	10	西戸崎校区（マリンコースなど 7 コース）
	11	奈多校区（雁ノ巣レクリエーションコースなど 5 コース）

注 1) 番号 1～9 は、図 3. 1. 5-3 中の地点に対応する。

注 2) 番号 10、11 のウォーキングコースは、図 3. 1. 5-4 に示す。

出典：「福岡観光地検索」（福岡県観光情報 クロスロードふくおか ホームページ、
<http://www.crossroadfukuoka.jp/>）

「福岡・博多の観光案内」（よかなび WEB ホームページ、<http://www.yokanavi.com/jp/>）

「公園・施設検索」（公益財団法人 緑のまちづくり協会ホームページ、
<http://www.midorimachi.jp/>）

福岡市ウォーキング（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/walking/016.html>）



海の中道海浜公園整備・管理運営プログラム (H25. 3 国土交通省九州地方整備局) を基に作成

図 3. 1. 5-2 国営海の中道公園全体図

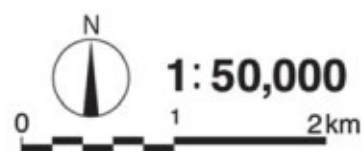


凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

出典:「福岡県の公園緑地」(福岡県ホームページ)
「福岡観光地検索」(福岡県観光情報 クロスロードふくおか ホームページ)
「福岡・博多の観光案内」(よかなびWEB ホームページ)
「公園・施設検索」(公益財団法人 緑のまちづくり協会ホームページ)

図 3.1.5-3 主要な人と自然との触れ合いの活動の場位置図



3.2 社会的状況

3.2.1 人口・産業の状況

(1) 人口

1) 人口・世帯数

福岡市東区における人口・世帯数の状況は、表 3.2.1-1 に示すとおりである。平成 26 年 1 月 1 日現在、人口は 295,566 人、世帯数は 139,016 世帯となっている。

表 3.2.1-1 福岡市東区における人口・世帯数の状況

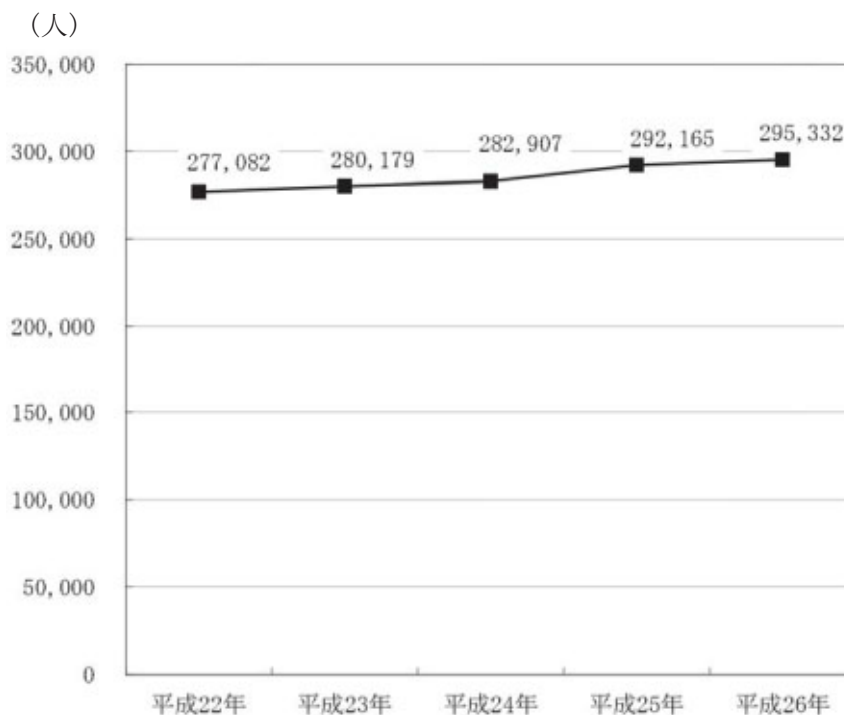
行政区分	人口(人)	世帯数(世帯)
福岡市 東区	295,566	139,016

注) 平成 26 年 1 月 1 日現在の値を示す。

出典: 「住民基本台帳年報」(福岡県企画・地域振興部市町村支援課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/juki-jukinenpou.html>)

2) 人口の推移

福岡市東区における平成 22 年以降の人口推移の状況は、図 3.2.1-1 に示すとおりであり、人口は増加傾向にある。



注) 各年の 3 月 31 日現在の値を示す。ただし、平成 26 年は 1 月 1 日の値を示す。

出典: 「住民基本台帳年報」(福岡県企画・地域振興部市町村支援課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/juki-jukinenpou.html>)

図 3.2.1-1 福岡市東区における人口の推移

(2) 産業

1) 産業構造

福岡市東区における平成 24 年 2 月 1 日現在の産業別就業構造は、表 3.2.1-2 に示すとおりであり、第 3 次産業の占める割合が高くなっている。

表 3.2.1-2 (1) 福岡市東区における産業別就業者数の状況

行政区分	第 1 次産業(人)	第 2 次産業(人)	第 3 次産業(人)	合 計(人)
福岡市 東区	30	13, 221	98, 885	112, 136

注) 平成 24 年 2 月 1 日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 第 5 章 事業所」(福岡県企画・地域振興部市町村支援課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-5-3.html>)

表 3.2.1-2 (2) 福岡市東区における産業別事業所数の状況

行政区分	第 1 次産業 (事業所)	第 2 次産業 (事業所)	第 3 次産業 (事業所)	合 計 (事業所)
福岡市 東区	9	1, 085	7, 686	8, 780

注) 平成 24 年 2 月 1 日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 第 5 章 事業所」(福岡県企画・地域振興部市町村支援課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-5-3.html>)

2) 農業の状況

福岡市東区における平成 22 年 2 月 1 日現在の農家人口及び農家数の状況は表 3.2.1-3 に、経営耕地面積の状況は表 3.2.1-4 に示すとおりである。総農家数は 345 戸で専業農家より兼業農家の方が多い。耕地面積は、田が最も多くなっている。

表 3.2.1-3 福岡市東区における農家数の状況

行政区分	農業就業人口(人)	農家数(戸)				
		総農家数	販売農家数			自給の農家数
			専業農家	兼業農家数		
				第1種兼業	第2種兼業	
福岡市東区	322	345	43	25	114	163

注) 平成 22 年 2 月 1 日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 第 6 章 農林水産業」(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-6-1.html>)

表 3.2.1-4 福岡市東区における経営耕地面積の状況

行政区分	総数 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)
福岡市 東区	128	93	26	8

注) 平成 22 年 2 月 1 日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 第 6 章 農林水産業」(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-6-1.html>)

3) 漁業の状況

福岡市における平成 25 年 11 月 1 日現在の漁業経営体数、就業者数及び漁船数は、表 3.2.1-5 に示すとおりである。福岡市の漁業経営体数は 337 経営体、漁業就業者数は 586 人となっている。

表 3.2.1-5 福岡市における漁業の状況

行政区分	経営組織別経営体数			漁業就業者数 (人)	漁船数 (隻)
	計	個人経営体	会社、漁業協同組合、 共同経営		
福岡市	337	311	26	586	512

出典：「2013 年漁業センサス」（農林水産省ホームページ、
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001054812&cycode=0>）

4) 工業の状況

福岡市東区における平成 25 年 12 月 31 日現在の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表 3.2.1-6 に示すとおりである。福岡市東区の事業所数は 198 事業所、製造品出荷額は 151,763 百万円となっている。

表 3.2.1-6 福岡市東区における工業の状況

行政区分	区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品総出荷額等 (百万円)
福岡市 東区		198	5,346	151,763

注) 平成 25 年 12 月 31 日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 平成 25 年福岡県の工業（統計表）」（福岡県企画・
 地域振興部調査統計課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/search-1-1009.html>）

5) 商業の状況

福岡市東区における平成 24 年 2 月 1 日現在の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の状況は、表 3.2.1-7 に示すとおりである。福岡市東区の事業所数は 1,913 所、年間商品販売額は 937,390 万円となっている。

表 3.2.1-7 福岡市東区における商業の状況

行政区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
福岡市 東区	1,913	18,514	937,390

注 1) 平成 24 年 2 月 1 日現在の値を示す。

注 2) 年間商品販売額は平成 23 年 1 年間の実績である。

出典：「ふくおかデータウェブ 第 11 章 商業・サービス業」(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-11-1.html>)

6) 林業の状況

福岡市東区における平成 22 年 2 月 1 日現在の所有形態別林野面積は、表 3.2.1-8 に示すとおりである。福岡市東区の総林野面積は 900ha となっている。

表 3.2.1-8 福岡市東区における林野面積の状況

行政区分	総林野面積 (ha)	国有林野面積 (ha)	民有林野面積 (ha)
福岡市 東区	900	233	667

注) 平成 22 年 2 月 1 日現在の値を示す。

出典：「2010 年世界農林業センサス 農林水産業 都道府県別統計書」(農林水産省ホームページ、<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001036128&cycode=0>)

3.2.2 資源利用の状況

(1) 土地利用の状況

福岡市東区における平成 26 年 1 月 1 日現在の地目別民有地面積の構成は、表 3.2.2-1 に示すとおりであり、宅地の面積が最も多くなっている。

表 3.2.2-1 福岡市東区における地目別民有地面積の構成

単位：千㎡

行政区分	総面積	地目区分							
		宅地	田	畑	山林	原野	池沼	軌道用地	雑種地
福岡市 東区	33,544	21,567	1,555	1,752	3,572	818	35	1,011	3,233

注 1) 平成 26 年 1 月 1 日現在の値を示す。

注 2) 雑種地はゴルフ場、飛行場、遊園地等の用地を含む。

出典：「平成 26 年版福岡市統計書」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/index.html>）

(2) 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

土地利用基本計画は、「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月法律第 92 号）に基づき土地利用に関する個別規制法である「都市計画法」（昭和 43 年 6 月法律第 100 号）、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月法律第 58 号）等に基づいた諸計画に対する上位計画として策定されている。

福岡市東区における土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況は、表 3.2.2-2 及び図 3.2.2-1 に示すとおりであり、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域の地域設定がなされている。

表 3.2.2-2 福岡市東区における土地利用基本計画に基づく地域設定状況

行政区分	都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域
福岡市 東区	○	○	○	○	—

注) ○：福岡市東区に地域設定がある。

—：福岡市東区に地域設定がない。

出典：「国土情報ウェブマッピングシステム」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ、
<http://nrb-www.mlit.go.jp/webmapc/mapmain.html>）

(3) 都市計画法に基づく地域地区の指定状況

福岡市における都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の状況は、表 3.2.2-3 に、事業実施想定区域の周辺における用途地域は、図 3.2.2-2 に示すとおりである。都市計画区域の指定がなされており、市街化区域と市街化調整区域の区分がなされている。

事業実施想定区域の周辺には、第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域等に指定されている場所がある。

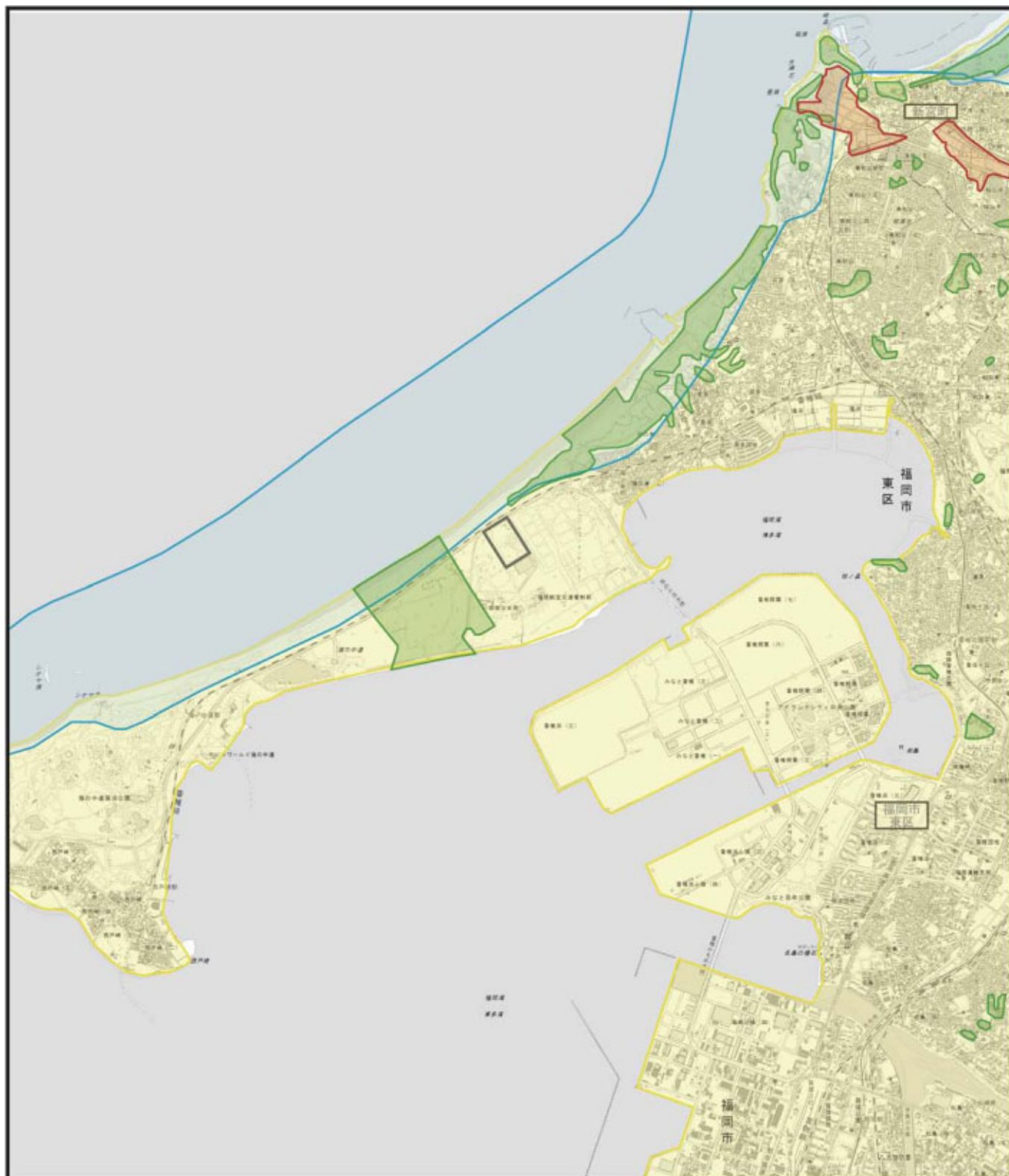
表 3.2.2-3 福岡市における用途地域の指定状況

単位：ha

区分 行政区分	都市計画区域			用途地域												計
	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	第 1 種低層住居専用地域	第 2 種低層住居専用地域	第 1 種中高層住居専用地域	第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種住居地域	第 2 種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
福岡市	34,008	16,267	17,741	4,085.0	10.1	2,402.2	344.7	3,372.0	1,532.3	165.8	330.9	1,471.0	1,936.2	574.1	43.1	16,267.4

注 1) 平成 25 年 3 月 31 日現在の値を示す。

出典：「平成 25 年度 都市計画現況調査」（国土交通省都市計画課ホームページ、<http://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/genkyou.html>）



凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 都市地域
- : 農業地域
- : 森林地域
- : 自然公園地域

図3. 2. 2-1 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

出典:「国土情報ウェブマッピングシステム」(平成23年度 国土交通省国土政策局国土情報化課)
「福岡県の自然公園」(福岡県ホームページ)





凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界

- : 第一種低層住居専用地域
- : 第二種低層住居専用地域
- : 第一種中高層住居専用地域
- : 第二種中高層住居専用地域
- : 第一種住居地域
- : 第二種住居地域

- : 準住居地域
- : 近隣商業地域
- : 商業地域
- : 準工業地域
- : 工業地域
- : 工業専用地域

図 3.2.2-2 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

(4) 河川の利用の状況

福岡市東区における河川の利用状況は表 3.2.2-4 に示すとおりである。福岡市東区では多々良川からの取水量が多い。

表 3.2.2-4 河川利用の状況(上水、用水)

事業主体名	水道名	河川名		取水口	取水量	関連ダム名		備考
		水系名	河川名	位置	m ³ /日	名称	有効貯水量(千m ³)	
福岡市	上水	多々良川	多々良川	福岡市東区多の津第1取水口	100,000	猪野ダム	4,910	
			長谷川	福岡市東区大字香椎字高道第3取水口	(31,500)	長谷ダム	4,850	揚水式ダム
福岡地区水道企業団	用水	多々良川	多々良川	福岡市東区多の津	22,000	鳴淵ダム	4,160	

注) 上水：上水道、用水：用水供給

()：内数

出典：「平成 25 年度 福岡県の水道」(福岡県県土整備部水資源対策課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f12/search-1-1581-outline.html>)

(5) 地下水の利用の状況

事業実施想定区域周囲における地下水利用の状況は、以下に示すとおりである。

なお、「福岡市水質測定結果報告書 平成 25 年版」(平成 26 年 9 月、福岡市環境局)によると、福岡市には地下水の揚水が規制されている地域はない。

1) 上水道、用水供給

水道における地下水の取水量の状況は、表 3.2.2-5 に示すとおりである。

表 3.2.2-5 地下水利用の状況(上水道・用水供給)

市区町名	年間取水量(平成 25 年)
福岡市	0 千m ³
福岡県	39,673 千m ³

出典：「平成 25 年度 福岡県の水道」(福岡県県土整備部水資源対策課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/search-1-1581-outline.html>)

2) 工業用水

工業用水における井戸水の使用量の状況は、表 3.2.2-6 に示すとおりである。

表 3.2.2-6 地下水利用の状況(工業用水)

市区町名	使用量(平成 25 年)
福岡市東区	192m ³ /日
福岡市全域	7,542m ³ /日
福岡県	78,741m ³ /日

出典：「ふくおかデータウェブ 平成 25 年福岡県の工業(統計表)」(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/kogyo25.html>)

(6) 海域の利用の状況

事業実施想定区域周囲が位置する筑前海区における漁港数と漁港種別状況は表 3.2.2-7 に示すとおりである。筑前海は、対馬暖流の影響を受ける外洋性の海域であり、福岡県内の主要な沿岸漁業の漁場として利用されている。

事業実施想定区域近くには、奈多漁港（第1種漁港）がある。

表 3.2.2-7 漁港数と漁港種別状況（平成6年12月1日）

海区別	総 数	第1種	第2種	特定第3種	第4種
筑前海区	37	18	16	1	2
県内総漁港数	65	41	21	1	2

注1) 第1種漁港 : 利用が地元の漁業を主とするもの

注2) 第2種漁港 : 利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの

注3) 特定第3種漁港 : 第3種漁港のうち水産業の振興上、特に重要な漁港のうち法令で定めるもの

注4) 第4種漁港 : 離島その他辺地にあつて漁場の開発または漁船避難上、特に必要なもの

出典 : 「ふくおかデータウェブ 福岡県の漁港」(福岡県企画振興部調査統計課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/search/1/1233.html>)

3.2.3 社会資本整備等の状況

(1) 交通網

事業実施想定区域周囲における主要交通網は、図 3.2.3-1 に示すとおりである。鉄道は事業実施想定区域の北東側に雁ノ巣駅があり、事業実施想定区域の南西側から北東側に JR 香椎線が通っている。また、東側に西鉄貝塚線、JR 鹿児島本線が南東方向に通っている。

主要な道路としては、事業実施想定区域の北側を南西側から北東側に通る志賀和白線（主要地方道）があり、これに事業実施想定区域の北東側で接続する三苦奈多線がある。また、東側には、南北に通る国道 495 号がある。

(2) 道路交通の状況

事業実施想定区域周囲における平成 22 年度の道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)による交通量の調査結果は表 3.2.3-1 に、調査地点は図 3.2.3-2 に示すとおりである。

事業実施想定区域に近い志賀島和白線の調査地点の 12 時間交通量は 10,314 台であり、大型車混入率は 11.7%である。

表 3.2.3-1 事業実施想定区域周囲における交通量

種類	路線名	調査地点 番号	平成 22 年度					
			12 時間交通量(台)				24 時間 交通量 合計 (台)	昼夜率(%)
			小型車	大型車	合計	大型車 混入率 (%)		
都市高速道路	福岡高速 1 号線	5010	22,175	3,406	25,581	13.3	31,628	1.24
	福岡高速 4 号線	5090	26,623	4,795	31,418	15.3	37,774	1.20
一般国道	一般国道 3 号	10030	42,773	6,562	49,335	13.3	71,536	1.45
		10040	42,636	6,699	49,335	13.6	71,662	1.45
		10050	42,773	6,562	49,335	13.3	71,536	1.45
	一般国道 495 号	10660	13,563	943	14,506	6.5	19,148	1.32
		10670	18,424	1,109	19,533	5.7	25,784	1.32
主要地方道	志賀島和白線	40330	9,111	1,203	10,314	11.7	13,202	1.28
一般都道府県道	湊塩浜線	60130	12,360	1,188	13,548	8.8	17,883	1.32
	多田羅名島線	60160	3,912	150	4,062	3.7	5,362	1.32

出典：「平成 22 年度 道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)一般交通量調査」(国土交通省)

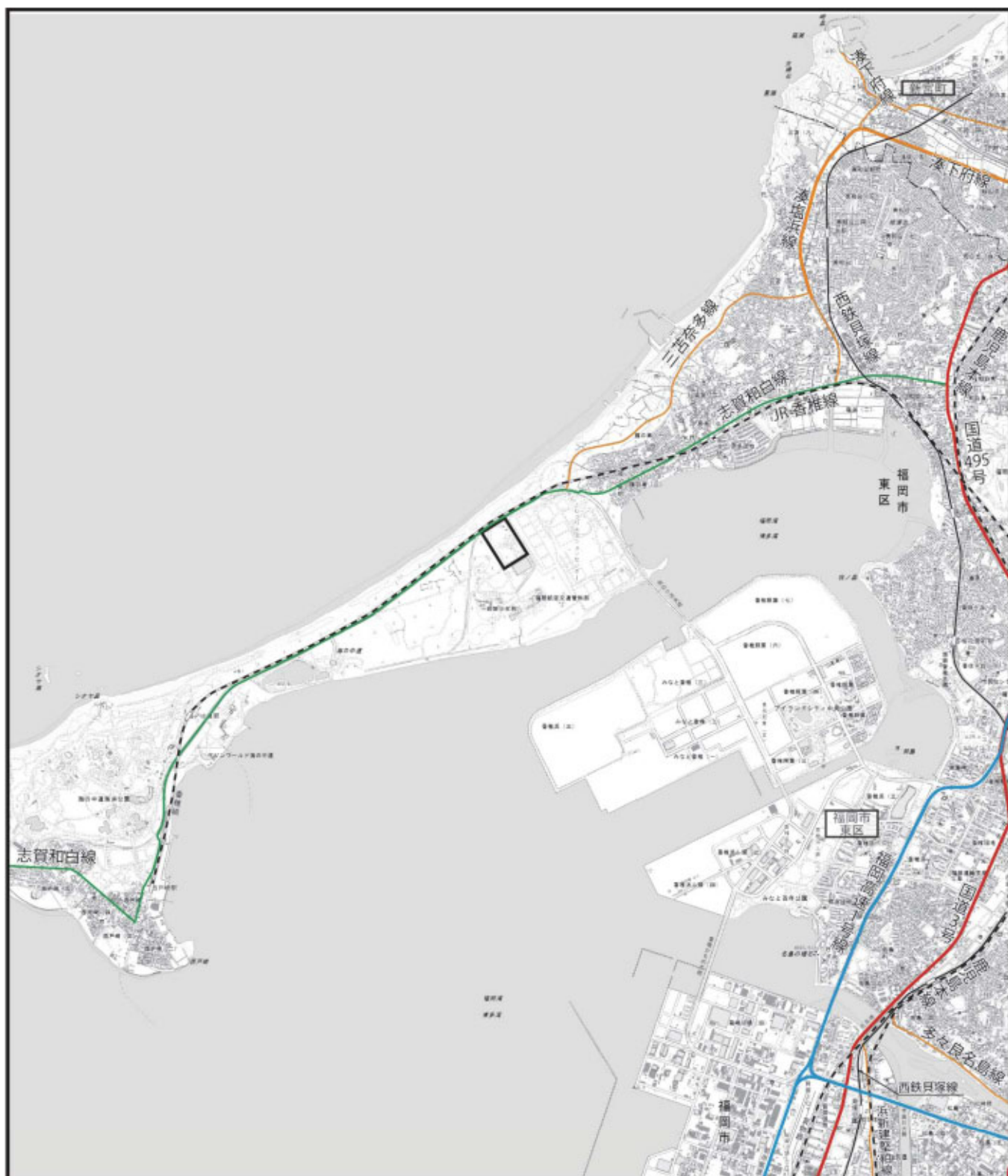


図 3.2.3-1 交通網図

凡 例

- | | |
|---|--|
| : 事業実施想定区域 | — : 高速道路 |
| : 市町村界 | — : 一般国道 |
| : 鉄道 (JR) | — : 主要地方道 |
| : 鉄道 (西鉄) | — : 一般県道 |



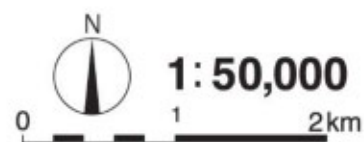
出典：「福岡県土整備事務所管内図」(平成26年3月 福岡県福岡県土整備事務所)



図 3.2.3-2 交通量調査地点位置図

凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 高速道路
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 一般県道
- : 道路交通量調査地点



出典：「平成22年度 道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)一般交通量調査」(国土交通省)

(3) 鉄道輸送の状況

事業実施想定区域周囲における鉄道の乗降客数は、表 3.2.3-2 に示すとおりである。

表 3.2.3-2 (1) 事業実施想定区域周囲における各駅乗車人員(1 日平均乗車人員・JR)

単位：人

線名	駅名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
鹿児島本線	千早	6,580	7,079	7,739	8,407	9,276

出典：「ふくおかデータウェブ 第 10 章 運輸・通信」(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-10-3.html>)

表 3.2.3-2 (2) 事業実施想定区域周囲における各駅乗降人員(市営地下鉄)

単位：千人

線名	駅名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
箱崎線	貝塚	3,652	4,047	4,293	4,510	4,722

出典：「福岡市統計書(平成 26 年版) 第 9 章 運輸・通信」(福岡市統計調査課ホームページ、
http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2014/FukuokaCityAnnualStat_2014_9.html)

表 3.2.3-2 (3) 事業実施想定区域周囲における各駅乗降人員(西鉄)

単位：千人

駅名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
貝塚	4,497	4,546	4,583	4,749	5,039
名島	620	665	712	776	851
西鉄千早	1,220	1,263	1,322	1,540	1,689
香椎花園前	942	981	982	1,050	1,092
唐の原	355	360	347	339	351
和白	730	699	697	678	696
三苫	1,139	1,149	1,148	1,176	1,225
西鉄新宮	628	504	481	482	476

出典：「福岡市統計書(平成 26 年版) 第 9 章 運輸・通信」(福岡市統計調査課ホームページ、
http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2014/FukuokaCityAnnualStat_2014_9.html)

(4) 海上交通の状況

博多港における入港船舶、海上出入貨物量及び船舶乗降人員数の推移は表 3.2.3-3 に示すとおりである。平成 25 年の乗降人員の総数は約 180 万人、取扱貨物量の総トン数は約 3,200 万トンである。

表 3.2.3-3 博多港における入港船舶、海上出入貨物量及び船舶乗降人員の推移

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
入港船舶	隻数(隻)	31,277	31,393	31,177	31,052	30,505
	総トン数(トン)	50,839,683	55,938,128	59,938,498	61,657,151	57,707,740
海上出入貨物量(トン)		27,190,848	29,681,245	31,687,662	32,354,129	32,251,617
船舶乗降人員(人)		1,748,045	1,994,140	1,753,606	1,961,717	1,780,207

出典：「博多港統計年報－平成 25 年(2013 年)－」(福岡市港湾局ホームページ、
<http://port-of-hakata.city.fukuoka.lg.jp/profile/data/index.html>)

(5) 学校、病院等

事業実施想定区域周囲における学校、病院等の数は表 3.2.3-4 に、施設の区分毎の施設名称一覧は表 3.2.3-5～表 3.2.3-8 に示すとおりである。

また、事業実施想定区域周囲における学校、病院等の位置は図 3.2.3-3 に示すとおりである。

表 3.2.3-4 事業実施想定区域周囲における学校、病院等の施設の数

学校						社会福祉施設	病院
幼稚園・保育園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学	特別支援学校		
32	14	7	2	4	0	27	9

出典：「平成 26 年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-26.html>）
「幼稚園をさがそう！」（社団法人福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ、
<http://www.fysk.or.jp/>）
「社会福祉手帳 2015」（平成 26 年 11 月 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会）
「福岡県病院名簿（平成 26 年 4 月 1 日現在）」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f13/byouinmeibo.html>）

表 3.2.3-5 事業実施想定区域周囲における学校等（幼稚園・保育園）

区分	番号	名 称	番号	名 称
幼稚園	1	和白幼稚園	6	千早幼稚園
	2	貝塚幼稚園	7	ツルタみとま幼稚園
	3	香椎幼稚園	8	奈多幼稚園
	4	香椎照葉幼稚園	9	福岡名島幼稚園
	5	さくら幼稚園	10	美和台幼稚園
保育園	11	西戸崎保育園	22	愛咲美保育園
	12	奈多愛育園	23	かんな保育園
	13	オリーブ保育園	24	かんな保育園香椎浜小学校内分園
	14	みとま保育園	25	香椎浜保育園
	15	静ヶ丘保育園	26	つばみ保育園
	16	光和保育園（分園）	27	城浜保育園
	17	第二光和保育園	28	名島保育園
	18	光和保育園	29	信愛保育園
	19	アイランドシティコスモス保育園	30	はこぎき保育園
	20	香住ヶ丘保育園	31	みそら保育園
	21	御幸保育園	32	松島りすの森保育園

注）番号は、図 3.2.3-3(1)中の地点に対応する。

出典：「平成 26 年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-26.html>）
「幼稚園をさがそう！」（社団法人福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ、
<http://www.fysk.or.jp/>）
「保育のひろば」（福岡市保育協会、
<http://www.hoiku.or.jp/>）

表 3.2.3-6(1) 事業実施想定区域周囲における学校等（小学校）

区分	番号	名 称	番号	名 称
小学校	1	千早西小学校	8	美和台小学校
	2	名島小学校	9	奈多小学校
	3	香住丘小学校	10	香椎浜小学校
	4	東箱崎小学校	11	香陵小学校
	5	和白小学校	12	三苦小学校
	6	千早小学校	13	照葉小学校
	7	城浜小学校	14	西戸崎小学校

注) 番号は、図 3.2.3-3(2)中の地点に対応する。

出典：「平成 26 年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-26.html>）

表 3.2.3-6(2) 事業実施想定区域周囲における学校等（中学校、高等学校、大学・短期大学）

区分	番号	名 称	番号	名 称
中学校	1	箱崎中学校	5	城香中学校
	2	香椎第一中学校	6	照葉中学校
	3	和白中学校	7	和白丘中学校
	4	香椎第二中学校		
高等学校	8	香住丘高等学校	9	立花高等学校
大学・短期大学	10	九州大学	12	福岡工業大学
	11	福岡女子大学	13	サイバー大学

注) 番号は、図 3.2.3-3(3)中の地点に対応する。

出典：「平成 26 年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-26.html>）

表 3.2.3-7 事業実施想定区域周囲における社会福祉施設

区分	番号	名 称	番号	名 称
社会福祉施設	1	和白青松園	15	喫茶ほっと
	2	博多老人ホーム	16	ぼすと
	3	奈多創生園	17	ヘルパーステーションフクシア
	4	西戸崎創生園	18	和白ホーム
	5	アイランドシティ照葉	19	めだかホーム
	6	照葉	20	パティオ 西戸崎
	7	長雲荘	21	グループホーム千早
	8	海の中道	22	グループホーム白百合荘
	9	フレンドビーチ	23	グループホーム四季の家
	10	やまと更生センター	24	福岡市東区精神障がい者相談支援センター
	11	和白苑	25	福岡市東区知的障がい者相談支援センター
	12	MYH なじま	26	M.T 奈多ケア院
	13	BeDeam	27	みつみ 介護老人保健施設
	14	めだか共同作業所		

注) 番号は、図 3.2.3-3(4)中の地点に対応する。

出典：「社会福祉手帳 2015」（平成 26 年 11 月 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会）

表 3.2.3-8 事業実施想定区域周囲における病院

区分	番号	名 称	番号	名 称
病院	1	雁の巣病院	6	貝塚病院
	2	医療法人 福満会ふくみつ病院	7	福岡和白病院
	3	医療法人 済世会河野名島病院	8	杉岡記念病院
	4	国家公務員共済組合 連合会千早病院	9	福岡市こども病院
	5	東福岡和仁会病院		

注) 番号は、図 3.2.3-3(5)中の地点に対応する。

出典：「福岡県病院名簿(平成 26 年 4 月 1 日現在)」(福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/byouinnmeibo.html>)

(6) 住宅

事業実施想定区域の周辺は、住宅が多く分布している地域ではないが、事業実施想定区域の北東側約 1km のところに、住宅街である雁の巣地区の民家等がある。

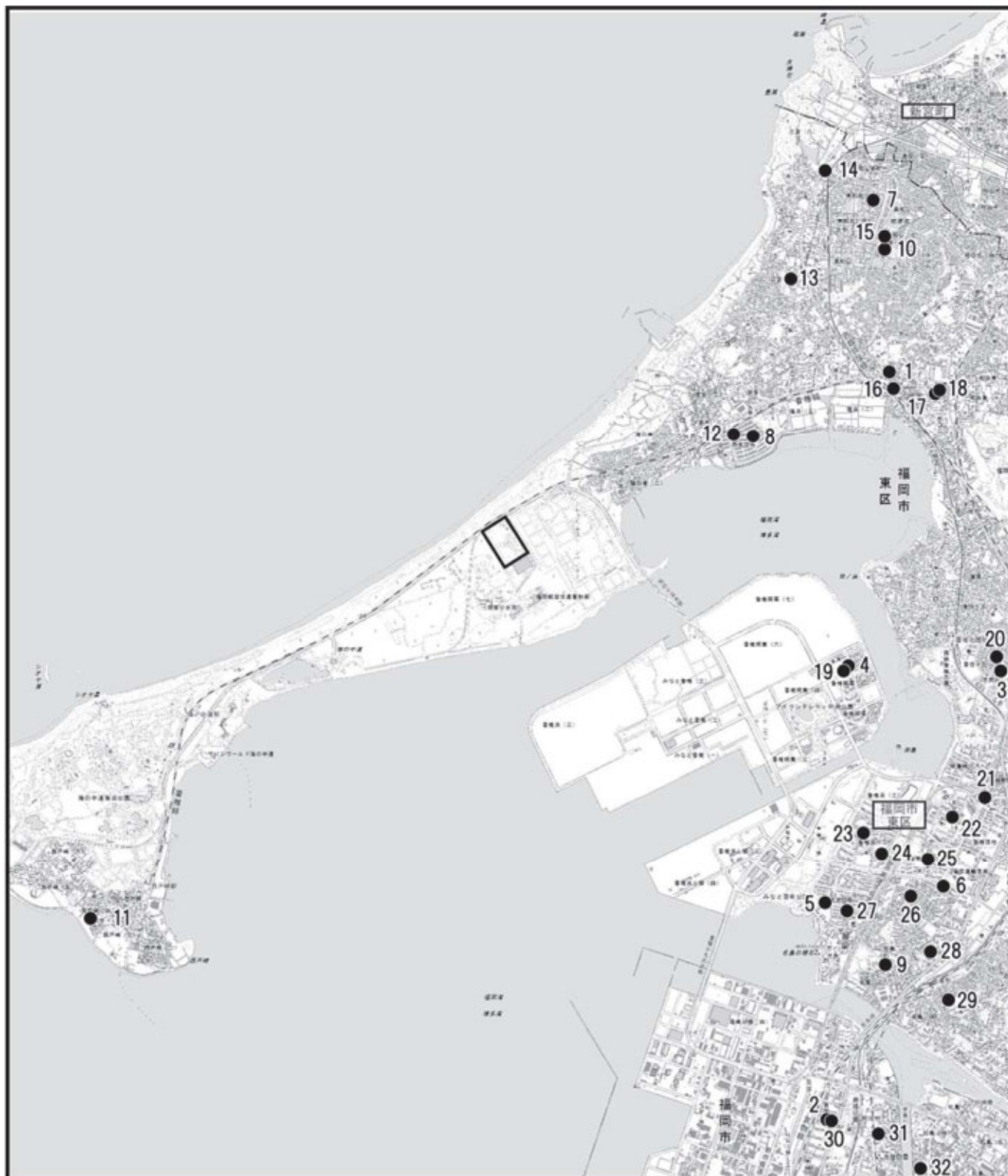


図 3.2.3-3(1) 学校、病院等位置図
(幼稚園・保育園)

凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 幼稚園・保育園

出典:「平成26年度 教育便覧」(福岡県教育庁総務部総務課ホームページ)
「幼稚園をさがそう!」(社団法人福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ)
「保育のひろば」(福岡市保育協会、<http://www.hoiku.or.jp/>)



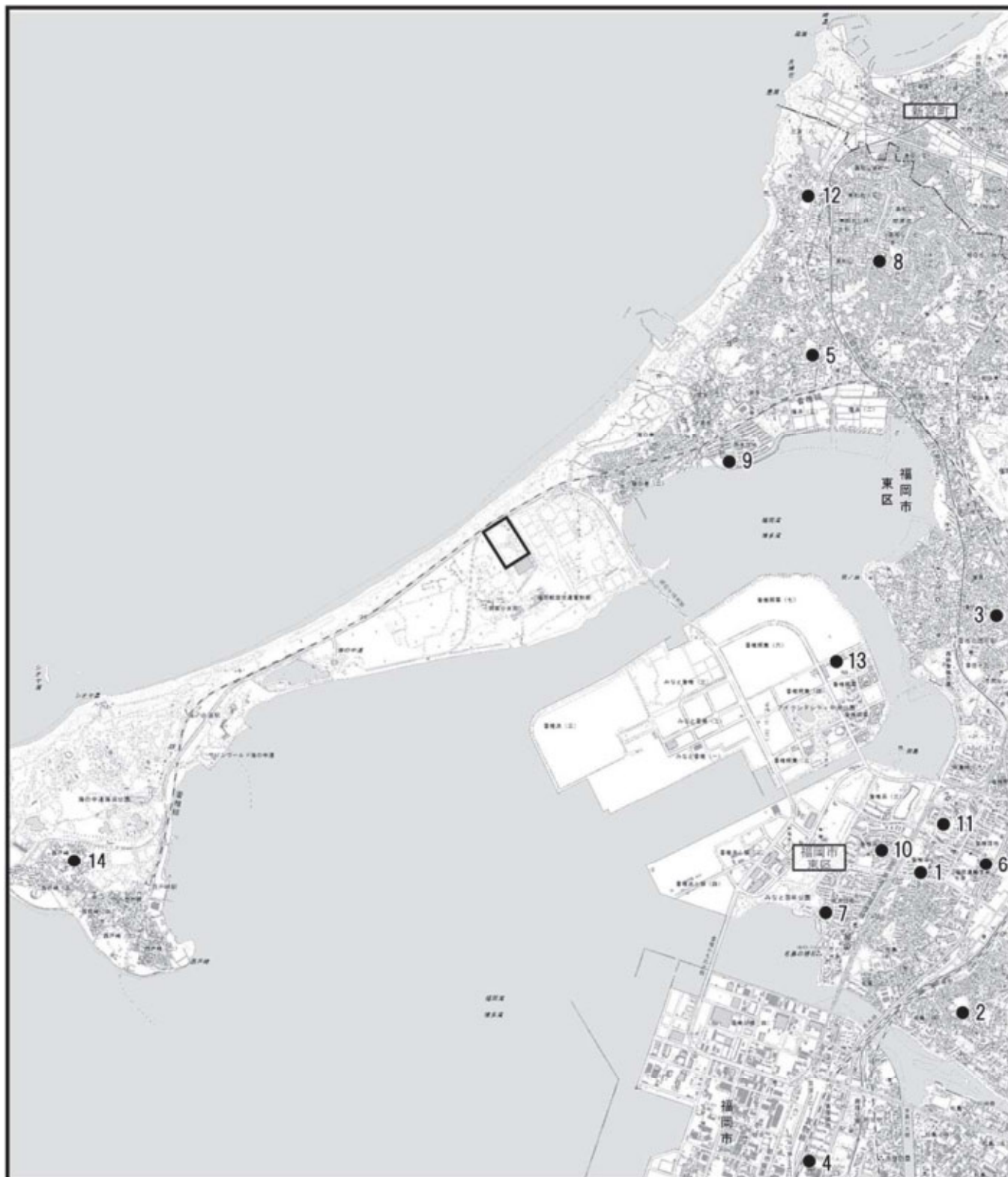
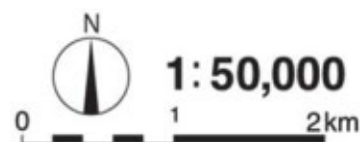


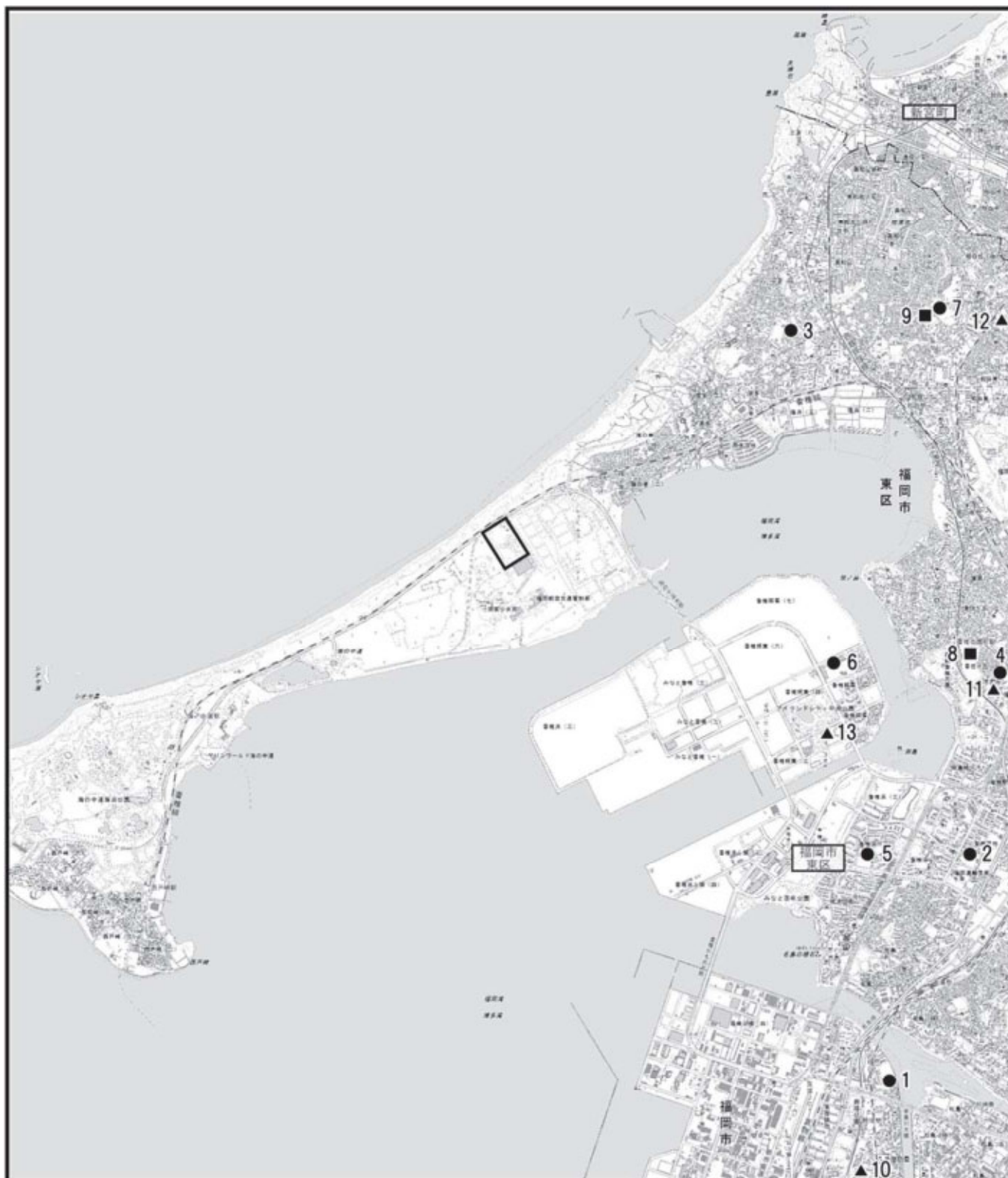
図 3.2.3-3(2) 学校、病院等位置図
(小学校)

凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 小学校



出典:「平成26年度 教育便覧」(福岡県教育庁総務部総務課ホームページ)



凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 中学校
- : 高等学校
- ▲ : 大学・短期大学

図 3.2.3-3(3) 学校、病院等位置図
(中学校、高等学校、大学・短期大学)



出典:「平成26年度 教育便覧」(福岡県教育庁総務部総務課ホームページ)

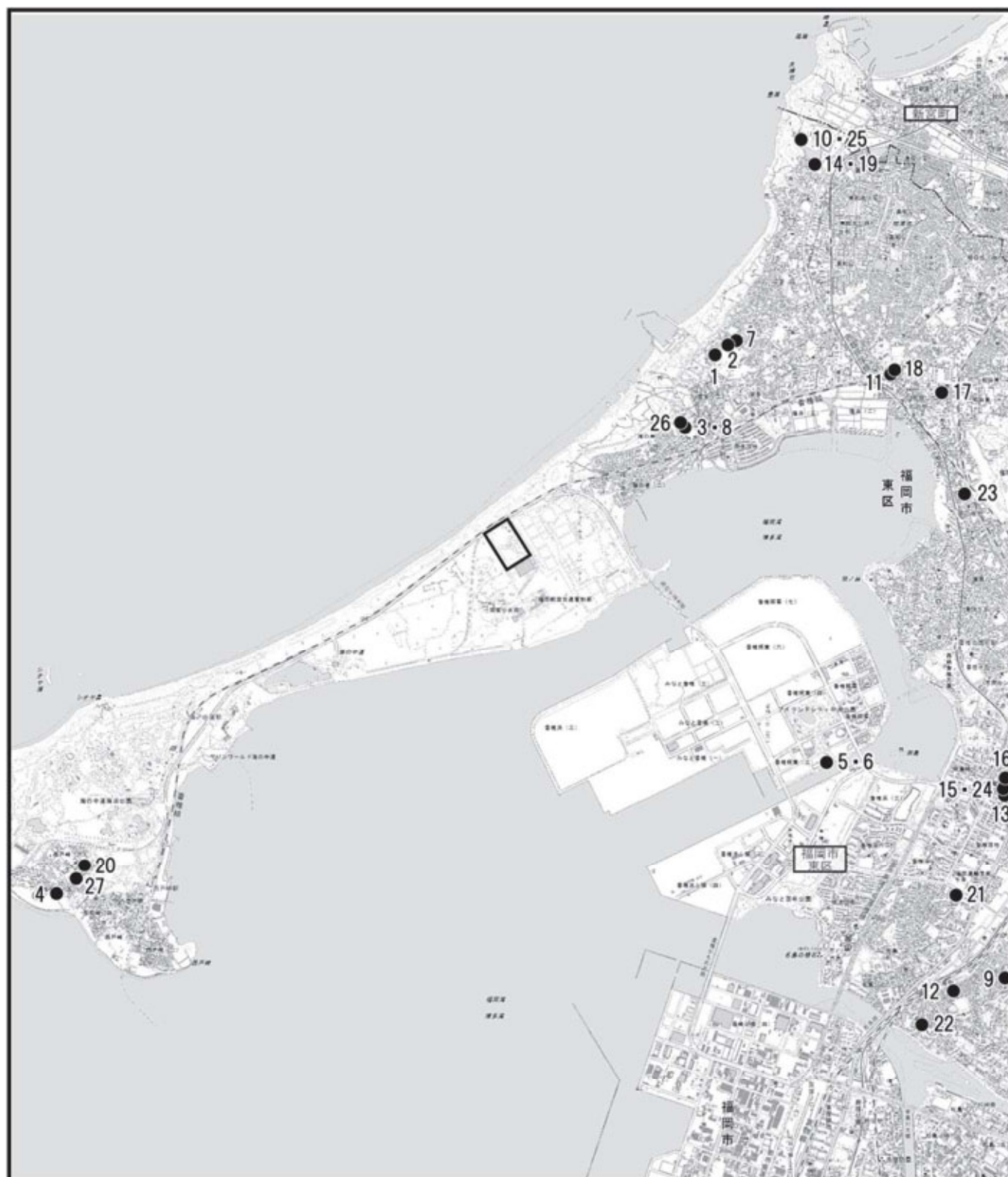


図 3.2.3-3(4) 学校、病院等位置図
(社会福祉施設)



凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 病院

図 3.2.3-3(5) 学校、病院等位置図
(病院)



出典:「福岡県病院名簿(平成26年4月1日現在)」(福岡県ホームページ)

(7) 下水道整備の状況

福岡市における平成 25 年 3 月 31 日現在の公共下水道の整備の状況は、表 3.2.3-9 に示すとおりであり、普及率は 99.6%となっている。

表 3.2.3-9 公共下水道の整備状況

市町村名	行政人口 (人)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	普及率 (%)
福岡市	1,459,411	1,452,900	16,876	99.6

注) 行政人口は平成 25 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口。

出典：「福岡県の下水道 平成 25 年度」(福岡県建築都市部下水道課ホームページ、
http://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/-_html)

3.2.4 環境保全上の指定・規制の状況

(1) 環境基本法に基づく環境基準

1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月法律第91号 最終改正 平成24年6月法律第47号)第16条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の10物質に関して、それぞれ環境基準が設定されている。

大気汚染に係る環境基準は、表 3.2.4-1 に示すとおりである。

表 3.2.4-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環告第25号 最終改正 平成8年環告第73号)
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環告第38号 最終改正 平成8年環告第74号)
 「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環告第4号 最終改正 平成13年環告第30号)
 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環告第33号)

2) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は全ての公共用水域に適用され、「生活環境の保全に関する環境基準」は河川、湖沼及び海域別に水域の利用目的に応じて設定されている。

水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.4-2 に、事業実施想定区域周囲の河川等における環境基準に係る水域類型の指定状況は図 3.2.4-1 に示すとおりである。

表 3.2.4-2 (1) 水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102(以下「規格」という)43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環告第 59 号 最終改正 平成 26 年環告第 126 号）

表 3.2.4-2 (2) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<河川(湖沼を除く)>

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道 2 級、水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—
備考 1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる)。 4. 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる)。 試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階(試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。)を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数について最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環告第 59 号 最終改正 平成 26 年環告第 126 号)

表 3.2.4-2 (3) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準＜河川(湖沼を除く)＞

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環告第 59 号 最終改正 平成 26 年環告第 126 号)

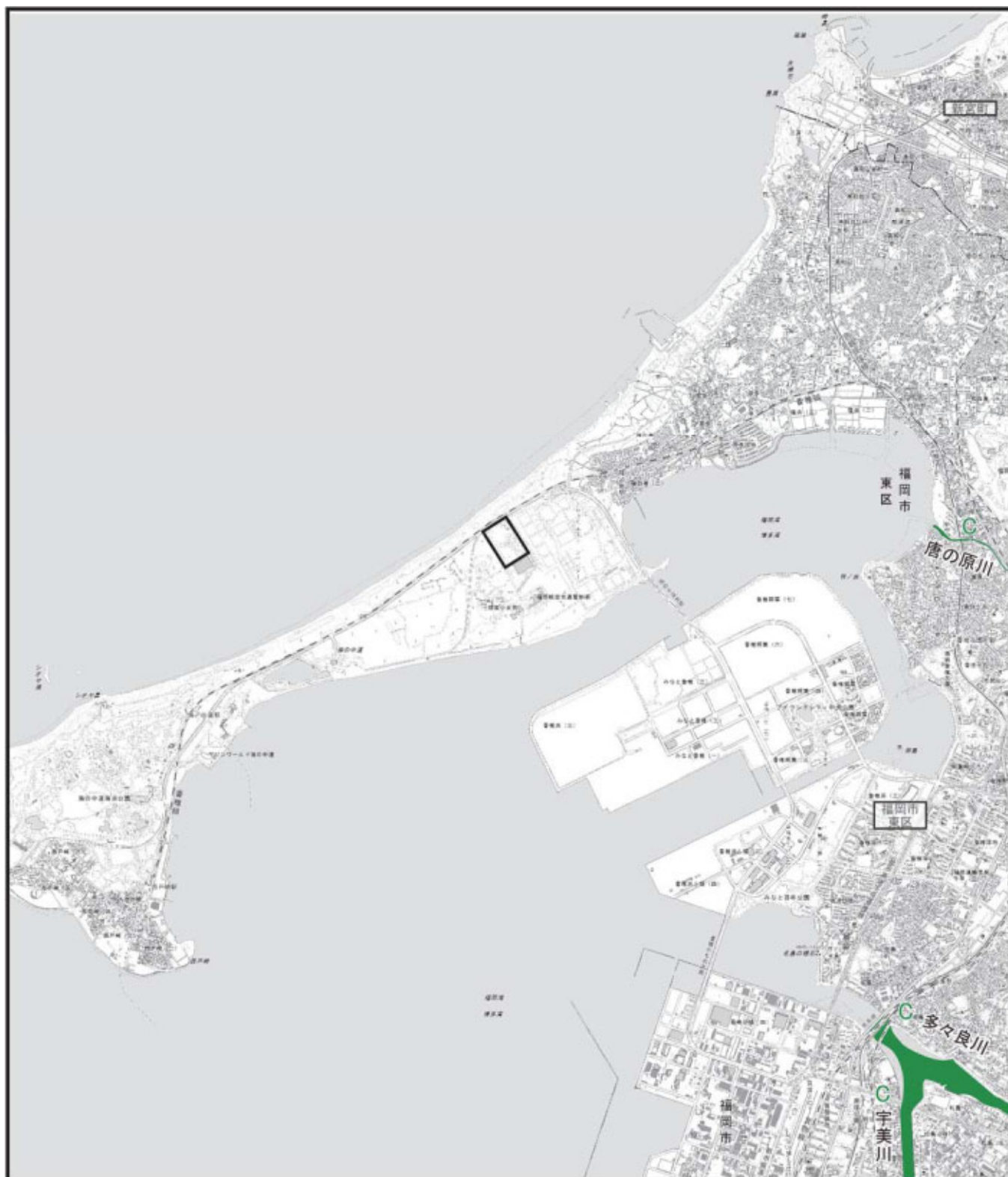


図 3.2.4-1 水域類型指定状況

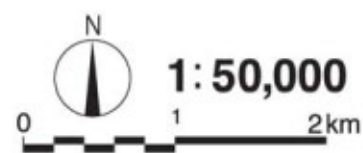
凡 例

□ : 事業実施想定区域

----- : 市町村界

河川類型指定

— : C類型



出典：「水域別環境基準類型指定」(福岡県ホームページ)

3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2.4-3 に示すとおりである。

表 3.2.4-3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という)K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日 環告第 10 号 最終改正 平成 26 年環告第 127 号）

4) 騒音に係る環境基準

ア. 一般住居環境

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

騒音に係る環境基準は表 3.2.4-4 に、事業実施想定区域周囲における騒音に係る環境基準の地域類型は図 3.2.4-2 に示すとおりである。

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

表 3.2.4-4 (1) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域(一般地域))

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 3) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 4) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

注 6) 地域類型のあてはめは、平成 24 年 4 月 1 日 福岡市告示第 113 号に基づいて以下とする。

AA : 当該地域なし

A : 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき定める時間及び区域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）により第 1 種区域に区分された地域

B : 指定地域のうち、規制基準により第 2 種区域に区分された地域

C : 指定地域のうち、規制基準により第 3 種区域及び第 4 種区域に区分された地域

除外 : 工業専用地域、臨港地区、福岡空港

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環告第 64 号 最終改正 平成 24 年環告第 54 号）

（地域類型のあてはめ：平成 24 年 4 月 1 日 福岡市告示第 113 号）

表 3.2.4-4 (2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

注) 地域類型のあてはめは、表 3.2.4-4(1)の注 6) と同様である。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環告第 64 号 最終改正 平成 24 年環告第 54 号）

（地域類型のあてはめ：平成 24 年 4 月 1 日 福岡市告示第 113 号）

表 3.2.4-4 (3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。	

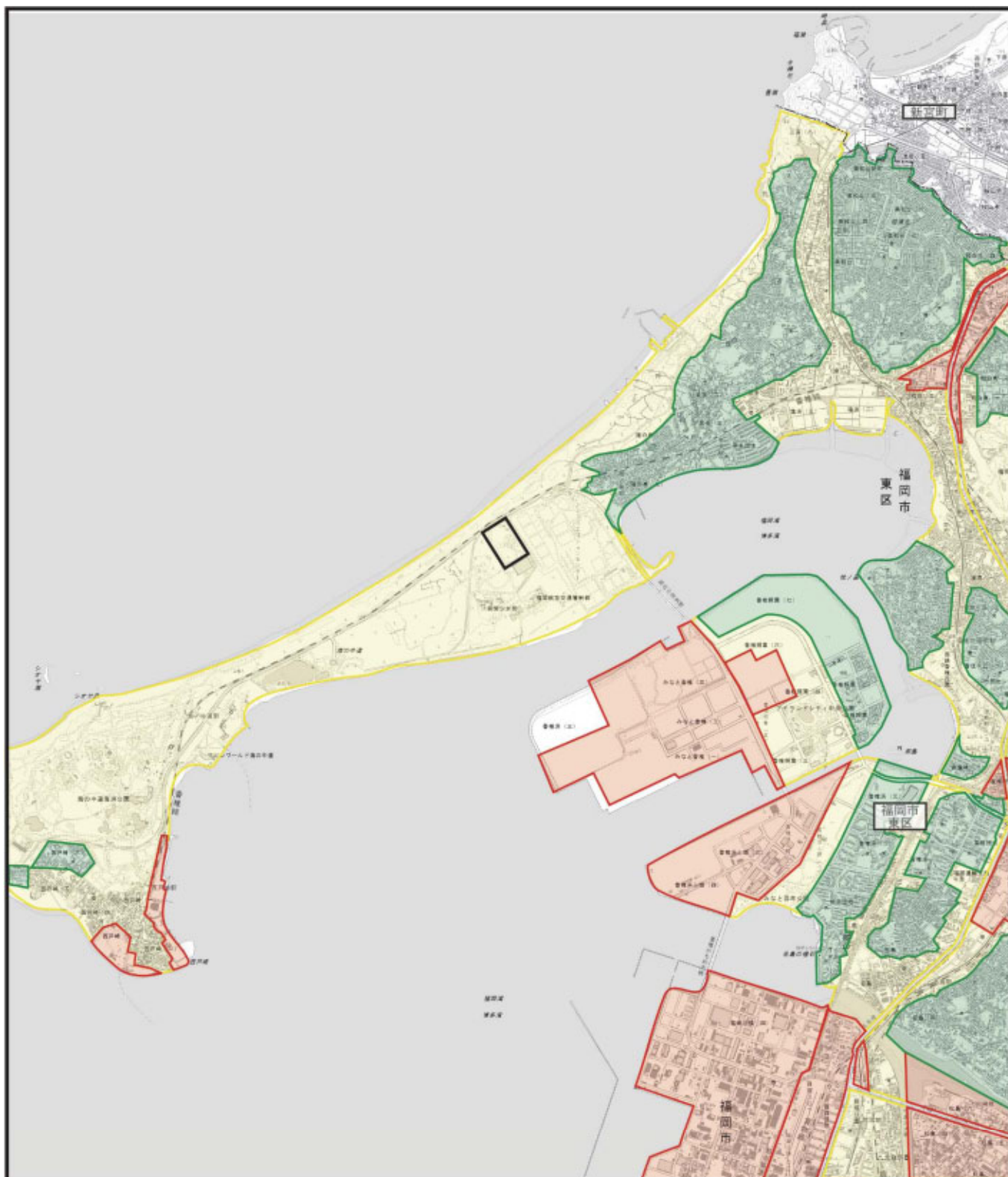
注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- 1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。))。
- 2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1項に定める自動車専用道路。

注 2) 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- 1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- 2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環告第64号 最終改正 平成24年環告第54号)



凡 例

□ : 事業実施想定区域

----- : 市町村界

■ : A 類型

■ : B 類型

■ : C 類型

図 3.2.4-2 騒音に係る環境基準の
類型指定状況



出典：「騒音規定法及び振動規制法に係る指定地域図」(平成27年3月 福岡市)

イ. 航空機騒音

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、航空機騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

航空機騒音に係る環境基準は表 3.2.4-5 に、事業実施想定区域周囲における航空機騒音に係る環境基準の地域類型は図 3.2.4-3 に示すとおりである。

なお、航空機騒音に係る環境基準については、環境省より平成19年12月17日付で一部改正が告示されている。改正前の環境基準は表 3.2.4-6 に示すとおりである。

表 3.2.4-5 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (単位 Lden)
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下
備考 1. 1 日平均着陸回数が 10 回以下の飛行場についても適用対象とする。 2. 平成 25 年 4 月 1 日施行	

注 1) I をあてはめる地域は専ら住宅の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

注 2) 地域類型のあてはめは、平成 4 年 4 月 6 日 福岡県告示第 672 号 最終改正 平成 25 年福岡県告示第 571 号に基づいて以下とする。

I : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域

II : 類型 I をあてはめた地域以外の地域
ただし、工業専用地域、市街化調整区域にある森林地域(国土利用計画法)、河川区域(河川法)、海上、湖沼及び福岡空港敷地は除く

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」

(昭和 48 年 12 月 27 日環告第 154 号 最終改正 平成 19 年環告第 114 号)

(区域の区分：平成 4 年 4 月 6 日福岡県告示第 672 号 最終改正 平成 25 年福岡県告示第 571 号)

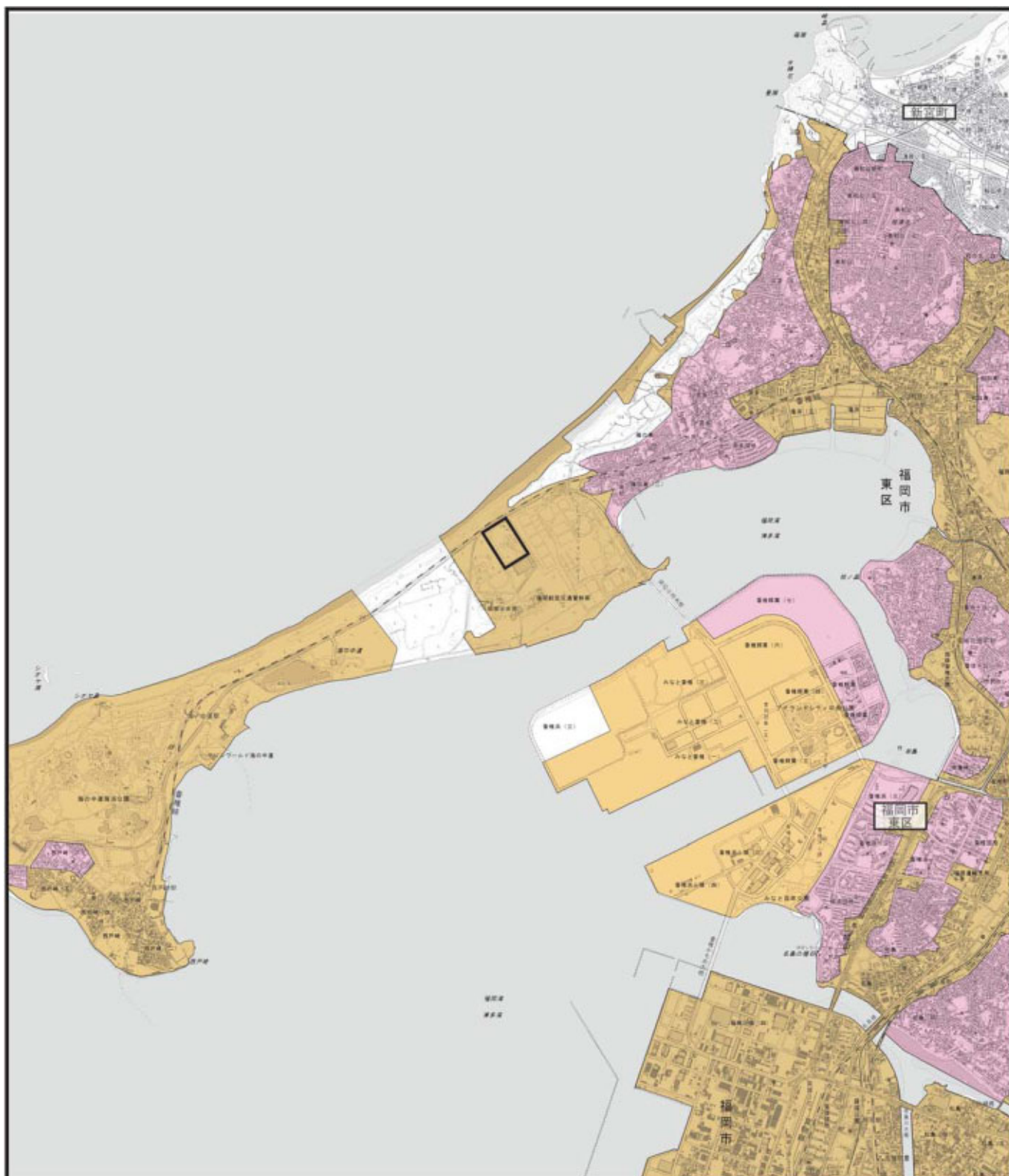
表 3.2.4-6 航空機騒音に係る環境基準（改正前）

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

注 1) I をあてはめる地域は専ら住宅の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」

(昭和 48 年 12 月 27 日環告第 154 号 最終改正 平成 12 年環告第 78 号)



凡 例

- | | |
|---|--|
| : 事業実施想定区域 | : 類型Ⅰ |
| : 市町村界 | : 類型Ⅱ |

図 3. 2. 4-3 航空機騒音に係る環境基準の
類型指定状況



出典：「福岡都市計画総括図」（平成27年4月 福岡市）

5) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定に基づき、土壌に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅等の 27 項目に関して環境基準が定められている。

土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2.4-7 に示すとおりである。

表 3.2.4-7 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環告第 46 号 最終改正 平成 26 年環告第 44 号）

6) ダイオキシン類による環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月法律第 105 号 最終改正 平成 26 年 6 月法律第 72 号）第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、表 3.2.4-8 に示すとおり環境基準が定められている。

表 3.2.4-8 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）
及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環告第 68 号 最終改正 平成 21 年環告第 11 号）

(2) 大気汚染に係る規制

1) 施設の設置等に対する規制

「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月法律第 97 号 最終改正 平成 26 年 6 月法律第 72 号）では、同法で規定するばい煙発生施設及び粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする場合に届け出義務を課すほか、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準、揮発性有機化合物排出施設の排出基準が定められている。

また、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 14 年 12 月条例第 79 号）では「大気汚染防止法」の規模要件に該当しない小規模の施設についても、同条例で規定する、ばい煙に係る特定施設として設置する場合に届出が義務づけられ、排出基準が定められている。

事業実施想定区域周囲において、大気汚染防止法及び条例で規制されている物質及びその規制基準の概要は、表 3.2.4-9 に示すとおりである。

また、ばい煙発生施設又は特定物質（アンモニア等 28 物質）を発生する施設を設置している者に対して、事故が発生した場合の応急措置及び復旧義務が課せられている。

表 3.2.4-9 規制対象物質及びその規制基準の概要

規制物質		規制基準	法令	備考
硫黄酸化物		排出口の高さ (He) 及び地域ごとに定める定数 K の値に応じて規制値 (排出量) を設定。 $q=K \times 10^{-3} \times He^2$ K 値: 福岡市 8.76 その他の市町 17.5	大気汚染防止法施行規則第 3 条	汚染地域に厳しくするため地域ごとに基準値を定めている。
ばいじん		0.04~0.5g/Nm ³ (一般排出基準)	同第 4 条	施設の種類及び規模ごとに基準値を定めている。
有害物質	カドミウム及びその化合物	1.0mg/Nm ³	同第 5 条	施設を指定している。
	塩素	30mg/Nm ³	同第 5 条	施設を指定している。
	塩化水素	80mg/Nm ³ (700mg/Nm ³)	同第 5 条	施設を指定している。() 内は廃棄物焼却施設のみ。
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	1.0~20mg/Nm ³	同第 5 条	施設によって 4 種の基準がある。
	鉛及びその化合物	10~30mg/Nm ³	同第 5 条	施設を指定している。
	窒素化合物	新設: 60~400ppm 既設: 130~600ppm	同第 5 条	施設を指定している。

出典: 「大気汚染防止法施行規則」 (昭和 46 年 6 月 22 日厚・通令第 1 号 最終改正 平成 26 年環令第 15 号)

2) 自動車排出ガスの規制

現在、規制の対象となる「自動車」として、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに原動機付自転車が定められており、「自動車排出ガス」として、一酸化炭素、非メタン炭化水素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質が定められている。

自動車が一定の条件で運行する場合に排出される自動車排出ガスの量の「許容限度」が定められており、自動車の種類・重量・乗車定員及びエンジンの修理、使用燃料、並びに排出形態別に応じた所定の測定方法による場合の、自動車排出ガスの排出重量又は排出濃度として定められている。

自動車排出ガスの量は、自動車の構造、装置等と密接不可分の関係にあり、その実施については「大気汚染防止法」では直接には行わず、「道路運送車両法」(昭和 26 年 6 月法律第 185 号)に基づいて規制を行うこととし、国土交通大臣は、同法に基づく規制の実施の際に、大気汚染の防止を図るべく自動車排出ガスの量の許容限度が確保されるように考慮しなければならないこととしている。

なお、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年 6 月法律第 70 号 最終改正 平成 23 年 8 月法律第 105 号)において規定される窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域は、事業実施想定区域周囲には指定されていない。

(3) 水質汚濁に係る規制

特定施設を設置し、公共用水域に排水を排出する工場・事業場に対しては、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月法律第 138 号 最終改正 平成 26 年 6 月法律第 72 号）に基づき排水の規制が行われている。水質汚濁防止法に基づく排水基準は表 3.2.4-10 に示しておりである。この他、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年 3 月福岡県条例第 8 号 最終改正 平成 24 年福岡県条例第 79 号）においても規制対象工場・事業場の追加及び排水基準の強化（上乘せ排水基準）が定められている。

また、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年 10 月法律第 110 号 最終改正 平成 25 年 6 月法律第 60 号）に規定された瀬戸内海の関係府県であるが、福岡市は対象とされていない。

なお、工場から公共下水道に排出される排水に対しては「下水道法」（昭和 23 年 4 月法律第 79 号 最終改正 平成 26 年 6 月法律第 69 号）及び「福岡市下水道条例」（昭和 37 年 8 月条例第 44 号）により表 3.2.4-11 に示す下水排除基準が設けられている。

表 3.2.4-10 (1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による排水の汚染状態)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.03mg/L
シアン化合物	シアン1mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素10mg/L 海域に排出されるもの ほう素230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	
1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第二条第一項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総令第35号 最終改正 平成26年環令第30号)

表 3.2.4-10 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(その他の排出水の汚染状態)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量	160 mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質	200 mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L(日間平均60mg/L)
リン含有量	16 mg/L(日間平均8mg/L)
備考	
1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000 mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総令第35号 最終改正 平成26年環令第30号)

表 3. 2. 4-11 下水排除基準

対象物質又は項目		単位	特定事業場		その他の事業場	
			日平均排水量 50m ³ /日以上	日平均排水量 50m ³ /日未満	日平均排水量 50m ³ /日以上	日平均排水量 50m ³ /日未満
カドミウム及びその化合物		mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物		mg/L	1	1	1	1
鉛及びその化合物		mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物		mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物		mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		mg/L	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物		mg/L	検出されない こと	検出されない こと	検出されない こと	検出されない こと
セレン及びその化合物		mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物		mg/L	230 (10)	230 (10)	230 (10)	230 (10)
ふっ素及びその化合物		mg/L	15 (8)	15 (8)	15 (8)	15 (8)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003
ダイオキシン類		pg-TEQ/L	10	10	10	10
トリクロロエチレン		mg/L	0.3	0.3	0.3	0.3
テトラクロロエチレン		mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン		mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素		mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン		mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン		mg/L	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
ベンゼン		mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
1,4-ジオキサン		mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
有機燐化合物		mg/L	1	1	1	1
1,3-ジクロロプロペン		mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム		mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン		mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ		mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
フェノール類		mg/L	5	－	5	－
銅及びその化合物		mg/L	3	3	3	3
亜鉛及びその化合物		mg/L	2	2	2	2
鉄及びその化合物 (溶解性)		mg/L	10	－	10	－
マンガン及びその化合物 (溶解性)		mg/L	10	－	10	－
クロム及びその化合物		mg/L	2	2	2	2
水素イオン濃度 (pH)		－	5～9	5～11	5～9	5～11
生物化学的酸素要求量 (BOD)		mg/L	600	－	600	－
浮遊物質 量 (SS)		mg/L	600	－	600	－
ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量	(鉱油類)	mg/L	5	20	5	20
	(動植物油脂類)	mg/L	60	－	60	－
温度		℃	45	－	45	－
よう素消費量		mg/L	220	220	220	220

出典：下水排除基準一覧表（福岡市ホームページ、
http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/suishitsu/hp/criterion_list.html）

(4) 騒音に係る規制

「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月法律第 98 号 最終改正 平成 26 年 6 月法律第 72 号)に基づき、騒音を防止する必要があるとして指定された地域内における工場・事業場の事業活動に伴う騒音及び建設工事に伴う騒音について規制が定められている。また、道路交通騒音については措置を要請する限度が定められている。

1) 特定工場等の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設〔金属加工機械等 11 種類〕を設置する工場又は事業場)において発生する騒音の福岡県及び福岡市内の規制基準は、表 3.2.4-12 に示すとおりである。

また、事業実施想定区域周囲における騒音規制地域の指定状況は、図 3.2.4-4 に示すとおりである。

表 3.2.4-12 特定工場等の騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第 2 種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注 1) 時間の区分は以下のとおりである。

朝：午前 6 時から午前 8 時 昼間：午前 8 時から午後 7 時 夕：午後 7 時から午後 11 時
夜間：午後 11 時から翌日の午前 6 時

注 2) 第 1 種、第 2 種、第 3 種及び第 4 種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 3 種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第 4 種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注 3) 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうちの患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値とする。

注 4) 区域の区分については、平成 9 年 3 月 31 日 福岡市告示第 74 号 最終改正 平成 27 年 福岡市告示第 113 号に基づいて以下とする。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域

第 2 種区域：主として、第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域・近隣商業地域(容積率 200%)・市街化調整区域

第 3 種区域：主として、近隣商業地域(容積率 300%)・商業地域・準工業地域

第 4 種区域：主として、工業地域・工業専用地域

除外地域：福岡空港

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和 43 年 11 月 27 日 厚・農・通・運 第 1 号 最終改正 平成 18 年 環 告 第 132 号)

(区域の区分：平成 9 年 3 月 31 日 福岡市告示第 74 号 最終改正 平成 27 年 福岡市告示第 113 号)

2) 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制

「騒音規制法」の規定に基づく、指定区域内における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表 3.2.4-13 に示すとおりである。

また、事業実施想定区域周囲における騒音規制地域の指定状況は、図 3.2.4-4 に示すとおりである。

表 3.2.4-13 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

規制種別	区域の区分	基 準
敷地境界線における騒音の大きさ	第 1 号区域	85 デシベル以下
	第 2 号区域	
作業が出来る時間	第 1 号区域	午前 7 時から午後 7 時
	第 2 号区域	午前 6 時から午後 10 時
1 日における延作業時間	第 1 号区域	10 時間以内
	第 2 号区域	14 時間以内
同一場所における作業期間	第 1 号区域	連続 6 日以内
	第 2 号区域	
日曜・休日における作業	第 1 号区域	禁止

注 1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機(もんけんを除く。)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- ・びょう打機を使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
- ・空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- ・コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200Kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- ・バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業
- ・トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用する作業
- ・ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業

注 2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

注 3) 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1 日における作業時間を「1 日における延作業時間」欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。

注 4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注 5) 第 1 号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

- 1) 第 1 種区域
 - 2) 第 2 種区域
 - 3) 第 3 種区域
 - 4) 第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80m の区域
- なお、第 1 種及び第 2 種区域は表 3.2.4-12 に示す内容と同様である。

注 6) 第 2 号区域は、指定地域のうち、第 1 号区域以外の区域

注 7) 区域の区分は、昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 74 号 最終改正 平成 27 年 福岡市告示第 114 号に基づいて以下とする。

第 1 号区域：騒音の指定区域のうち第 1 種、第 2 種、第 3 種区域の全域第 4 種区域のうち学校等の周囲 80m 以内の区域

第 2 号区域：騒音の指定区域のうち 1 号区域以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和 43 年 11 月 27 日厚・建告第 1 号 最終改正 平成 12 年環告第 16 号)

(区域の区分：昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 74 号 最終改正 平成 27 年 福岡市告示第 114 号)

3) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では、指定地域内において定められた方法で測定を行った自動車騒音が表 3.2.4-14 に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認める時には、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置(交通規制)を執るべきことを要請するものとし、また必要があると認められる時は道路管理者または管理行政機関の長に道路部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して意見を述べることができると定められている。

なお、事業実施想定区域周囲における騒音規制地域の指定状況は、図 3.2.4-4 に示すとおりである。

表 3.2.4-14 自動車騒音の要請限度(等価騒音レベル(L_{Aeq}))

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
1. a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2. a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3. b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注 1) 昼間：午前 6 時から午後 10 時、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時

注 2) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 3) a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(指定都市の長)が定めた区域をいう。

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される区域

注 4) 区域の区分は、平成 12 年 3 月 30 日 福岡市告示第 86 号 最終改正 平成 27 年 福岡市告示第 115 号に基づいて、表 3.2.4-12 に示す特定工場等の騒音の規制基準の区域の区分のうち、以下の区分とする。

a 区域：第 1 種区域

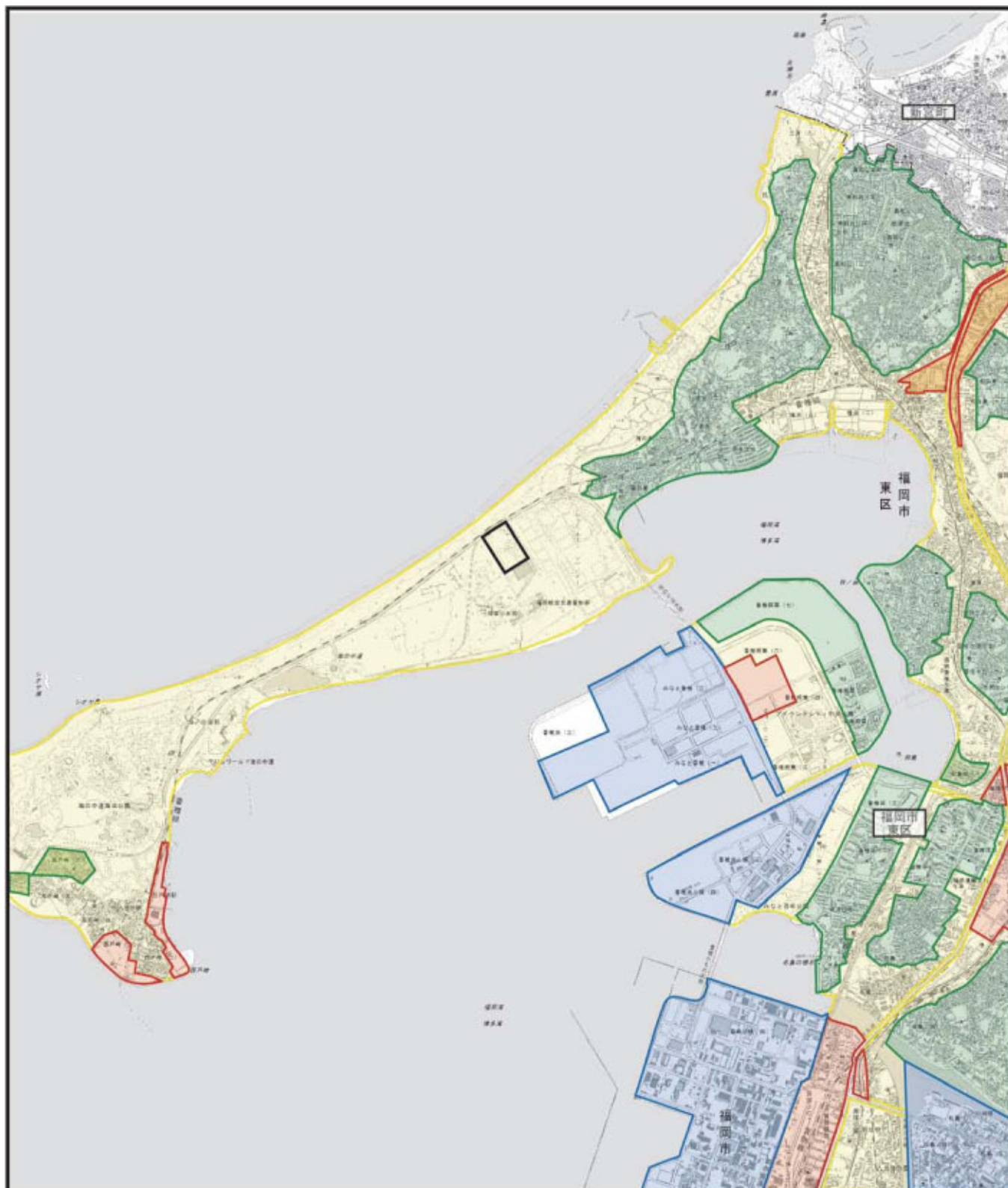
b 区域：第 2 種区域

c 区域：第 3 種、第 4 種区域

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成 12 年 3 月 2 日 総令第 15 号 最終改正 平成 23 年 環令第 32 号)

(区域の区分：平成 12 年 3 月 30 日 福岡市告示第 86 号 最終改正 平成 27 年 福岡市告示第 115 号)



凡 例

- : 事業実施想定区域
 ----- : 市町村界

	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	a 区域
	第2種区域		b 区域
	第3種区域		c 区域
	第4種区域	第2号区域	

※学校等の周囲80m以内の区域は第1号区域

図 3.2.4-4 騒音規制地域図



出典：「騒音規定法及び振動規制法に係る指定地域図」(平成27年3月 福岡市)

(5) 振動に係る規制

「振動規制法」(昭和 51 年 6 月法律第 64 号 最終改正 平成 26 年 6 月法律第 72 号)に基づき、振動を防止する必要があるとして指定されている地域内における工場・事業場の事業活動に伴う振動及び建設工事に伴う振動について規制が定められているとともに、道路交通振動については措置を要請する限度が定められている。

1) 特定工場等の振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく特定工場等[政令で定める特定施設(金属加工機械等 10 種類)を設置する工場又は事業場]の敷地境界線において振動の規制基準は、表 3.2.4-15 に示すとおり定められている。

また、事業実施想定区域周囲における特定工場等の振動に係る規制地域の指定状況は、図 3.2.4-5 に示すとおりである。

表 3.2.4-15 特定工場等の振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注 1) 時間の区分は以下のとおりである。

昼間：午前 8 時から午後 7 時 夜間：午後 7 時から翌日午前 8 時

注 2) 第 1 種、第 2 種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注 3) 振動規制法に規定する特定施設は以下のとおりである。

- ・金属加工機械：液圧プレス(矯正プレスを除く。)、機械プレス、せん断機(原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。)、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。)
- ・圧縮機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
- ・土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
- ・織機(原動機を用いるものに限る。)
- ・コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。)
- ・木材加工機械：ドラムパーカー、チップパー(原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。)
- ・印刷機械(原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。)
- ・ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。)
- ・合成樹脂用射出成形機
- ・鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

注 4) 区域の区分については、平成 9 年 3 月 31 日 福岡市告示第 77 号 最終改正 平成 24 年 福岡市告示第 169 号に基づいて以下とする。

第 1 種区域：主として、第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域
第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域
第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域

近隣商業地域(容積率 200%)・市街化調整区域・都市計画区域外
第 2 種区域：主として、近隣商業地域(容積率 300%)・商業地域・準工業地域
工業地域・工業専用地域

除外する区域：福岡空港・工業専用地域及び臨港地区の一部

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

(昭和 51 年 11 月 10 日 環告第 90 号 最終改正 平成 12 年環告第 18 号)

(区域の区分：平成 9 年 3 月 31 日 福岡市告示第 77 号 最終改正 平成 24 年 福岡市告示第 169 号)

2) 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制

「振動規制法」の規定に基づき、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る基準は表 3.2.4-16 に示すとおりである。

また、事業実施想定区域周囲における特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制地域の指定状況は、図 3.2.4-5 に示すとおりである。

表 3.2.4-16 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る規制基準

規制種別	区域の区分	基 準
敷地境界線における振動の大きさ	第 1 号区域	75 デシベル以下
	第 2 号区域	
作業が出来る時間	第 1 号区域	午前 7 時から午後 7 時
	第 2 号区域	午前 6 時から午後 10 時
1 日における作業時間	第 1 号区域	10 時間以内
	第 2 号区域	14 時間以内
同一場所における作業期間	第 1 号区域	連続 6 日以内
	第 2 号区域	
日曜・休日における作業	第 1 号区域	禁止
	第 2 号区域	

注 1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
- ・ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)

注 2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

注 3) 基準値を超える大きさの振動を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1 日における作業時間を「1 日当たりの作業時間」欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。

注 4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注 5) 区域の区分において第 1 号区域及び第 2 号区域の内容は以下に示すとおり。

第 1 号地域：振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域

イ：第 1 種区域

ロ：第 2 種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域

ハ：第 1 種区域及び第 2 種区域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80m の区域

第 2 号区域：指定地域のうち、上記第 1 号区域以外の区域

なお、第 1 種及び第 2 種区域は表 3.2.4-15 と同様である。

注 6) 区域の区分は、平成 9 年 3 月 31 日 福岡市告示第 78 号 最終改正 平成 22 年 福岡市告示第 23 号に基づいて、表 3.2.4-15 に示す特定工場等の振動の規制基準に係る指定地域全域が第 1 号区域で、第 2 号区域は市内にはない。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日 総令第 58 号 最終改正 平成 23 年環令第 32 号)

(区域の区分：平成 9 年 3 月 31 日 福岡市告示第 78 号 最終改正 平成 22 年 福岡市告示第 23 号)

3) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」では、指定地域内における道路交通振動が表 3.2.4-17 に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認める時には、市町村長は道路管理者に対し、当該道路の道路部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置(交通規制)を執るべきことを要請するものと定められている。

また、事業実施想定区域周囲における振動規制地域の指定状況は、図 3.2.4-5 に示すとおりである。

表 3.2.4-17 道路交通振動の要請限度

区域の区分 \ 時間の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 1) 時間の区分は以下のとおりである。

昼間：午前 8 時から午後 7 時 夜間：午後 7 時から翌日午前 8 時

注 2) 第 1 種及び第 2 種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第 1 種区域：主として第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率 200%）、市街化調整区域、都市計画区域外

第 2 種区域：近隣商業地域（容積率 300%）、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

注 3) 区域の区分は、昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 79 号 最終改正 平成 24 年福岡市告示第 170 号に基づいて、表 3.2.4-15 に示す特定工場等の振動の規制基準の区域の区分による。

注 4) 時間の区分は、昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 79 号最終改正平成元年 12 月 21 日福岡市告示第 261 号に基づいて、表 3.2.4-15 に示す特定工場等の振動の規制基準の時間の区分による。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総令第 58 号 最終改正 平成 23 年環令第 32 号）

（区域の区分：昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 79 号 最終改正 平成 24 年福岡市告示第 170 号）

（時間の区分：昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 79 号 最終改正平成元年 12 月 21 日福岡市告示第 261 号）

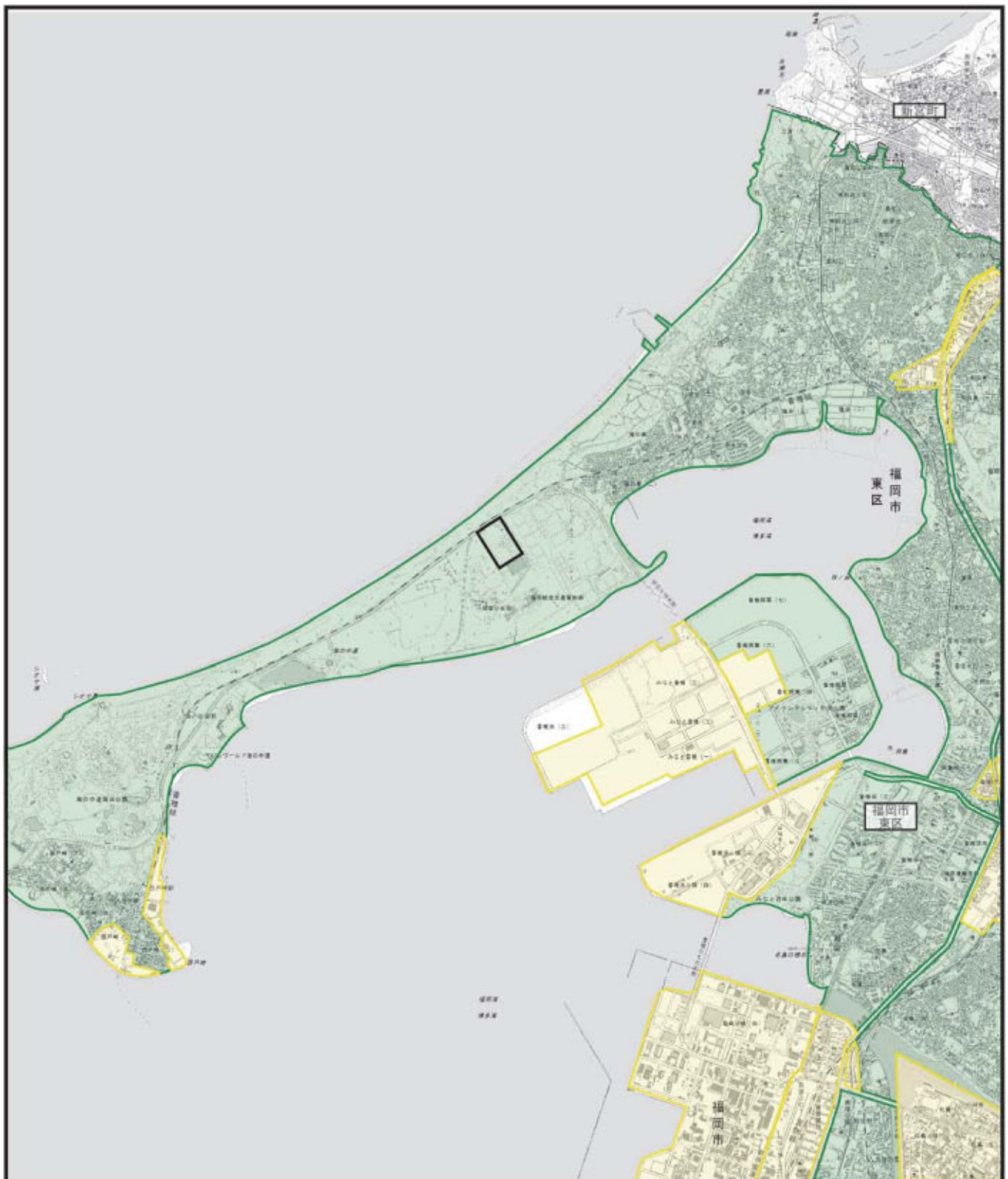


図 3.2.4-5 振動規制地域図

凡 例

: 事業実施想定区域
 : 市町村界

	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	第1種区域
	第2種区域		第2種区域

※ 学校等の周囲80m以内の区域は第1号区域



出典：「騒音規定法及び振動規制法に係る指定地域図」（平成27年3月 福岡市）

(6) 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(昭和 46 年 6 月法律第 91 号 最終改正 平成 23 年 12 月法律第 122 号)の規定に基づき、福岡市では市内全域を規制地域に指定し、特定悪臭物質ごとに事業場の敷地境界の基準を定めている。特定悪臭物質の規制基準は、表 3.2.4-18 に示すとおりである。

表 3.2.4-18 悪臭に係る規制基準

○事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 (大気中の濃度の許容基準)

特定悪臭物質	指定地域の区分	規制基準 (ppm)
アンモニア		1.0
メチルメルカプタン		0.002
硫化水素		0.02
硫化メチル		0.01
二硫化メチル		0.009
トリメチルアミン		0.005
アセトアルデヒド		0.05
プロピオンアルデヒド		0.05
ノルマルブチルアルデヒド		0.009
イソブチルアルデヒド		0.02
ノルマルバレールアルデヒド		0.009
イソバレールアルデヒド		0.003
イソブタノール		0.9
酢酸エチル		3.0
メチルイソブチルケトン		1.0
トルエン		10.0
スチレン		0.4
キシレン		1.0
プロピオン酸		0.03
ノルマル酪酸		0.001
ノルマル吉草酸		0.0009
イソ吉草酸		0.001

出典：「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総令第 39 号 最終改正 平成 23 年環令第 32 号)

(規制基準：福岡市告示 82 号 最終改正 平成 8 年福岡市告示 4 号)

(7) 土壌汚染対策法による要措置区域の指定に係る基準

「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号 最終改正 平成 26 年 6 月法律第 51 号）に基づく、要措置区域の指定に係る基準は、表 3.2.4-19 に示すとおりである。

表 3.2.4-19 土壌汚染対策法による要措置区域の指定に係る基準

特定有害物質	基準	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物		カドミウム 0.01mg/L 以下	カドミウム 150mg/kg 以下
六価クロム化合物		六価クロム 0.05mg/L 以下	六価クロム 250mg/kg 以下
シマジン		0.003mg/L 以下	－
シアン化合物		シアンが検出されないこと	遊離シアン 50mg/kg 以下
チオベンカルブ		0.02mg/L 以下	－
四塩化炭素		0.002mg/L 以下	－
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L 以下	－
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/L 以下	－
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下	－
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/L 以下	－
ジクロロメタン		0.02mg/L 以下	－
水銀及びその化合物		水銀 0.0005mg/L 以下	水銀 15mg/kg 以下
うちアルキル水銀		検出されないこと	
セレン及びその化合物		セレン 0.01mg/L 以下	セレン 150mg/kg 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/L 以下	－
チウラム		0.006mg/L 以下	－
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/L 以下	－
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/L 以下	－
トリクロロエチレン		0.03mg/L 以下	－
鉛及びその化合物		鉛 0.01mg/L 以下	鉛 150mg/kg 以下
砒素及びその化合物		砒素 0.01mg/L 以下	砒素 150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物		ふっ素 0.8mg/L 以下	ふっ素 4,000mg/kg 以下
ベンゼン		0.01mg/L 以下	－
ほう素及びその化合物		ほう素 1mg/L 以下	ほう素 4,000mg/kg 以下
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと	－
有機りん化合物		検出されないこと	－

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年 12 月 26 日環令第 29 号 最終改正 平成 26 年環令第 29 号）

(8) 地下水の採取に係る規制

事業実施想定区域周囲において、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月法律第 146 号 最終改正 平成 26 年 6 月法律第 69 号）及び「建物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月法律第 100 号 最終改正 平成 12 年 5 月法律第 91 号）に基づき、地下水採取が規制されている地域はない。

(9) 自然環境法令等による指定状況

1) 自然公園、自然環境保全地域

事業実施想定区域周囲において、「自然公園法」(昭和 32 年 6 月法律第 161 号 最終改正 平成 26 年 6 月法律第 69 号)に基づく自然公園は、福岡市東区に玄海国定公園が指定されており、その位置は、図 3.2.4-6 に示すとおりである。また、「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月法律第 85 号 最終改正 平成 26 年 6 月法律第 69 号)及び「福岡県環境保全に関する条例」(昭和 47 年 10 月 条例第 28 号 最終改正 平成 14 年 12 月条例第 78 号)に基づく自然環境保全地域の指定地域はない。

2) 鳥獣保護区

事業実施想定区域周囲において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月法律第 88 号 最終改正 平成 26 年 5 月法律第 46 号)に基づく鳥獣保護区等が指定されており、その位置は図 3.2.4-7 に示すとおりである。

3) 保安林

事業実施想定区域周囲において、「森林法」(昭和 26 年 6 月法律第 249 号 最終改正 平成 26 年 6 月法律第 69 号)に基づく保安林が指定されており、その位置は図 3.2.4-8 に示すとおりである。

4) 風致地区等

事業実施想定区域周囲において、「都市計画法」(昭和 43 年 6 月法律第 100 号 最終改正 平成 26 年 6 月法律第 109 号)に基づく風致地区は、名島風致地区が指定されており、その位置は図 3.2.4-9 に示すとおりである。

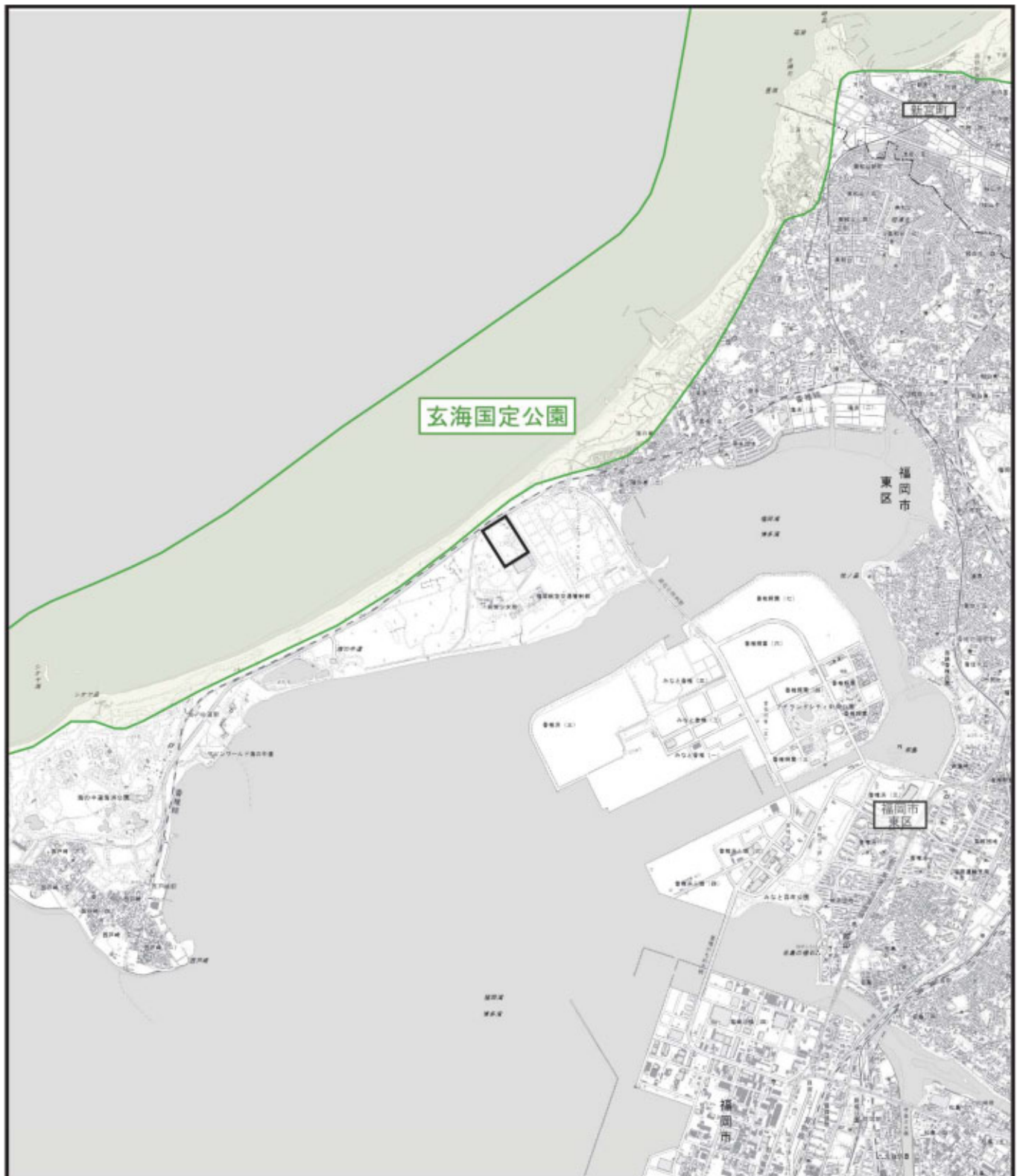
5) 景観形成地域

事業実施想定区域は、「福岡市景観計画」(平成 24 年 4 月)において、図 3.2.4-10 に示すとおり海浜ゾーンに位置しており、表 3.2.4-20 に示す規模の建築物等の新築、増築、改築や移転などが届出対象となっている。この届出対象行為の全てが景観法(平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号最終改正 平成 26 年 6 月法律第 92 号)による特定届出対象行為となっている。また、都市景観形成基本計画に基づく都市景観形成地域は、香椎副都心(千早)地区、アイランドシティ香椎照葉地区が指定されており、その位置は図 3.2.4-10 に示すとおりである。

表 3.2.4-20 福岡市景観計画に示されている届出が必要な行為・規模
(大規模建築物等の行為の届出)

届出が必要な行為・規模(大規模建築物等の行為の届出)		
建築物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが 31m を超え、又は延べ面積が 10,000㎡ を超えるもの	都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン
	2 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが 10m を超え、又は延べ面積が 1,000㎡ を超えるもの	山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン
	3 福岡市都市計画高度地区の許可を受けて建築物の高さの最高限度の規定を適用しないこととされた全ての規模のもの	
	4 建築基準法第 59 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けた全ての規模のもの	
工作物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが 31m を超えるものとする。ただし、工作物のうち、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するものについては、幅員が 10m を超え、又は長さが 30m を超えるものとする。	都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン
	2 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが 10m を超えるものとする。ただし、工作物のうち、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するものについては、幅員が 10m を超え、又は長さが 30m を超えるものとする。	山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン

出典：「福岡市景観計画」(平成 24 年 4 月 福岡市)



凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 自然公園

図 3.2.4-6 自然公園の位置



出典:「福岡県自然公園」(福岡県ホームページ)

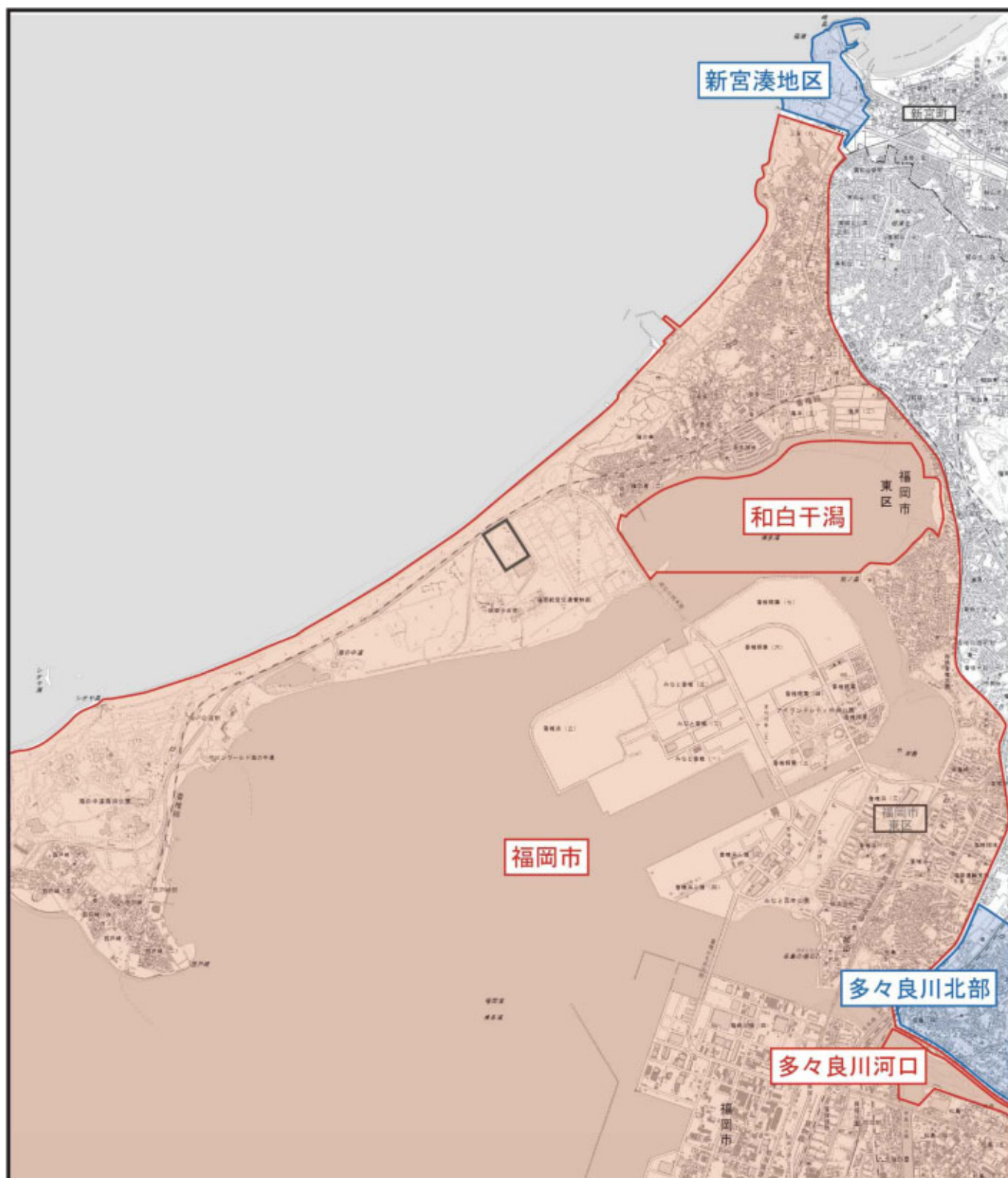
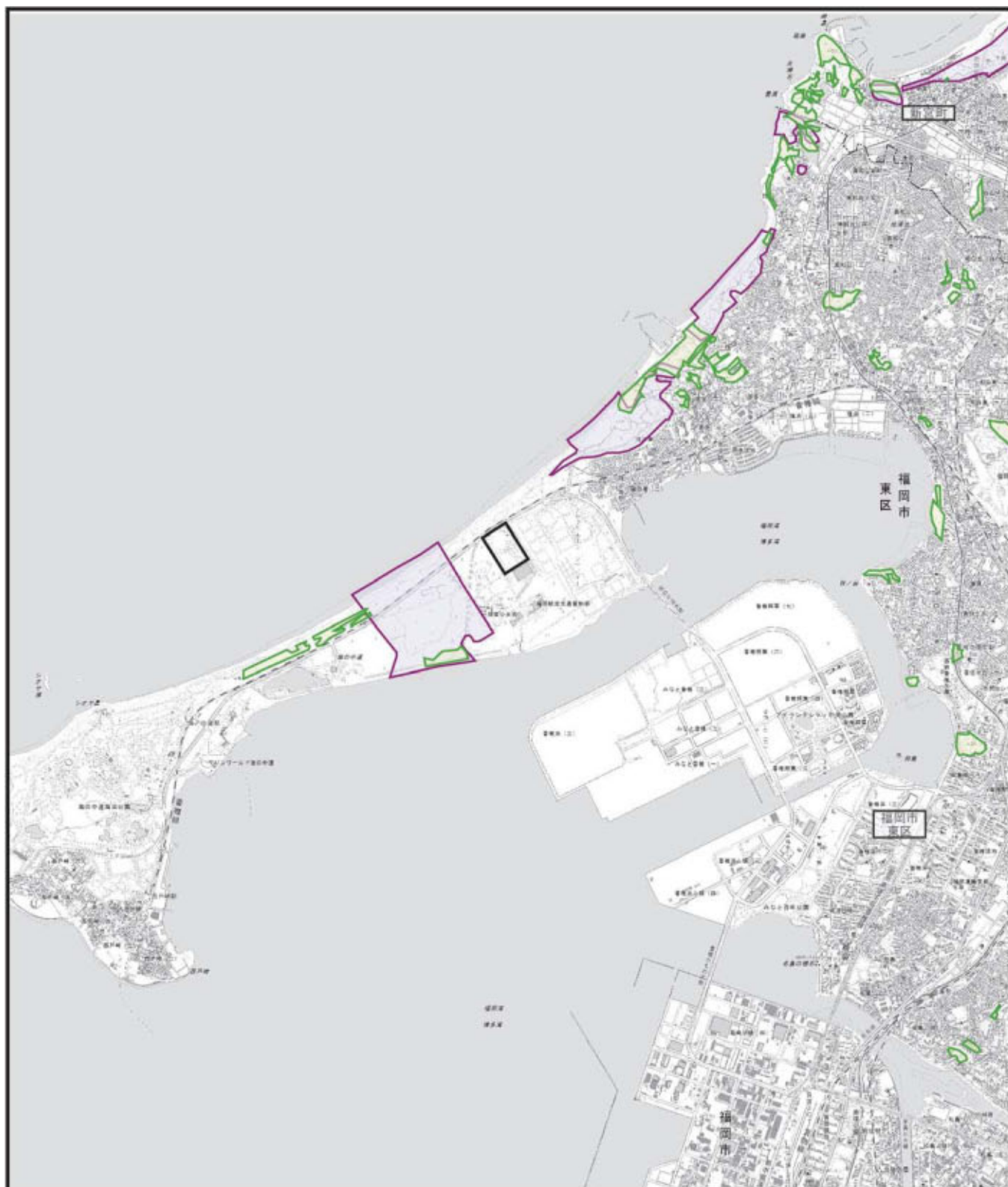


図 3.2.4-7 鳥獣保護区等指定状況

凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 鳥獣保護区
- : 特定猟具（銃器）使用禁止区域

出典：「鳥獣保護区等位置図（平成26年度）」（平成26年9月 福岡県）



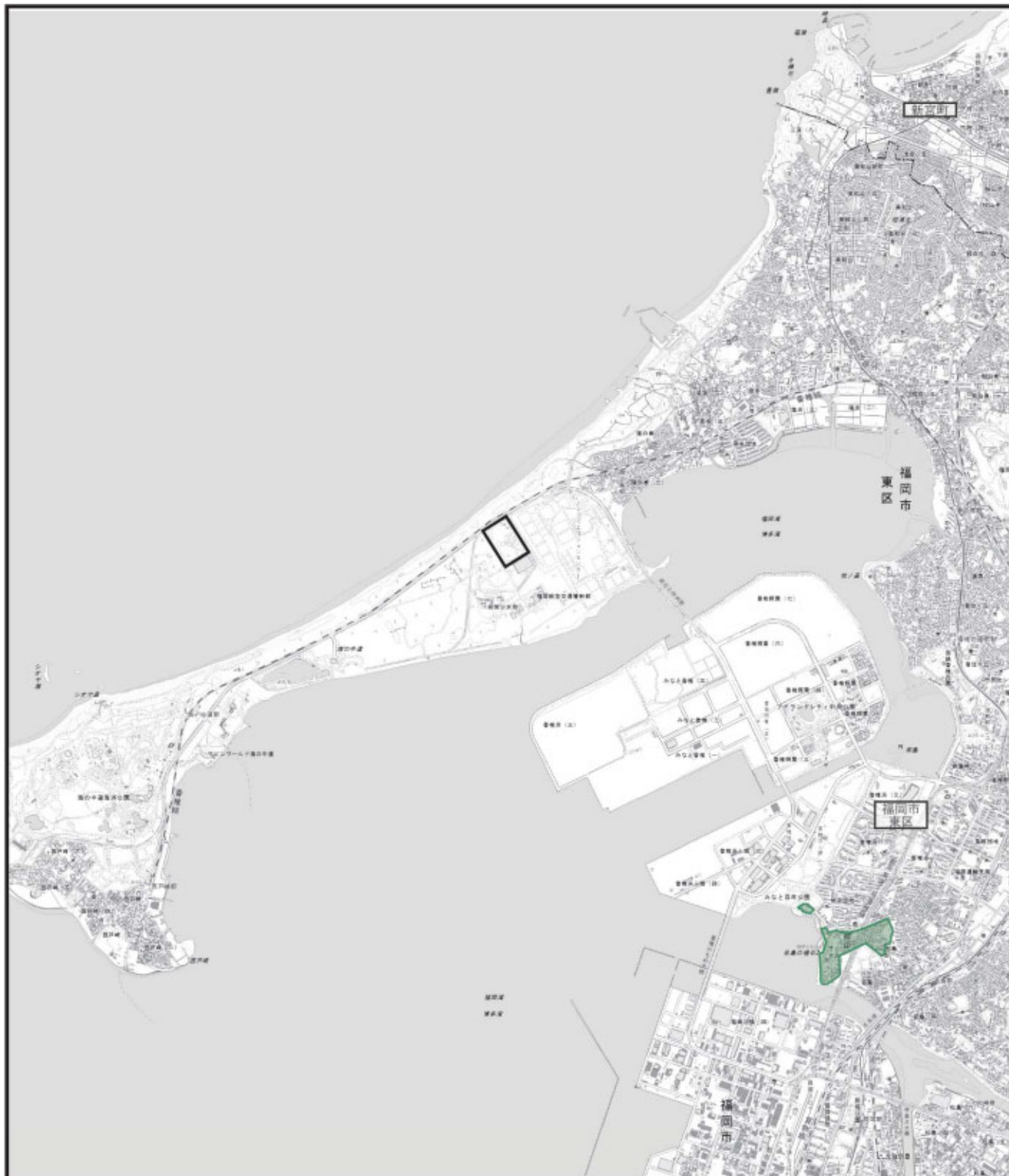
凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 森林区域
- : 保安林

図 3.2.4-8 保安林指定状況

出典:「国土情報ウェブマッピングシステム」(平成23年度 国土交通省国土政策局国土情報化課)
「森林計画図」(平成27年4月 福岡県農林水産部農山漁村振興課)





凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 風致地区

図 3.2.4-9 風致地区指定状況



出典：「福岡都市計画総括図」（平成27年4月 福岡市）

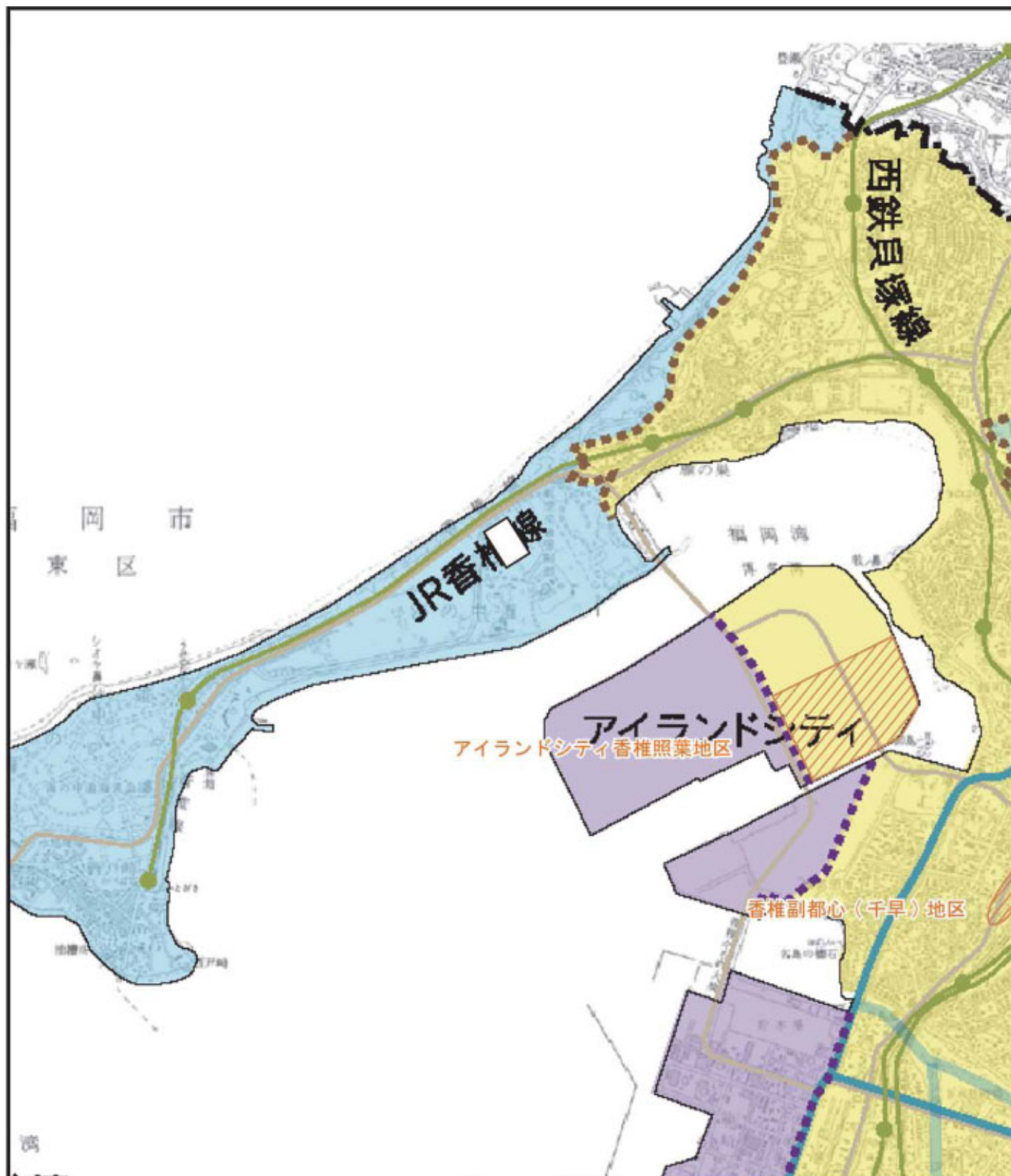


図 3.2.4-10 福岡市景観計画でのゾーン区分及び景観形成地区指定状況

凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 景観形成地区

地域特性から分類したゾーン

- 都心ゾーン
- 一般市街地ゾーン
- 山の辺・田園ゾーン
- 海浜ゾーン
- 港湾ゾーン

出典：「福岡市景観計画」（平成24年4月 福岡市）



(10) 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

事業実施想定区域周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号）、「福岡県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月条例第 25 号）、「福岡市文化財保護条例」（昭和 48 年 3 月条例第 33 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は、表 3.2.4-21 及び図 3.2.4-11 に示すとおりである。

表 3.2.4-21 (1) 事業実施想定区域周囲における指定文化財等の内容

区分	国指定	県指定	市町指定
建造物	0	0	0
史跡	1	0	0
名勝	0	0	0
天然記念物	1	0	0

出典：「福岡県の文化財」（福岡県ホームページ、
<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>）
「福岡市の文化財」（福岡市経済観光文化局ホームページ、
<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>）

表 3.2.4-21 (2) 事業実施想定区域周囲における指定文化財等の内容

番号	名称	指定	種別	所在
1	元寇防塁（地蔵松原地区）	国指定	史跡	福岡市東区筥松 4-1、箱崎 6-8
2	名島の檣石	国指定	天然記念物	福岡市東区名島 1 丁目名島神社 境内内及び公有海面

出典：「福岡県の文化財」（福岡県ホームページ、<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>）
「福岡市の文化財」（福岡市経済観光文化局ホームページ、<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>）

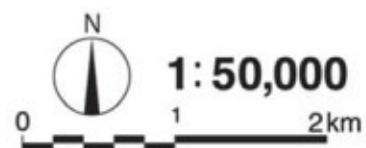


凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 文化財

図 3.2.4-11 文化財位置図

出典:「福岡県の文化財」(福岡県ホームページ、<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>)
「福岡市の文化財」(福岡市経済観光文化局ホームページ、<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>)



(11) 防災関係の法令等による指定状況等

1) 急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の位置は、図 3.2.4-12 に示すとおりである。

2) 砂防指定地

事業実施想定区域周囲において、「砂防法」(明治 30 年 3 月法律第 29 号)に基づく砂防指定地は指定されていない。

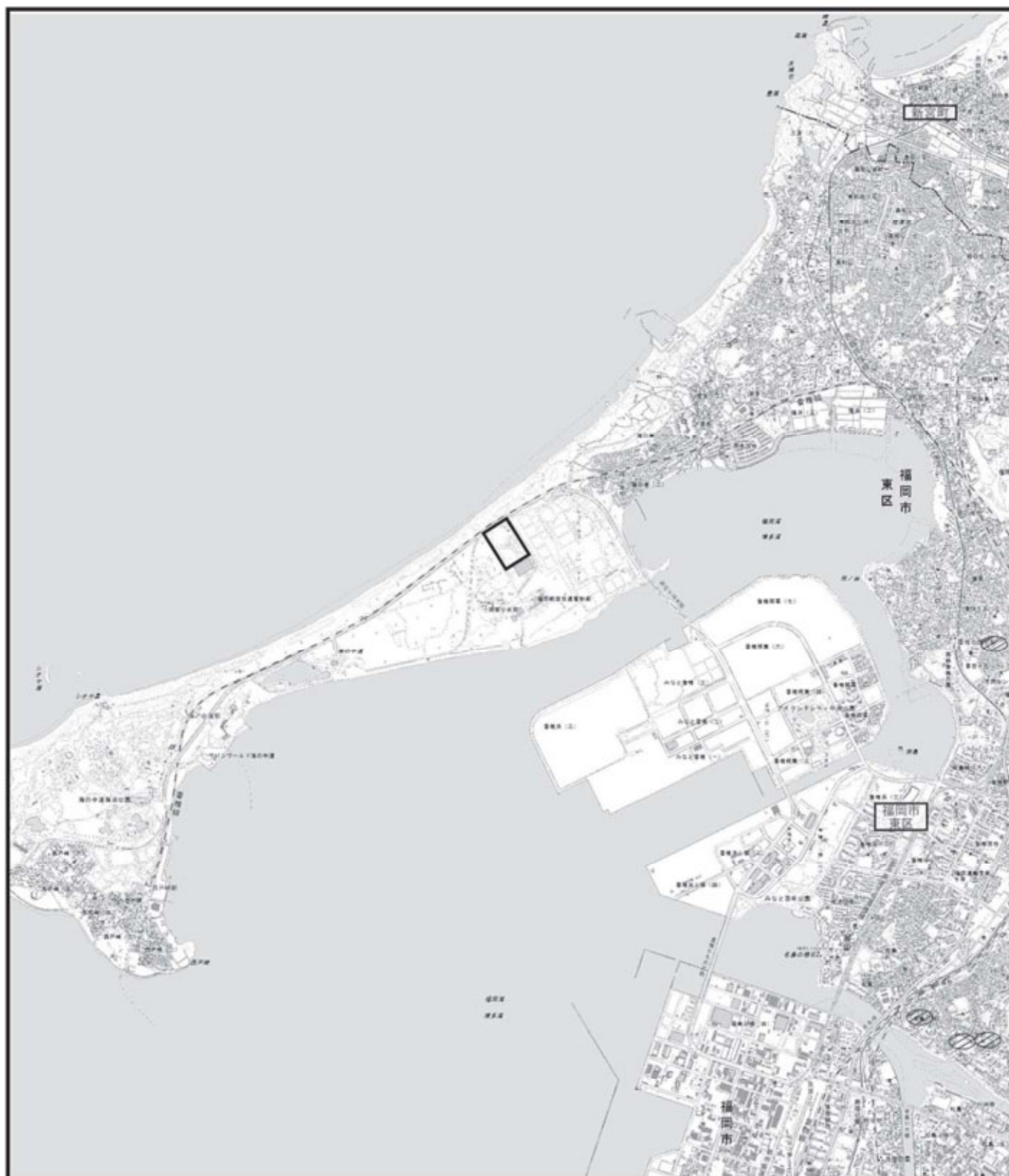
3) 地すべり防止区域

事業実施想定区域周囲において、「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域は指定されていない。

4) 地震等による被害予想等

「津波に関する防災アセスメント調査報告書」(平成 24 年 3 月、福岡県)による津波の浸水予想図は、図 3.2.4-13 に示すとおりである。事業実施想定区域は、浸水による影響を受けると予想される範囲に含まれていない。

なお、地震による液状化については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成 24 年 3 月、福岡県)によると、各想定地震により違いがあるものの、事業実施想定区域は、概ね「液状化危険度はかなり低い」に含まれる。



凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 市町村界
- : 急傾斜地崩壊防止区域

図 3.2.4-12 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



出典：「福岡県土整備事務所管内図」（平成26年3月 福岡県福岡県土整備事務所）

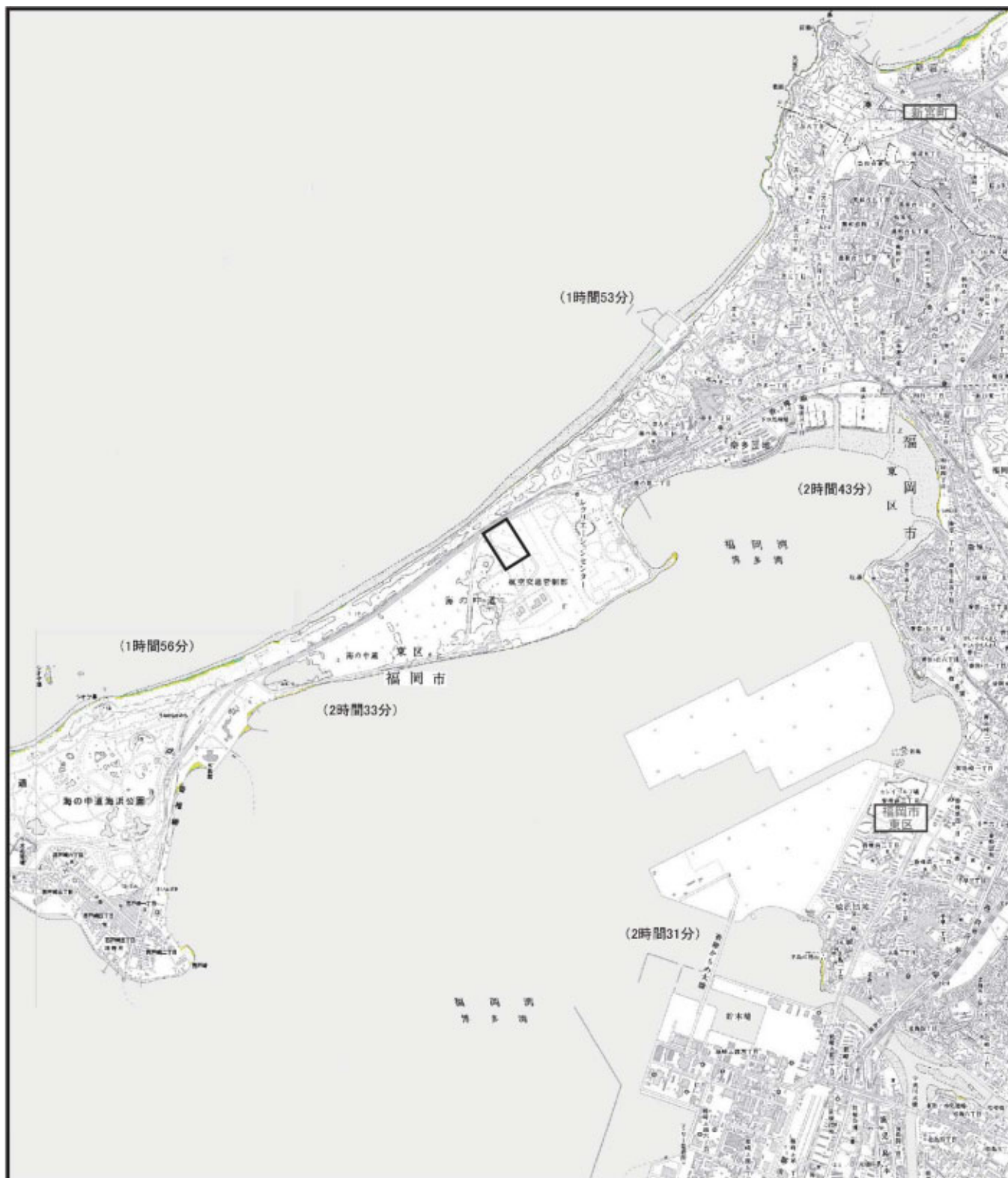


図 3.2.4-13 津波の浸水予想図

凡 例

- : 事業実施想定区域
 : 市町村界

想定震源

対馬海峡東の断層

初期潮位

平均潮位

凡 例

最大浸水深(m)

- 0.0 - 0.5
 0.5 - 0.8
 0.8 - 1.2
 1.2 - 2.0
 2.0 - 5.0

津波到達時間
(時間 分)



出典:「津波に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月 福岡県)

3.3 その他の必要な事項

(1) 公害苦情件数

福岡県における公害苦情件数の状況は、表 3.3-1 に示すとおりである。平成 25 年度に県内で受け付けられた公害の総苦情件数は 3,098 件あり、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染）に係る件数は 1,965 件で、大気汚染が 754 件と最も多かった。

表 3.3-1 福岡県における公害苦情件数(平成 25 年度)

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下 ・土壌汚染	その他	合計
平成 25	754	384	494	24	297	12	1,133	3,098

出典：「平成 26 年版 環境白書」（平成 26 年 12 月 福岡県環境部環境政策課）

(2) 地方公共団体等が実施する環境の保全に関する計画

1) 福岡県環境総合基本計画

福岡県は、行政の各分野における環境の保全と創造に関する共通認識を形成し、施策相互の連携に資するため、環境政策の長期的な目標と施策の具体的方向性を明らかにした環境総合基本計画を平成 7 年に、第二次計画を平成 15 年に策定している。

第二次計画の期間中に、「身近な自然の保全・再生」、「水環境の保全」等のテーマにおいては改善が図られたが、「きれいな空気の確保」、「リユース・リサイクルの推進」、「温室効果ガスの排出削減」等においては目標達成には至っていない。これらの課題に加え、地球温暖化の進行による気候変動、資源やエネルギーの確保、地域固有の生態系のかく乱、越境大気汚染などの国境を越えた環境問題など、より深刻化した課題や新たな課題に直面している。このような今日の環境を取り巻く情勢に適切に対応し、福岡県の豊かで安全・安心な環境を将来世代に引き継いでいくため、第三次福岡県環境総合基本計画として平成 25 年に策定し直されている。

第三次福岡県環境総合基本計画では、7 つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿とそれを実現するための 21 のテーマを設けている。また、計画期間は、平成 25～29 年度とされている。

《7 つの柱と 21 のテーマ》

1 低炭素社会の構築

- ①地球温暖化の緩和、適応のための総合的な対策の推進
- ②省エネルギーの推進
- ③多様な低炭素型エネルギーの確保
- ④温室効果ガス吸収源の確保、長期固定化の推進

指標	現状	平成 29 年度目標
温室効果ガス排出量	5,981 万トン (平成 22 年度)	温暖化対策実行計画 において設定予定

2 循環型社会の構築

- ①資源消費抑制、資源循環利用システムの構築
- ②資源循環利用に関する産業の育成

指標	現状	平成 29 年度目標	備考
産業廃棄物の排出量、 再生利用率	10,689 千トン 54% (平成 22 年度)	14,454 千トン 61% (平成 27 年度)	廃棄物処理計画改 定時に再検討予定

3 自然共生社会の構築

- ①生物多様性保全・再生のための総合的な対策の推進
- ②自然と調和した基盤整備、まちづくりの推進
- ③自然と調和した農林水産業の推進
- ④多様な機能を有する森林の保全

4 健康で快適に暮らせる生活環境の確保

- ①測定・監視体制の構築と状況の把握、情報の提供
- ②廃棄物の適正処理や環境保全への各種対策の実施と情報の提供
- ③越境問題対策の推進

指標	現状	平成 29 年度目標
環境基準の達成率 〔大気、水質、ダイオキシン類、騒音〕	大気 (SPM、NO ₂ : 48.6% (全地点)) 水 (BOD、COD : 78.3% (全地点)) ダイオキシン類 (大気、公共用水域 水質、公共用水域底質、地下水、 土壌 : 全項目 100%) 騒音 (自動車騒音 91.1%) (平成 23 年度)	環境基準の達成・維持を図る

5 国際環境協力の推進

- ①環境関連技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
- ②民間国際環境協力の促進

6 よりよい環境を実現するための地域づくり・人づくり

- ①地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
- ②環境を考えて行動する人づくりの推進

7 環境負荷を低減する技術・産業の振興

- ①環境関連技術の実用化・普及、環境関連産業の振興、海外展開の支援
- ②エコタウンを核とした環境関連産業の拠点化
- ③クリーンエネルギーの普及、関連産業の育成
- ④環境に配慮した農林水産業の振興

2) 福岡県廃棄物処理計画

福岡県では、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、平成24年3月に平成27年度までを計画期間とする「福岡県廃棄物処理計画」を策定している。

この計画では環境分野における基本計画である福岡県環境総合基本計画を支える計画として、3R（排出抑制、再使用、再生利用）を推進し、さらに、廃棄物の適正な処理を行うことにより福岡県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理して提示している。

《一般廃棄物の平成27年度の目標》

1 ごみ総排出量：平成20年度比約11%減（1,734千t） ※ 平成20年度に国の目標（平成19年度比5%減）を達成済み。過去の実績に基づき、今後の削減努力を前提に将来の目標値を設定。		
2 再生利用率：ごみ総排出量の25%（434t）（国と同じ。）		
3 最終処分量：平成20年度比10%減（204千t）（国と同じ。）		
区 分	本県の 27年度目標値	国の 27年度目標値
ごみ総排出量の増減率（20年度比）	-11%	0%
再生利用率（ごみ総排出量比）	25%	25%
最終処分量の増減率（20年度比）	-10%	-10%

《産業廃棄物の平成27年度の目標》

1 排出量：平成20年度比5%増（14,454千t）（国と同じ。）		
2 再生利用率：排出量の61%（8,817千t） ※ 本県の平成20年度実績と同じ。		
3 最終処分量：平成20年度比6%増（1,058千）（国と同じ。）		
区 分	本県の 27年度目標値	国の 27年度目標値
排出量の増減率（20年度比）	+5%	+5%
再生利用率（排出量比）	61%	53%
最終処分量の増減率（20年度比）	+6%	+6%

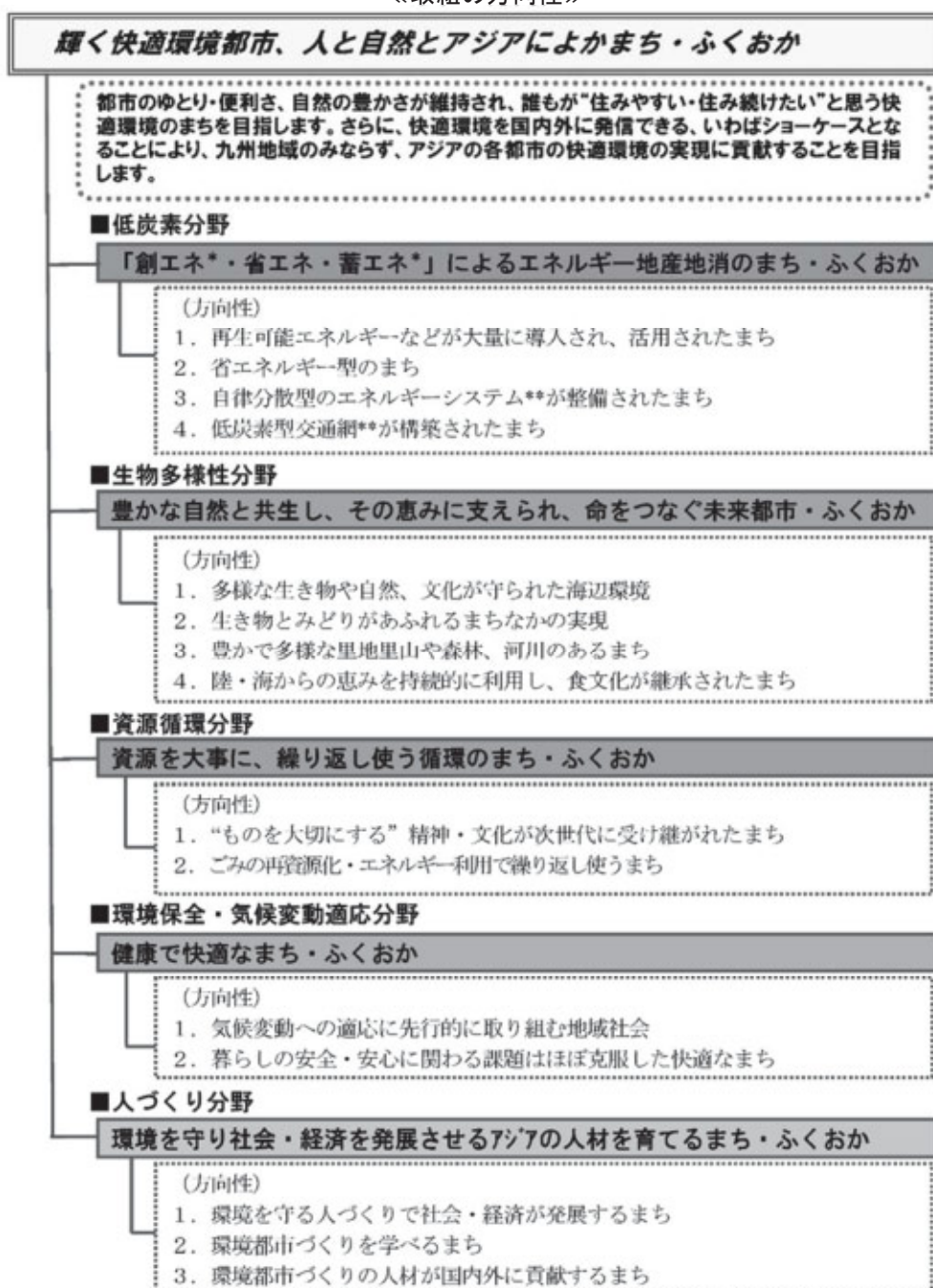
3) 福岡市新世代環境都市ビジョン

福岡市では、複雑・多様化する環境問題と、関連する社会・経済の情勢の変化に対応しながら、長期的展望に立って環境都市づくりを推進するための指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」が平成 25 年 3 月に策定されている。

この計画では、「福岡市環境基本計画（第 2 次）」の「めざすべき姿」などを引き継ぎながら、一方で、社会・経済と環境の統合的向上による新たな価値の創出を目指している。そのため、従来の環境分野に比べ、安全・安心、ビジネス、交通、教育等の社会・経済の要素もより幅広く取り込む形で、平成 62 年の将来像が設定され、取組の方向性が示されている。

また、環境基本計画や環境分野の個別計画だけでなく、今後、策定・改定される他の行政分野の計画においても、環境都市づくりの面で指針となるものと位置づけられている。

《取組の方向性》

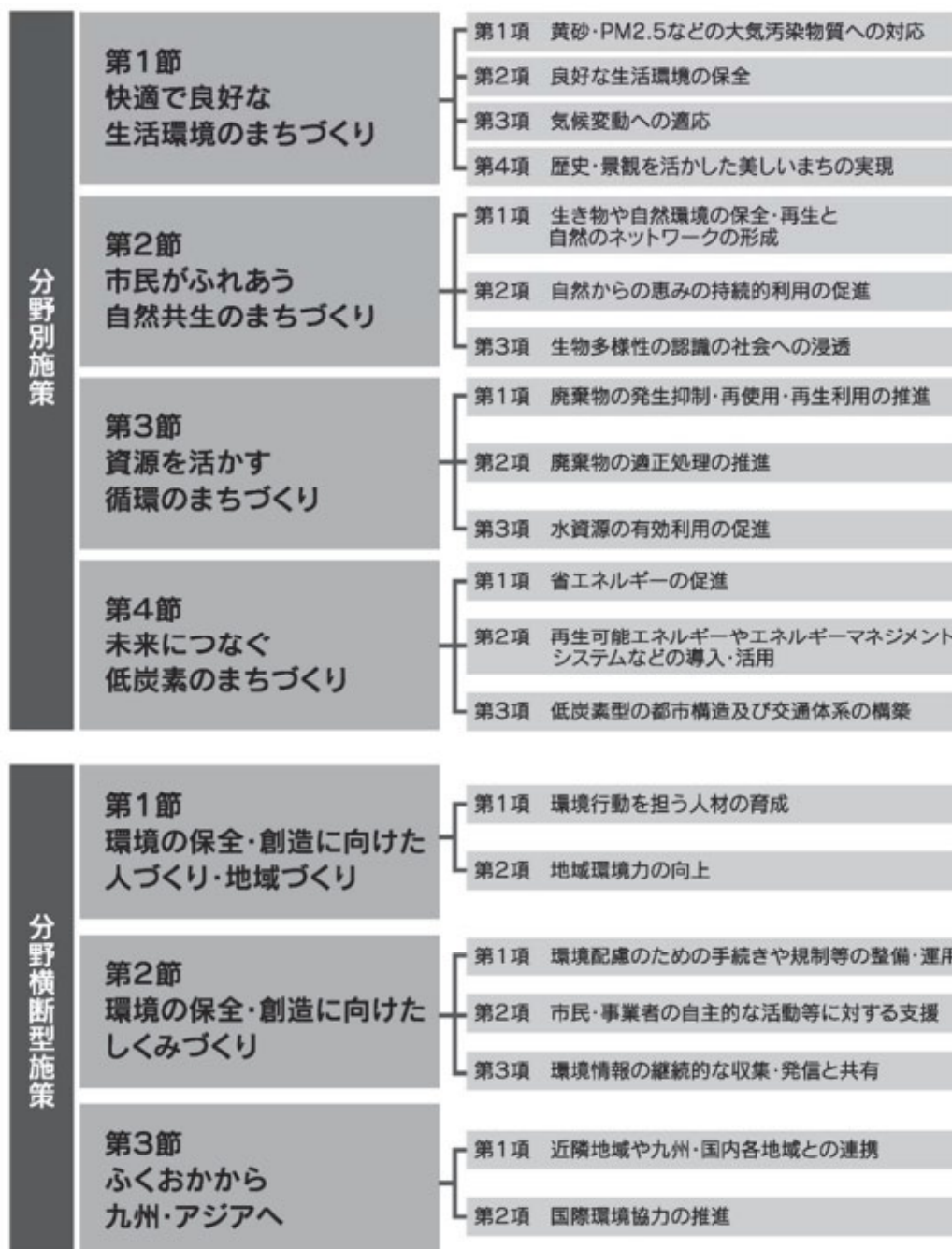


4) 福岡市環境基本計画（第三次）

福岡市では、「福岡市環境基本条例」（平成 8 年 9 月 26 日 条例第 41 号）に基づき「福岡市環境基本計画」を策定している。この計画は、「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」と並んで、環境分野における部門別計画・指針等として位置づけられる計画である。平成 9 年に環境基本計画（第一次）、平成 18 年に環境基本計画（第二次）を策定し、平成 26 年に環境基本計画（第三次）を策定している。

この計画では、「めざすまちの姿」「環境施策の分野別のまちの姿」の実現に向けて、市民・事業者・行政など各主体が、それぞれの果たすべき責務と公平な役割分担の下、自主的かつ積極的な取組みを進めていく方向性を示している。また、環境基本条例第 7 条第 6 項に基づき策定された部門別計画の上位計画となる。

《施策の体系》



5) 福岡市環境配慮指針（改訂版）

福岡市では、「福岡市環境基本計画」に示す環境像「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」を実現するために、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」に当たり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針として「福岡市環境配慮指針」（平成19年2月第二次改訂）を策定している。

この指針では、自然的・社会的条件を考慮して、市域を大きく4つのゾーンに区分し、各ゾーンの特性に従い、それぞれの地域で必要な環境配慮の方向を示している。

《ゾーン別環境配慮方向》

内陸部

『人が日常の中で身近な生きものと出会える、自然とのふれあいにあふれるまち』

《事業別環境配慮事項》

交通基盤整備事業

A 生物の多様性

- ①生物の生息・生育地の保全
- ②周辺樹林地の保全
- ③生物の生息・生育条件への影響の軽減
- ④動物の移動経路の確保
- ⑤小動物の行動習性に配慮した付帯施設の設置
- ⑥生物の生息環境に広がりを持たせる
- ⑦貴重種・希少種の保存
- ⑧外来種の侵入防止
- ⑨植栽管理
- ⑩生物の生息状況の調査

B 地形・景観・自然とのふれあい等

- ①地形の改変の最小化
- ②周辺の自然景観との調和
- ③良好な自然景観の創出
- ④周辺の都市景観との調和
- ⑤良好な沿道景観の整備
- ⑥市民のレクリエーション活動を考慮した施設の整備
- ⑦良好な音環境の創出

C 生活環境・廃棄物・環境への負荷

- ①車両通行に伴う騒音・振動、排ガス、粉じんの影響軽減
- ②施工時の騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生・拡散の抑制又は防止
- ③資材の再利用の推進
- ④建設副産物の発生抑制及び適正処分
- ⑤ヒートアイランド現象の影響軽減
- ⑥周辺住環境への配慮
- ⑦建築物の解体時の注意
- ⑧歩行者の安全
- ⑨周辺地域の交通流に与える影響軽減

6) 生物多様性ふくおか戦略

ア. 戦略の位置づけ

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に定められた生物多様性地域戦略であり、「生物多様性国家戦略」を踏まえて、平成24年8月に策定されたものである。

また、「福岡市新・基本計画」並びに「福岡市環境基本条例」に基づいて策定している「福岡市環境基本計画」を踏まえ、福岡市の生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することで本市の魅力を増進するという観点から、行政・まちづくりの基本的方向性を示すものである。

イ. 戦略の概要

ア) 戦略の期間

多くの生物が複雑に絡み合い構成されている生物多様性を維持・向上していくためには、非常に長い期間と継続的な取り組みが必要であると考えられる。また、上位に位置づけられる「生物多様性国家戦略」が「100年後も豊かな生物多様性を守り続けるために」という考えに基づいて策定されていることも踏まえ、本戦略の期間も100年間とし、長期目標の100年後を見据えつつ、当面10年程度の取り組みをとりまとめている。

イ) 戦略の対象地域

本戦略の対象地域は、福岡市新・基本計画の対象とする福岡市全域とする。

ただし、生物多様性に関する問題は、山地の連なりや河川の流域など行政区域の外側とも密接な関係を持つほか、野生生物、人、ものの移動を介した国内外の生物多様性への影響なども考慮する必要があることから、対象地域を越え、広域に視野を広げた取り組みも検討している。

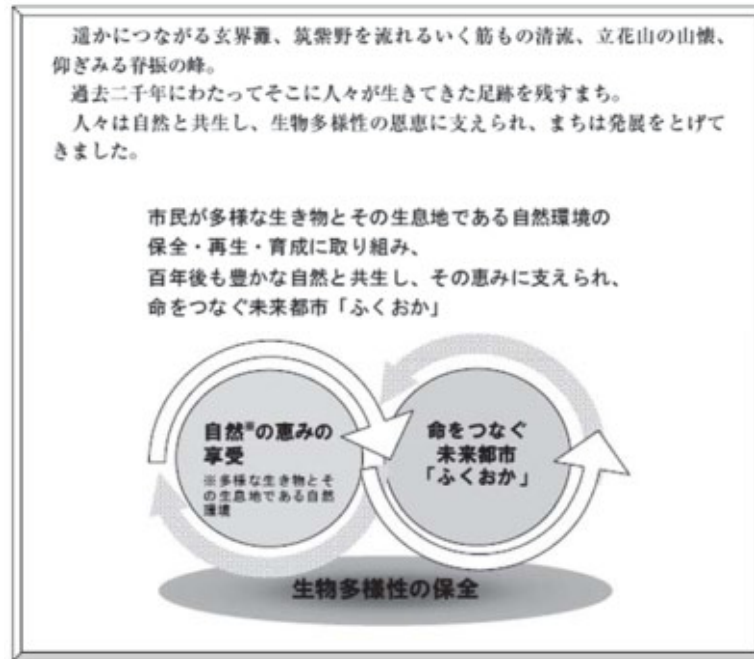
ウ) 戦略の理念

本戦略の理念として「生物多様性国家戦略」の「生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念」を以下のとおり示している。

- ①すべての生命が存立する基盤を整える
- ②人間にとって有用な価値を持つ
- ③豊かな文化の根源となる
- ④将来にわたる暮らしの安全性を保証する

また、100年後の将来像を掲げ、さらに生物多様性の観点から市域を8つに区分し、各区分の地域特性に従い、それぞれの地域別に目標を示している。

《100 年後の将来像》



ウ. 戦略の方向性

福岡市の生物多様性のポテンシャルを踏まえ、当初 10 年間の施策の方向性を次のように定めている。

- ①市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう生物多様性を広く社会に浸透させる
- ②ふくおかの魅力が生物多様性の恵みに支えられていることを理解し、重要性を認識できる人や組織の形成を支援する
- ③海洋、島しょ、干潟、平野、丘陵、山地、河川など、ふくおかの多様な生物の生息環境を守るとともに、中心市街地や港湾地域においては、再生・復元を行い、山、川、平野、海のつながりを確保する
- ④動物、水生生物、植物などふくおかの貴重な生きものを守り、豊かな生物相の回復を目指す
- ⑤ふくおかの地理的特性を活かして生物多様性に配慮したまちづくりを推進する
- ⑥安心して暮らせるふくおかの都市基盤をつくる
- ⑦生物多様性の恵みを活かしてふくおかの魅力を増進する
- ⑧生物多様性に育まれてきたふくおか固有の文化を継承する
- ⑨生物多様性の恵みを活かして新たなふくおかの文化を創造する
- ⑩ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域との協力関係を構築し、連携した取組みを推進する
- ⑪ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域と連携していくための仕組みやルールを構築する

7) 新循環のまち・ふくおか基本計画(第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画)

福岡市では、平成16年12月に第3次の一般廃棄物処理基本計画となる「循環のまち・ふくおか基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向け、ごみの削減目標を掲げるとともに、市の特性を踏まえ、市民・事業者と協働して、3Rの推進に取り組んできた。

第4次計画(平成23年12月)においては、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興など新たな視点も加味して、新たな、ごみ減量・リサイクルの数値目標を設定し、その達成に向けた重点施策として、家庭ごみについては、2R(リデュース・リユース)に重点をおいた3Rの意識向上と行動促進のための啓発を行うとともに、事業系ごみについては、資源化の余地があるごみの減量・資源化を促進することを目的としている。

ア. 計画の概要

ア) 目標年次

西部工場の更新時期(平成39年)、人口のピーク予測(平成35年)、循環型社会形成推進基本法に基づく第2次循環型社会形成推進基本計画による中長期的なイメージの時期(平成37年)を考慮して、平成21年度を基準年次とし、計画期間を平成24年度から平成37年度までの14年間としている。また、平成27年(第1次)、平成32年(第2次)に中間目標を設定している。

イ) 基本方針

「元気が持続する循環のまち・ふくおか」の実現に向け、次の3つの基本方針に基づき取り組む。

- ①循環型社会づくりのさらなる推進
- ②処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- ③持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

イ. 計画の目標

本計画の数値目標として、ごみ処理量を平成21年度の約58万トンから約11万トン削減し、平成37年度には約47万トン以下となることを目指す。

また、ごみのリサイクル率は平成21年度の28%から10ポイント向上させ、平成37年度には38%以上となることを目指す。

さらに、ごみ減量に向けた3Rの取組状況及びごみの適正処理の取組状況について、多面的に把握し、これを施策に反映させるため、6つの取組指標(3R率、3R実践度、有害廃棄物分別の実践度、家庭ごみの容積、埋立処分量、温室効果ガス排出量)を設定する。

ウ. 施策展開

目標達成に向け、以下に示す「4つの柱」を連携させた施策を展開する。

- ①市民・事業者の自主的・自発的な取組みの促進
- ②3Rの基盤整備
- ③経済的手法の活用
- ④人づくり

8) 九州地方における建設リサイクル推進計画 2014

国土交通省では、国および地方公共団体のみならず民間事業者も含めた建設リサイクルの関係者が、今後、中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、建設リサイクルの推進に向けた目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月）を策定している。この建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を基本として、九州地方建設副産物対策連絡協議会が、九州地方の建設リサイクルのより一層の推進を図るため、九州地方における目標値の設定や行動計画を加えた独自の推進計画として、「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014」を平成 27 年 3 月に策定している。

この計画では、循環型社会の構築の観点から、以下の目標指標が定められている。

《本計画の目標（九州地域全体）》

対 象 品 目		平成 2 4 年度 (実 績)	平成 3 0 年度 目 標 () 内は全国目標値
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	9 9 . 3 % 9 9 . 0 %	9 9 % 以上 (9 9 % 以上) 9 9 % 以上 (9 9 % 以上)
建設発生木材 建設汚泥	再 資 源 化 ・ 縮 減 率	9 2 . 1 % 8 8 . 9 %	9 5 % 以上 (9 5 % 以上) 9 0 % 以上 (9 0 % 以上)
建設混合廃棄物	排出率 再 資 源 化 ・ 縮 減 率	3 . 0 % 4 9 . 6 %	2 . 5 % 以下 (3 . 5 % 以下) 5 0 % 以上 (6 0 % 以上)
建設廃棄物全体	再 資 源 化 ・ 縮 減 率	9 6 . 3 %	9 6 % 以上 (9 6 % 以上)
建設発生土	建設発生土有 効利用率	7 7 . 2 %	7 8 % 以上 (8 0 % 以上)

※目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

第4章 計画段階配慮事項の選定

「福岡市環境影響評価技術指針」（平成11年3月29日）によると、計画段階配慮事項は、対象事業計画に係る環境影響の要因（以下「影響要因」という。）と環境の構成要素（以下「環境要素」という。）の関係及び環境に及ぼす影響の重大性を検討し、事業特性や地域特性に応じて、重大な環境影響のおそれのある項目を選定することとされている。

これを踏まえ、本配慮書では、影響要因を事業特性に応じて区分した上で、事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、当該区分ごとに環境影響に及ぼす影響について検討を行った。

4.1 影響要因及び環境要素の抽出

事業特性¹及び地域特性¹に関する情報等を踏まえ、抽出した影響要因及び環境要素は、以下のとおりである。

4.1.1 影響要因の抽出

(1) 工事の実施

対象事業計画における工事計画等の詳細は現時点では確定していないが、対象事業計画に係る影響要因は、概ね以下の内容が想定される。

- ・ 事業実施想定区域は現在未利用となっている造成地であるため、造成等の施工は大規模な切土工・盛土工は行われない（必要に応じ地盤改良を実施する）。
- ・ 主要な工事は、土木工事（基本施設の舗装等）、建築工事（ターミナル施設の建設等）、照明工事等を予定している。
- ・ 工事中において、地盤沈下の原因となる地下水のくみ上げは行わない。
- ・ 資材及び機械の運搬、工事関係者の通勤、建設工事に伴う副産物の搬出等のため、資材等運搬車両が走行する。
- ・ 着工から供用開始まで約2年間を予定している。

(2) 存在及び供用

対象事業計画に係る工事が終了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業計画の目的に含まれるもの（以下「存在及び供用」という。）に係る影響要因は、以下の内容が想定される。

- ・ 事業実施想定区域は現在未利用となっている造成地であるため、周辺の砂浜、植物群落、レクリエーション施設等の改変は想定されない。
- ・ 消防、捜索・救助、救急医療、報道等のヘリコプターが運航する。
- ・ 常駐機数は、23機程度（自衛隊機は移設対象外）。
- ・ ヘリコプターの発着回数は、年間6～7千回程度（単純平均で1日9機程度）。
- ・ ヘリコプター離着陸場の利用者は、基本的にヘリコプターを運用する事業者に限られる。

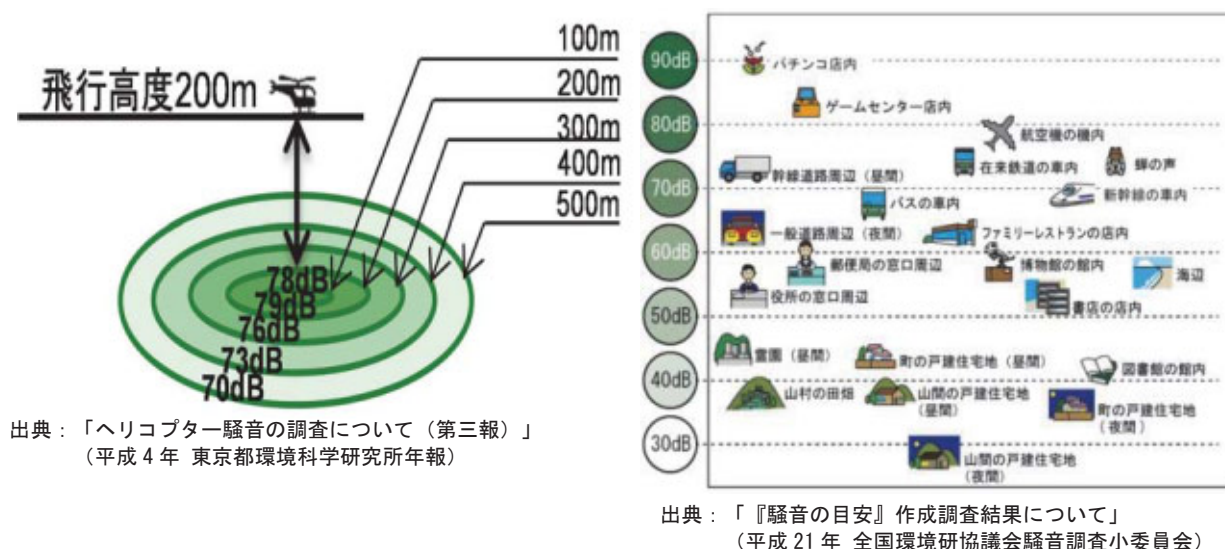
¹ 対象事業計画に係る地域特性は、以下のとおりである。

- ・ 事業実施想定区域は、北は玄界灘、南は博多湾に挟まれ、志賀島と九州本土とを繋ぐ陸繋砂州に位置する。
- ・ 事業実施想定区域の周辺の海岸一帯は、玄海国立公園に指定されている。
- ・ 事業実施想定区域の西側及び北側から東にかけての海岸沿いは、森林地域に指定されている。

4.1.2 環境要素の抽出

(1) 大気環境（大気質及び騒音）

- ・ 事業実施想定区域の東側約1kmに雁の巣地区の民家等、西側約4kmに西戸崎地区の民家等、南西側約450mに居住者のいる筑紫少女苑がある。
- ・ 事業実施想定区域に隣接する海水淡水化センター（まみずピア）における年間の最多風向は南東で、冬季には西北西及び西の風の頻度が多くなっている。
- ・ 大気質（二酸化窒素）は、福岡市内における事業実施想定区域周囲の一般環境大気測定局（香椎、東、吉塚、市役所）及び自動車排出ガス測定局（比恵、千鳥橋、天神）において、環境基準を満足している。
- ・ また、事業実施想定区域及びその近傍は、航空機騒音に係る環境基準上の類型Ⅱの地域に指定されている。民家等が存在する最寄りの雁の巣地区は、類型Ⅰの地域に指定されている。
- ・ 既往文献²によると、図 4.1に示すとおり、高度200m上空を飛行するヘリコプターの飛行音は、半径500m以内の地上では70～79dB程度³であるとされている。



○ 高度100～200m上空を飛行するヘリコプターの騒音レベル*

- ・ 音源直下から約1kmの地点：66dB程度（スーパーマーケットの店内程度）
- ・ 音源直下から約2kmの地点：60dB程度（博物館の館内程度）

*「ヘリコプター騒音の調査について（第三報）」に記載の音響パワーレベルを基に試算

図 4.1 ヘリコプター飛行音の目安

² 「ヘリコプター騒音の調査について（第三報）」（平成4年、東京都環境科学研究所年報1992）

³ 今後、対象事業計画に係る運用条件等を設定の上、精査する予定。

(2) 水環境

- ・ 事業実施想定区域及びその近傍に河川は存在しない。
- ・ 海域として北側に玄界灘、南側に博多湾がある。

(3) 土壌環境

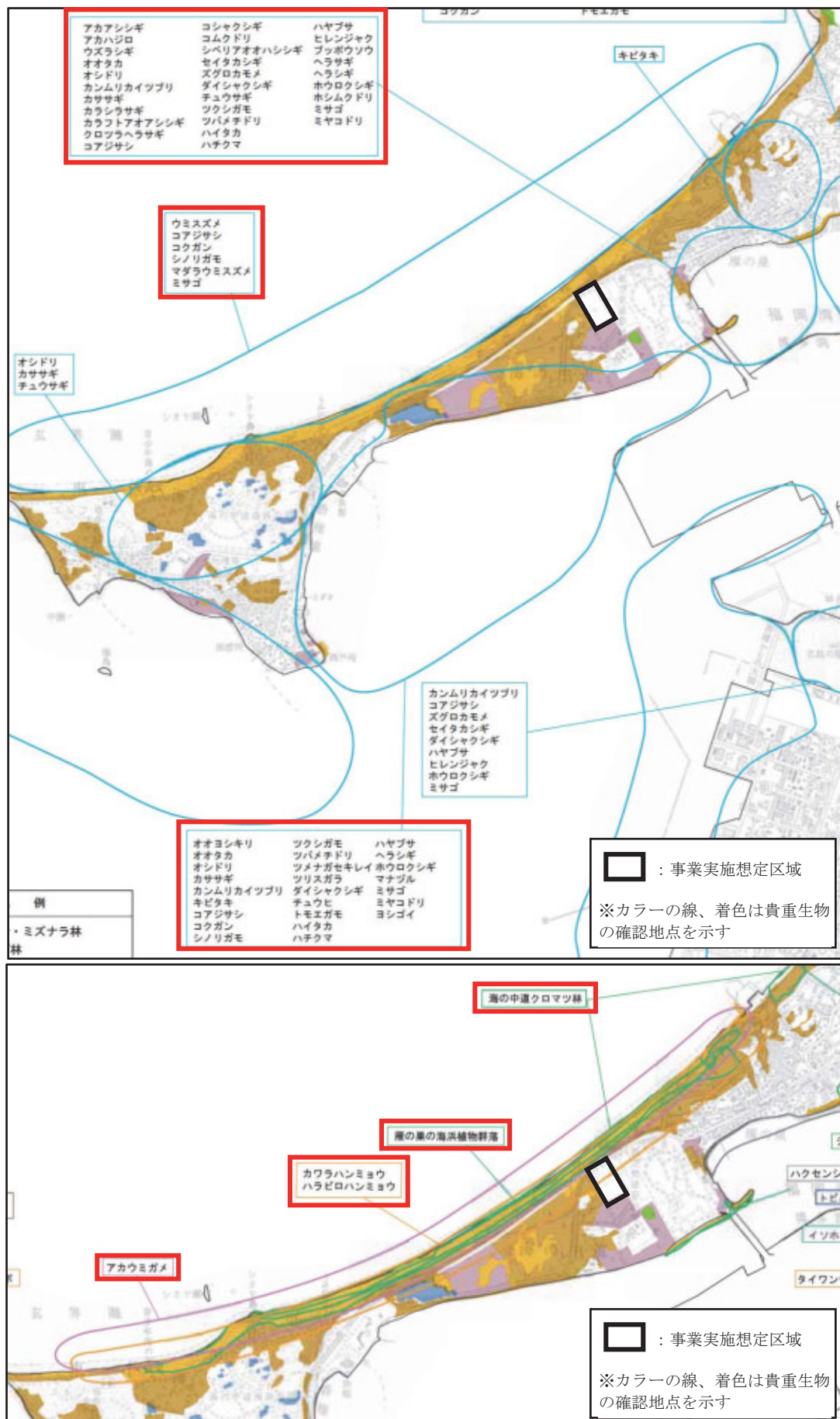
- ・ 「土地分類基本調査」（昭和59年 福岡県）によると、地形は「海岸砂丘、砂浜」に、表層地質は「砂（海浜砂層・砂丘砂層）」に分類されている。
- ・ 事業実施想定区域及びその近傍において、重要な地形・地質は確認されていない。

(4) 動物、植物、生態系

- ・ 事業実施想定区域及びその近傍は、「生物多様性ふくおか戦略」（平成24年 福岡市環境局）によると、沿海部（自然的地域）に位置付けられている。
- ・ 「福岡市環境配慮指針 改訂版」（平成19年 福岡市環境局）によると、図 4.2に示すとおり、事業実施想定区域の周辺においては、貴重生物としてコアジサシ等の鳥類やアカウミガメ、海の中道クロマツ林、雁の巣の海浜植物群落が確認されているものの、事業実施想定区域内には分布していない。
- ・ なお、カワラハンミョウ及びハラビロハンミョウについては、その分布域に事業実施想定区域の一部が重なっているが、砂地や砂丘に生息する種であることから、事業実施想定区域内に生息する可能性は小さいと考えられる。

(5) 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

- ・ 事業実施想定区域の近傍は、良好な海岸景観を形成しており、自然景観資源として陸繋砂州（海の中道）や奈多砂丘がある。
- ・ 人と自然との触れ合いの活動の場としては、国営海の中道海浜公園や雁の巣レクリエーションセンター等が近接している。国営海の中道海浜公園は、年間約200万人の利用者があり、各種スポーツ、レクリエーションに加え、環境学習等が行われている。雁の巣レクリエーションセンターでは年間約20万人の利用者があり、各種スポーツやウォーキング等が行われている。



出典：「福岡市環境配慮指針 改訂版」（平成19年、福岡市環境局）抜粋

図 4.2 貴重生物等確認地図（東区）

4.2 環境に及ぼす影響の検討

(1) 工事の実施

- 大規模な造成等の施工は想定されず、かつ、工事期間も長期間を要するものではないため、重大な環境影響を受ける環境要素はないと考えられる。

(2) 存在及び供用

- 事業実施想定区域は現在未利用となっている整地された造成地であり、周辺の砂浜、植物群落、レクリエーション施設等の改変は想定されないため、土壌環境、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場に係る重大な環境影響はないと考えられる。
- ヘリコプターの発着回数は、年間6～7千回程度（単純平均で1日9機程度）を想定しており、そのほとんどは日中の運航であることが見込まれる。
既往文献によると、高度200m上空を飛行するヘリコプターの飛行音は、半径500m以内の地上では70～79dB程度である。
また、最寄りの雁の巣地区の民家等までは1km程度離れていることから、民家等に対する大気環境（大気質及び騒音）に係る重大な環境影響はないと考えられる。
- 供用後のターミナル施設内から発生する汚水は、公共下水道に排水するため、水環境に係る重大な環境影響はないと考えられる。

4.3 計画段階配慮事項の選定

影響要因と環境要素の関係及び環境に及ぼす影響の検討の結果を踏まえ、計画段階環境配慮書手続を進める計画の立案の段階においては、複数案により影響の程度の差が考えられる「航空機の運航に係る騒音」及び「人と自然との触れ合いの活動の場」の2項目を計画段階配慮事項として選定する。

なお、他の環境要素については、今後の手続を進める中で「福岡市環境影響評価技術指針」（平成11年3月29日）の「表6 参考項目 表6-4 飛行場」に示される参考項目を参考としつつ、事業特性、地域特性及び計画段階配慮の結果を踏まえ、環境影響評価項目を選定（方法書段階）し、当該項目に係る調査・予測・評価などの環境影響評価を実施（準備書・評価書段階）していく。

表 4.1 計画配慮事項として選定した項目及び選定理由

項目		計画段階配慮事項として 選定した理由	複数案
環境要素	影響要因		
航空機騒音	存在及び供用	ターミナル施設の配置の違いにより騒音影響の程度の差が考えられる。	案1：格納庫等東側配置案 案2：格納庫等南北配置案
人と自然との触れ合いの活動の場	存在及び供用	ターミナル施設の配置の違いにより騒音影響の程度の差が考えられる。	案1：格納庫等東側配置案 案2：格納庫等南北配置案

第5章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

5.1 騒音

5.1.1 調査

対象事業計画を整理の上、ヘリコプターの飛行に伴う騒音影響等に関する文献の調査を行った。

(1) 対象事業計画

- ・ 本事業に係る運航計画は、現在の福岡空港における回転翼機能を移設するものであり、その移設対象は、消防、捜索・救助、救急医療、報道等に関するものである。
- ・ 常駐機数は、23機程度（自衛隊機は移設対象外）。
- ・ ヘリコプターの発着回数は、年間6～7千回程度（単純平均で1日9機程度）。
- ・ 運航方法は今後調整を図ることとしており、出発・到着時の飛行ルートについては、可能な限り海上を飛行するよう事業者（操縦士）へ理解を求めている（飛行の目的によっては陸上を飛行することもあり得る）。

(2) ヘリコプターの飛行に伴う騒音⁴

既往文献⁵によると、高度100m上空を飛行するヘリコプターのA特性音響パワーレベルは、機種別の最大値で137dB（アエロスパシアルAS365N）であると推計されている。

この推計値を用いて、施設配置の違いによる騒音影響の程度の差を予測する。

⁴ 今後、対象事業計画に係る運用条件等を設定の上、精査する予定。

⁵ 「ヘリコプター騒音の調査について（第三報）」（平成4年、東京都環境科学研究所年報1992）

5.1.2 予測

施設配置計画案は、図 5.1に示すとおり、2 案を設定し、比較・検討を行う。

事業実施想定区域最寄りの雁の巣地区の民家等までは、いずれの案も1km程度離れており、案1（格納庫等東側配置案）は、格納庫等によりヘリコプターの運航に伴う騒音（地上音）の回折減衰が見込まれ騒音レベルを低減可能であるのに対し、案2（格納庫等南北配置案）は、格納庫等による減音効果が見込まれないものと想定される。

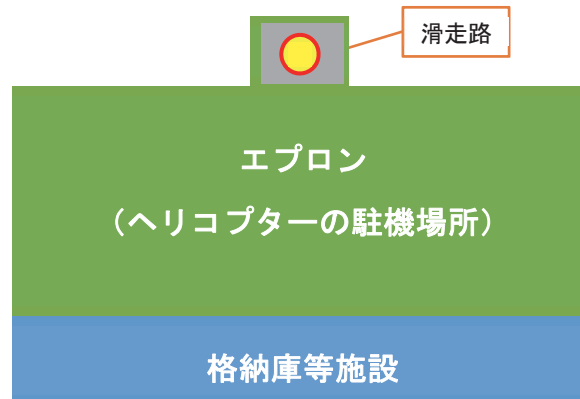
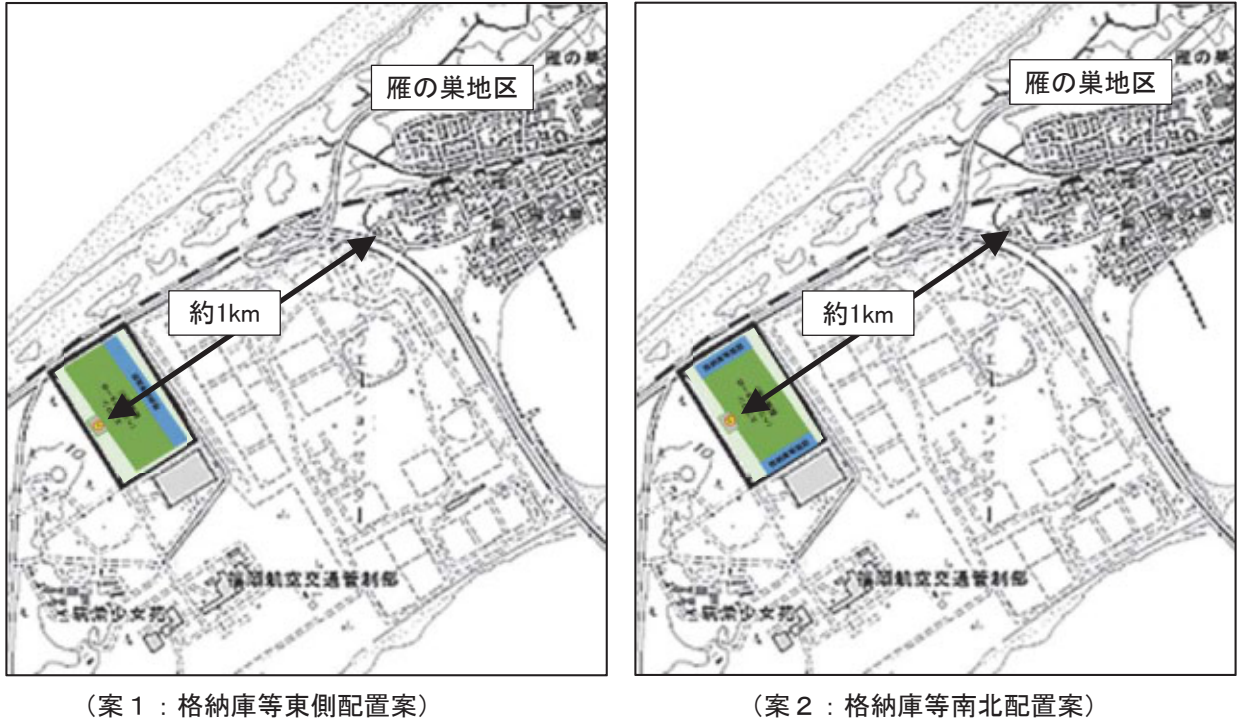


図 5.1 施設配置計画案

格納庫等によるヘリコプターの運航に伴う騒音（地上音）の回折減衰を試算するに当たっては、以下に示す半自由空間における騒音の距離減衰式を使用し、騒音レベルが最大となる場合の値を推定した。

$$L_{pA} = L_{WA} - 20 \log r - 8 \text{ (dB)} \quad \dots \text{半自由空間（地上部）の距離減衰式}$$

ここで

- L_{pA} : A特性騒音レベル (dB)
- L_{WA} : A特性音響パワーレベル (dB)
- r : 音源（ヘリコプター）からの距離 (m)

また、回折の減衰量については、以下の近似式により推定した。

$$1 \leq N \text{ の時} \quad R = 10 \log N + 13$$

$$0 \leq N < 1 \text{ の時} \quad R = 5 + 8 N^{0.438}$$

$$-0.341 \leq N < 0 \text{ の時} \quad R = 5 - 8 N^{0.438}$$

$$N < -0.341 \text{ の時} \quad R = 0$$

ここで

R : 回折による減衰量 (dB)

N : フレネル数 (dB)

$$N = \frac{2}{\lambda} \delta = \frac{\delta f}{170}$$

δ : 壁が無い時と壁がある時の音の経路長の差 (m)

f : 周波数 (Hz)

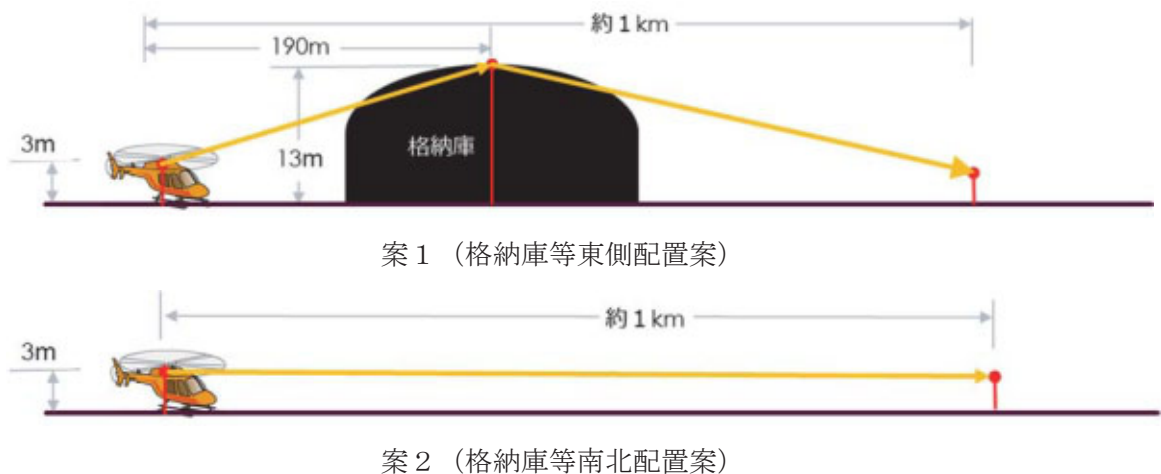


図 5.2 ヘリコプター地上音予測配置

案 1（格納庫等東側配置案）の場合、格納庫の高さを13m、音源（ヘリコプター）から格納庫までの距離を190mと仮定すると、音源からの距離が1km地点において騒音レベルが最大となる場合の値は、およそ53～62dB[※]と推定⁶される。

案 2（格納庫等南北配置案）の場合、騒音レベルが最大となる場合の値は、およそ69dB[※]と推定される。

なお、いずれの案も音源の高さは、3mと仮定している。

※ 今後、対象事業計画に係る運用条件等を設定の上、精査する予定。

⁶ 音響パワーレベルの周波数を 1000Hz～63Hz と仮定している（1000Hz であれば 53dB、63Hz であれば 62dB）。

5.1.3 評価

事業実施想定区域最寄りの雁の巣地区の民家等や隣接する雁の巣レクリエーションセンターに対して、案1（格納庫等東側配置案）は、格納庫等によりヘリコプターの運航に伴う騒音（地上音）の回折減衰が見込まれ騒音レベルを低減可能であるのに対し、案2（格納庫等南北配置案）は、格納庫等による減音効果が見込まれないことが確認された。

したがって、環境影響の観点からは案1（格納庫等東側配置案）の方が優位であると評価される。

ヘリコプターの発着回数は、年間6～7千回程度（単純平均で1日9機程度）を想定しており、そのほとんどは日中の運航であることが見込まれる。

また、最寄りの雁の巣地区の民家等までは1km程度離れていることから、民家等に対するヘリコプターの運航に伴う騒音に係る重大な環境影響はないと考えられる。

5.2 人と自然との触れ合いの活動の場

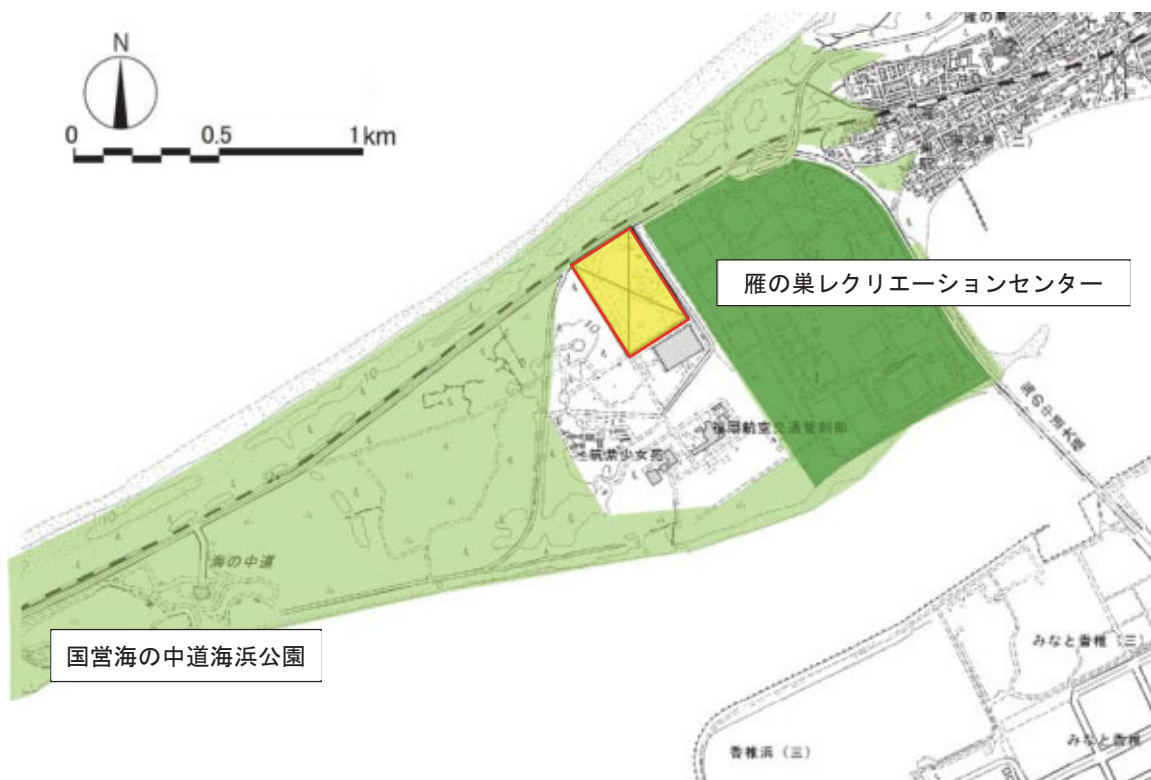
5.2.1 調査

対象事業計画により利用性・快適性に影響を受けるおそれがあると考えられる人と自然との触れ合いの活動の場について、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年 建設省）を参考に、事業実施想定区域より500m程度の範囲に存在するものを対象に調査した。人と自然との触れ合いの活動の場の概要は、表 5.1に示すとおりである。

表 5.1 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

名 称	概 要
海の中道海浜公園	東西約6km、総面積約540ha。年間約200万人の利用者がある。園内は花のエリア、芝生のエリア、自然体験エリア、遊びのエリア、博多湾エリア、玄界灘エリア、リゾートエリアの7エリアで構成。広大な敷地や各種施設を利用した各種スポーツ、レクリエーションに加え、動植物とのふれあい等を通した環境学習等が、年間を通して行われている。 
雁の巣レクリエーションセンター	約66ha。年間約20万人の利用者がある。広大な敷地を利用して整備されたスポーツ・レクリエーション施設。野球場14面、ソフトボール場5面をはじめ球技場やサイクリングロード、レジャー農園などを備え、少年野球大会など広く市民に利用されている。 

位置図



海の中道海浜公園整備・管理運営プログラム(H25.3 国土交通省九州地方整備局)を基に作成

5.2.2 予測

事業実施想定区域は、いずれの案も現在未利用となっている整地された造成地であり、対象事業計画により「海の中道海浜公園」及び「雁の巣レクリエーションセンター」の改変は想定されない。

また、これらの施設までの経路の分断区間はなく、距離・到達時間等の変化は生じない。

案1（格納庫等東側配置案）は、格納庫等によりヘリコプターの運航に伴う騒音（地上音）の回折減衰が見込まれ騒音レベルを低減可能であるのに対し、案2（格納庫等南北配置案）は、格納庫等による減音効果が見込まれない。

5.2.3 評価

環境影響の観点からは、格納庫等による減音効果が見込まれる案1（格納庫等東側配置案）の方が優位であると評価される。

ヘリコプターの発着回数は、年間6～7千回程度（単純平均で1日9機程度）を想定しており、そのほとんどは日中の運航であることが見込まれ、ヘリコプターの運航に伴う騒音に係る重大な環境影響はないと考えられる。

第6章 計画段階配慮の総合評価

計画段階配慮事項ごとの評価結果は、表 6.1に示すとおりである。

環境影響に係る比較・検討の結果、案2（格納庫等南北配置案）に比し、案1（格納庫等東側配置案）の方が環境影響の観点からは優位であると評価する。

表 6.1 環境要素別評価結果及びその理由

環境要素 の区分	影響要因 の区分	案1 (格納庫等 東側配置案)	案2 (格納庫等 南北配置案)	評価
航空機騒音	存在及び 供用	○	△	○事業実施想定区域最寄りの雁の巣地区の民家等や隣接する雁の巣レクリエーションセンターに対して、案1は、格納庫等によりヘリコプターの運航に伴う騒音（地上音）の回折減衰が見込まれ騒音レベルを低減可能であるのに対し、案2は、格納庫等による減音効果が見込まれない。 ○ヘリコプターの発着回数は、年間6～7千回程度（単純平均で1日9機程度）を想定しており、そのほとんどは日中の運航であることが見込まれる。 また、最寄りの雁の巣地区の民家等までは1km程度離れていることから、民家等に対するヘリコプターの運航に伴う騒音に係る重大な環境影響はないと考えられる。
人と自然との触れ合いの活動の場	存在及び 供用	○	△	○事業実施想定区域は、いずれの案も現在未利用となっている整地された造成地であり、対象事業計画により「海の中道海浜公園」及び「雁の巣レクリエーションセンター」の改変は想定されない。 ○これらの施設までの経路の分断区間はなく、距離・到達時間等の変化は生じない。 ○環境影響の観点からは、格納庫等による減音効果が見込まれる案1の方が優位であると評価される。 ○ヘリコプターの発着回数は、年間6～7千回程度（単純平均で1日9機程度）を想定しており、ヘリコプターの運航に伴う人と自然との触れ合い活動の場に係る重大な環境影響はないと考えられる。

第7章 専門家等による技術的助言

計画段階配慮事項の選定並びに調査、予測及び評価の実施に当たり、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けた。

専門家等の専門分野及び技術的助言の内容は、表 4.2 に示すとおりである。

表 4.2 技術的助言の内容

専門分野	項目	技術的助言の内容
環境シミュレーション	大気質	北西の風が多いようなので、案1については今後の検討課題と思うが、飛砂を防ぐため防風林を設置するなど検討しても良いか考える。
環境工学	騒音（航空機）	案1の受音点における予測値に 53～62dB と幅があるのは周波数により回折減衰量が異なるためであり、63～1000Hz という幅を持って予測を行った旨を記載するほうが良い。 音源から格納庫までの距離が近いほど騒音の減衰量が大きいため、当該距離は重要な情報である。ヘリコプターと格納庫までの距離を記載するほうが良い。
衛生工学	候補地選定	事業実施想定区域は丘陵地ではなく平地であり、環境的側面からはプラス要素である。 また、当該区域は、玄界灘からの海風がヘリコプターの運航に影響ないか今後の検討の中で確認する必要がある。
鳥類	動物（鳥類）	今後、方法書以降の手続きを進めるにあたってバードストライク等の影響についても把握を行うことが重要である。
緑地計画	植物、生態系	クロマツ林による騒音減衰効果は期待できる。

第8章 その他規則で定める事項

対象事業を実施するに当たり、必要となる許認可等又は届出の内容は次のとおりである。

特になし。

第9章 受託者の氏名及び住所

本計画段階環境配慮書は、以下に示すものに委託して実施した。

9.1 受託者の名称及び代表者の氏名

名 称： パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社

代表者： 本社長 永井 清嗣

9.2 受託者の主たる事務所の所在地

所在地： 〒530-0004

大阪市北区堂島浜一丁目2番1号